

水道工事標準仕様書

令和8年（2026年）1月

川崎市上下水道局

目 次

第1編 共通編	1-1
第1章 総 則	1-1
第1節 総 則	1-1
1-1-1-1 適 用	1-1
1-1-1-2 用語の定義	1-1
1-1-1-3 設計図書の照査等	1-6
1-1-1-4 工程表	1-6
1-1-1-5 施工計画書	1-6
1-1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録	1-7
1-1-1-7 監督員	1-8
1-1-1-8 工事用地等の使用	1-8
1-1-1-9 工事着手	1-8
1-1-1-10 工事の下請負	1-9
1-1-1-11 施工体制台帳	1-9
1-1-1-12 受注者相互の協力	1-10
1-1-1-13 調査・試験に対する協力	1-10
1-1-1-14 工事の一時中止	1-11
1-1-1-15 設計図書の変更	1-12
1-1-1-16 工期変更	1-12
1-1-1-17 支給材料及び貸与品	1-12
1-1-1-18 工事現場発生品	1-13
1-1-1-19 建設副産物	1-13
1-1-1-20 監督員による確認及び立会等	1-14
1-1-1-21 数量の算出	1-17
1-1-1-22 工事完成図	1-17
1-1-1-23 品質証明	1-17
1-1-1-24 工事完成検査	1-18
1-1-1-25 既済部分検査等	1-19
1-1-1-26 中間検査	1-19
1-1-1-27 部分使用	1-19
1-1-1-28 施工管理	1-20
1-1-1-29 履行報告	1-21
1-1-1-30 工事関係者に対する措置要求	1-22
1-1-1-31 工事中の安全確保	1-22
1-1-1-32 爆発及び火災の防止	1-24
1-1-1-33 後片付け	1-24
1-1-1-34 事故報告書	1-25

1-1-1-35	環境対策	1-25
1-1-1-36	文化財の保護	1-27
1-1-1-37	交通安全管理	1-28
1-1-1-38	施設管理	1-30
1-1-1-39	諸法令及び諸法規の遵守	1-30
1-1-1-40	官公庁等への手続き等	1-33
1-1-1-41	施工時期及び施工時間の変更	1-34
1-1-1-42	工事測量	1-34
1-1-1-43	提出書類	1-35
1-1-1-44	不可抗力による損害	1-35
1-1-1-45	特許権等	1-36
1-1-1-46	保険の付保及び事故の補償	1-36
1-1-1-47	臨機の措置	1-37
1-1-1-48	衛生管理	1-38
1-1-1-49	石綿使用の有無	1-38
第2章 材料		1-39
第1節 適用		1-39
1-2-1-1	適用	1-39
1-2-1-2	材料の検査	1-39
1-2-1-3	浄水に接する機器及び材料	1-39
第3章 水道用配管材料		1-40
第1節 支給材料		1-40
1-3-1-1	一般事項	1-40
1-3-1-2	支給材料の受領及び保管	1-40
1-3-1-3	支給材料の使用	1-40
1-3-1-4	支給材料の返納	1-41
第2節 管路材料を含んだ工事		1-42
1-3-2-1	一般事項	1-42
1-3-2-2	材料の調達	1-42
1-3-2-3	材料の品質確保等	1-42
1-3-2-4	材料の検査	1-42
1-3-2-5	材料の使用	1-43
第3節 鋼管製作		1-45
1-3-3-1	適用	1-45
1-3-3-2	規格	1-45
1-3-3-3	一般事項	1-45
1-3-3-4	検査	1-45
1-3-3-5	管体製作	1-45

1-3-3-6 塗覆装	1-49
第4節 ステンレス鋼管製作	1-52
1-3-4-1 適用	1-52
1-3-4-2 規格	1-52
1-3-4-3 一般事項	1-52
1-3-4-4 検査	1-52
1-3-4-5 管体製作	1-52
第4章 一般施工	1-56
第1節 適用	1-56
1-4-1-1 一般事項	1-56
第5章 土工	1-57
第1節 適用	1-57
1-5-1-1 一般事項	1-57
第6章 無筋、鉄筋コンクリート	1-58
第1節 適用	1-58
1-6-1-1 一般事項	1-58
第7章 塗装	1-59
第1節 適用	1-59
1-7-1-1 一般事項	1-59
第2節 水管橋等構造物の塗装	1-59
1-7-2-1 一般事項	1-59
1-7-2-2 塗料	1-59
1-7-2-3 工場塗装	1-59
1-7-2-4 現場塗装	1-60
第2編 水道土木工事編	2-1
第1章 管路工事	2-1
第1節 総則	2-1
2-1-1-1 適用	2-1
第2節 管路工	2-1
2-1-2-1 適用	2-1
2-1-2-2 一般事項	2-1
2-1-2-3 管路土工	2-2
2-1-2-4 管布設工	2-3
2-1-2-5 管防護工	2-39
2-1-2-6 弁設置工	2-40
2-1-2-7 弁室築造工	2-43

2-1-2-8	栓設置工	2-46
2-1-2-9	排水設備設置工	2-46
2-1-2-10	管撤去工	2-46
2-1-2-11	弁撤去工	2-47
2-1-2-12	弁室撤去工	2-47
2-1-2-13	栓撤去工	2-48
2-1-2-14	排水設備撤去工	2-48
2-1-2-15	管路材料（管類）	2-48
2-1-2-16	管路材料（弁類）	2-48
2-1-2-17	管路材料（栓類）	2-48
2-1-2-18	管路材料（排水設備）	2-48
2-1-2-19	管充填工	2-48
2-1-2-20	仮設配管工	2-48
2-1-2-21	管路土留工	2-48
2-1-2-22	埋設物防護工	2-50
2-1-2-23	管路路面覆工	2-50
2-1-2-24	補助地盤改良工	2-51
2-1-2-25	開削水替工	2-52
2-1-2-26	地下水位低下工	2-52
2-1-2-27	発生品処分	2-52
2-1-2-28	運搬処理工	2-52
第3節 給水管付替工		2-53
2-1-3-1	適用	2-53
2-1-3-2	一般事項	2-53
2-1-3-3	管路土工	2-53
2-1-3-4	給水管布設工	2-54
2-1-3-5	弁設置工	2-56
2-1-3-6	管路土留工	2-56
2-1-3-7	開削水替工	2-56
2-1-3-8	付帶工	2-56
第4節 管更生工		2-58
2-1-4-1	適用	2-58
2-1-4-2	一般事項	2-58
2-1-4-3	管クリーニング工	2-58
2-1-4-4	管ライニング工	2-58
2-1-4-5	管端処理工	2-59
2-1-4-6	穿孔処理工	2-59
2-1-4-7	管栓止工	2-59
第5節 小口径推進		2-60
2-1-5-1	適用	2-60
2-1-5-2	一般事項	2-60

2-1-5-3	推進水替工	2-60
2-1-5-4	補助地盤改良工	2-60
第6節 中大口径推進		2-61
2-1-6-1	適用	2-61
2-1-6-2	一般事項	2-61
2-1-6-3	土圧推進工	2-61
2-1-6-4	推進水替工	2-61
2-1-6-5	補助地盤改良工	2-61
第7節 シールド		2-62
2-1-7-1	適用	2-62
2-1-7-2	坑外設備工	2-62
2-1-7-3	シールド水替工	2-62
2-1-7-4	補助地盤改良工	2-62
第8節 附帯工		2-63
2-1-8-1	一般事項	2-63
2-1-8-2	舗装撤去工	2-63
2-1-8-3	舗装土工	2-63
2-1-8-4	舗装復旧工	2-63
2-1-8-5	仮復旧舗装撤去工	2-64
2-1-8-6	仮舗装土工	2-64
2-1-8-7	舗装仮復旧工	2-64
2-1-8-8	区画線工	2-65
2-1-8-9	道路付属物撤去工	2-65
2-1-8-10	道路付属物復旧工	2-65
2-1-8-11	構造物取壊し工・構造物撤去工	2-66
2-1-8-12	構造物設置工	2-67
2-1-8-13	発生品処分	2-67
2-1-8-14	運搬処理工	2-68
第9節 立坑工		2-69
2-1-9-1	一般事項	2-69
2-1-9-2	管路土工	2-69
2-1-9-3	立坑基礎工	2-69
2-1-9-4	土留工	2-69
2-1-9-5	ライナープレート式土留工及び土工	2-69
2-1-9-6	鋼製ケーシング式土留工及び土工	2-70
2-1-9-7	地中連続壁工	2-71
2-1-9-8	地中連続壁工（柱列式）	2-72
2-1-9-9	路面覆工	2-73
2-1-9-10	立坑設備工	2-73
2-1-9-11	埋設物防護工	2-73
2-1-9-12	補助地盤改良工	2-73

2-1-9-13 立坑水替工	2-73
2-1-9-14 地下水低下工	2-73
第2章 淨水場・配水池	2-74
第1節 総則	2-74
2-2-1-1 適用	2-74
第2節 敷地造成土工	2-74
2-2-2-1 一般事項	2-74
第3節 法面工	2-74
2-2-3-1 一般事項	2-74
第4節 地盤改良工	2-74
2-2-4-1 一般事項	2-74
第5節 本体作業土工	2-74
2-2-5-1 一般事項	2-74
第6節 本体仮設工	2-75
2-2-6-1 一般事項	2-75
第7節 本体築造工	2-75
2-2-7-1 一般事項	2-75
第8節 構内管路工	2-75
2-2-8-1 一般事項	2-75
第9節 構内道路工	2-75
2-2-9-1 一般事項	2-75
第10節 擁壁工	2-76
2-2-10-1 一般事項	2-76
第3編 水道機械・電気設備工事編	3-1
第1章 機械設備工事	3-1
第1節 総則	3-1
3-1-1-1 適用	3-1
第2節 機械設備共通事項	3-1
3-1-2-1 システム設計	3-1
3-1-2-2 機器等の調達	3-1
3-1-2-3 海外製品を使用する場合	3-1
3-1-2-4 承諾図書	3-1
3-1-2-5 材料	3-2
3-1-2-6 工事写真	3-2
3-1-2-7 完成図書等	3-2
3-1-2-8 機器の機能保持	3-2
3-1-2-9 機器の表示	3-3
3-1-2-10 関係指針	3-3

3-1-2-11 組合せ試験及び総合試運転	3-3
3-1-2-12 不具合時の措置	3-3
3-1-2-13 他の仕様書の適用	3-4
第3節 製作・施工	3-4
3-1-3-1 配管工事	3-4
3-1-3-2 塗装	3-4
第4節 その他資料	3-6
3-1-4-1 承諾図書の作成内訳	3-6
3-1-4-2 完成図書等の作成内訳	3-8
3-1-4-3 完成図書表紙の様式	3-9
第2章 電気設備工事	3-10
第1節 総 則	3-10
3-2-1-1 適用	3-10
第2節 電気設備共通事項	3-10
3-2-2-1 規格、指針等	3-10
3-2-2-2 事前調査	3-10
3-2-2-3 システム設計等	3-10
3-2-2-4 材料	3-12
3-2-2-5 工事写真	3-12
3-2-2-6 完成図書等	3-12
3-2-2-7 現場試験	3-12
3-2-2-8 機器の機能保持	3-13
3-2-2-9 総合試運転	3-13
3-2-2-10 その他	3-13
第3節 機 器	3-14
第4節 機材・施工	3-14
第5節 その他資料	3-14
第4編 水道建築工事編	4-1
第1章 建築工事	4-1
第1節 総 則	4-1
4-1-1-1 適用	4-1
第2節 建築共通事項	4-1
4-1-2-1 書面の書式及び取扱い	4-1
4-1-2-2 協議の結果処置	4-1
4-1-2-3 火災保険等	4-1
4-1-2-4 工事関係図書（工事写真）	4-2
4-1-2-5 工事現場管理（施工中の安全確保）	4-2

4-1-2-6 材料	4-2
4-1-2-7 施工（地盤改良土等の土質試験について）	4-2
4-1-2-8 完成図等（提出物品等）	4-2
第3節 各種工事	4-3
4-1-3-1 仮設工事	4-3
4-1-3-2 土工事	4-3
4-1-3-3 地業工事	4-3
4-1-3-4 コンクリート工事	4-3
4-1-3-5 防水工事	4-3
4-1-3-6 ユニット及びその他工事	4-3
4-1-3-7 舗装工事	4-3
第2章 建築附帯機械・電気設備工事	4-4
第1節 総 則	4-4
4-2-1-1 適用	4-4
第2節 建築附帯設備共通事項	4-5
4-2-2-1 協議の結果処置	4-5
4-2-2-2 火災保険等	4-5
4-2-2-3 工事関係図書	4-5
4-2-2-4 発生材の処理等	4-5
4-2-2-5 電気保安技術者	4-5
4-2-2-6 材料	4-6
4-2-2-7 完成図等	4-6

附則 1 水道工事施工管理基準

第1章 総 則	附 1-1
1 一般事項	附 1-1
第2章 水道土木工事編	附 1-3
1 出来形管理基準	附 1-3
2 品質管理基準	附 1-9
第3章 水道機械・電気設備工事編	附 1-13
1 出来形及び品質管理基準	附 1-13
2 他の基準の準用	附 1-13

附則 2 水道工事写真管理基準

1 総則	附 2-1
2 撮影	附 2-1
3 整理提出	附 2-3
4 その他	附 2-3
別紙「フィルムカメラを使用した場合の水道工事写真管理基準」	別紙-1

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1-1 適 用

1. 適用工事

水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、川崎市上下水道局が発注する水道事業及び工業用水道事業に係る請負工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）において、川崎市上下水道局工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

2. 標準仕様書の適用

受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「川崎市上下水道局請負工事監督規程」（以下「監督規程」という。）及び「同検査規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査等）にあたっては、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 優先事項

契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められた事項は、別の定めがある場合を除き契約の履行を拘束するものとする。

契約図面、特記仕様書及び工事設計書に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面または工事設計書の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5. SI 単位

設計図書は、SI 単位を使用するものとする。SI 単位については、SI 単位と非 SI 単位が併記されている場合は（ ）内を非 SI 単位とする。

6. 諸法令・基準類の改定

この標準仕様書で適用すべきとされている諸法令、基準類が改正、改訂された場合には、それに従うものとする。

1-1-1-2 用語の定義

1. 監督員

監督員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称している。受注者には主として主任監督員及び一般監督員が対応する。

2. 総括監督員

総括監督員とは、「監督規程」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止

または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（地方自治法第234条の5に規定する長またはその委任を受けた者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

3.主任監督員

主任監督員とは、「監督規程」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4.一般監督員

一般監督員とは、「監督規程」に定める一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行い、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5.契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

6.設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明等に対する質問回答書をいう。また、水道土木工事及び水道機械・電気設備工事については、工事設計書を含むものとする。ただし、水道建築工事については、第4編水道建築工事編に定めるものとする。

7.仕様書

仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。

8.標準仕様書

標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要件、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9.特記仕様書

特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要件を定める図書をいう。

10.契約図面

契約図面とは契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

11.現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

12. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

13. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

14. 工事設計書

工事設計書とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

15. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

16. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

17. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

18. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他資料を説明し、差し出すことをいう。

19. 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他資料を示し、説明することをいう。

20. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

21. 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

22. 連絡

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 19 条に該当しない事項または緊急に伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

23. 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

24. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

25. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないことができるものとする。

26. 書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、**指示**、**承諾**、**協議**、**提出**、**報告**、**通知**が行われた工事帳票については、記名（署名または押印を含む）がなくても有効とする。

27. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「附則2 水道工事写真管理基準」に基づき撮影したものをいう。

28. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等を添付して提出される非定型の資料をいう。

29. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

30. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

31. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

32. 工事関係書類

工事関係書類とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**、及び**工事完成図書**をいう。

33. 確認

確認とは、**契約図書**に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

34. 立会

立会とは、**契約図書**に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

35. 段階確認

段階確認とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

36. 工事検査

工事検査とは、検査員が契約書第32条、第39条、第41条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

37. 検査員

検査員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

38. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

39. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

40. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

41. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。ただし、工事関係提出書類における工事着手日については、川崎市上下水道局契約規程によるものとする。

42. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

43. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

44. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

45. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

46. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

47. SI

SIとは、国際単位系をいう。

48. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

49. JIS 規格

JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

50. JWWA 規格

JWWA 規格とは、日本水道協会規格をいう。

51. WSP 規格

WSP 規格とは、日本水道鋼管協会規格をいう。

52. JDPA 規格

JDPA 規格とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。

53. JSWAS 規格

JSWAS 規格とは、日本下水道協会規格をいう。

54. JEC 規格

JEC 規格とは、電気学会電気規格調査会標準規格をいう。

55. JEM 規格

JEM 規格とは、日本電機工業会規格をいう。

56. JCS 規格

JCS 規格とは、日本電線工業会規格をいう。

57. JIL 規格

JIL 規格とは、日本照明器具工業会規格をいう。

58. SBA 規格

SBA 規格とは、電池工業会規格をいう。

59. JCAA 規格

JCAA 規格とは、日本電力ケーブル接続技術協会規格をいう。

60. NEGA 規格

NEGA 規格とは、日本内熱力発電設備協会規格をいう。

61. JMIF 規格

JMIF 規格とは、日本計量機器工業連合会規格をいう。

62. JEAC 規程

JEAC 規程とは、電気技術規程をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等**1. 図面原図の貸与**

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 20 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-1-4 工程表

受注者は、契約書第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-1-5 施工計画書**1. 一般事項**

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成させるために必要な

手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（使用機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定期休日・所定期休日（週休二日の導入）
- (16) その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録をしなければならない。ただし、余裕期間の設定がある工事については、その定めによるものとする。

登録対象は、工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注

者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-7 監督員

1. 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-1-8 工事用地等の使用

1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-9 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

また、共同企業体が行う工事については、工事始期日以降すみやかに川崎市上下水道局共同企業体取扱要綱第11条にもとづく「共同企業体編成表（第3号様式）」を監督員に提出しなければならない。

1-1-10 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- 2 下請負者が川崎市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- 3 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。また適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めるとともに社会保険未加入業者には加入指導をおこなうこと。

1-1-11 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

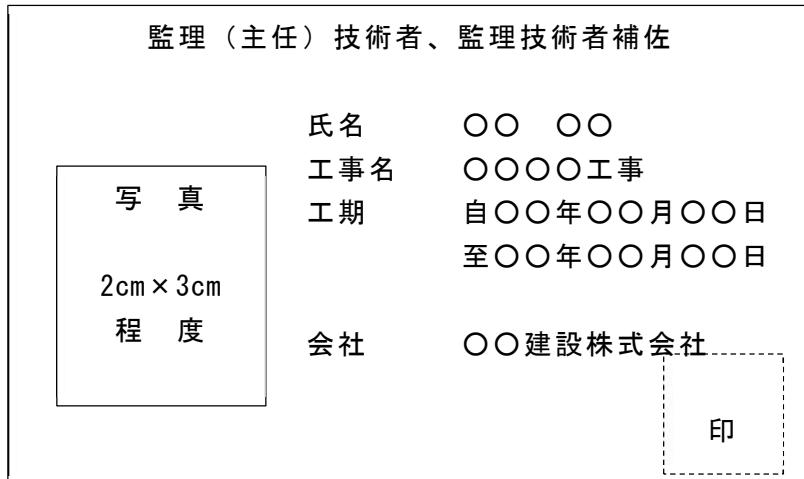
なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）



〔注1〕 用紙サイズは名刺サイズ以上とする。

〔注2〕 所属会社の社印とする。

図1-1-1 名札の標準図

4. 施工体制台帳等の変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1-1-1-12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-13 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者等が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 低入札価格調査

受注者は当該工事が川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置を要求されたときは応じなければならない。

- (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - (2) 第1編1-1-1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- なお、監督員からその内容の説明を下請負者へ行う場合もあるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。

6. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-1-14 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、1-1-1-47 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋設文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反した場合は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注

者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-15 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-16 工期変更

1. 一般事項

契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第21条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第23号第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24号第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-17 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第16条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品の精算、支給材料の精算

受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、使用数量が確認できる書類を監督員に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示によるもの

とする。

5. 貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあたっては、国が定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書に準拠するものとする。

6. 返還

受注者は、契約書第16条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」の規程に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならぬ。

8. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

9. 所有権

支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-18 工事現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-19 建設副産物

1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。

3. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通省)、川崎市建設リサイクルガイドライン(川崎市)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂（500m³以上）、碎石（500t以上）または加熱アスファルト混合物（200t以上）のいずれかに該当する建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、500m³以上の建設発生土、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊と建設発生木材の合計で200t以上のいずれかを工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、最終請負金額が100万円（消費税を含む）以上の工事の場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

7. 有価物の売却

受注者は、撤去品等を有価物として売却した場合は、物品の受領を証明する書類、計量証明書及び撤去品等報告書を監督員に提出しなければならない。

1-1-20 監督員による確認及び立会等

1. 立会依頼書の提出

受注者は、設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を監督員に提出しなければならない。

2. 監督員の立会

監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項または第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならぬ。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならぬ。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならぬ。
- (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができます。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならぬ。

表1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化したとき
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパドレーン等	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工（任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時（打込杭）
	H鋼杭	掘削完了時（中掘杭）
		施工完了時（中掘杭）

種別	細別	確認時期
		杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深基礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄査据付け完了時 本体設置前（オープケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防堰堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 RC 躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）

種別	細別	確認時期
ポストテンションT(I)桁製作工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時
プレビーム桁製作工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時
プレキャストブロック桁組立工		PC鋼線・鉄筋組立完了時
PCホロースラブ製作工		(工場製作除く)
PC版桁製作工		
PC箱桁製作工		
PC片持箱桁製作工		
PC押出し箱桁製作工		
床版・横組工		
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (保工変化時)
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時
ダム工	各工事ごと別途定める	

1-1-21 数量の算出

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するため出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、**設計図書**等に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、水道工事施工管理基準等の規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1-1-22 工事完成図

受注者は、出来形測量の結果及び**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の**承諾**を得て工事完成図を省略することができる。

1-1-23 品質証明

受注者は、**設計図書**で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を書面により、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
 - (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
 - (3) 品質証明は、**契約図書**及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
 - (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。
- なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

1-1-1-24 工事完成検査

1. 工事完成届の提出

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成届について監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) **設計図書**（追加、変更指示も含む）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) **設計図書**により義務付けられた工事写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- (3) 週休二日の履行状況

5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、1-1-1-20第3項の規定を準用する。

1-1-1-25 既済部分検査等

1. 一般事項

受注者は、契約書第39条第3項の内払の確認の請求（工事既済部分検査請求書）を行った場合、または、契約書第41条第1項の工事の完成の通知（工事一部完成届）を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 内払の請求

受注者は、契約書第39条に基づく内払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (3) 週休二日の履行状況

4. 修補

受注者は、検査員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、1-1-1-20第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

7. 中間前払金の請求

受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-1-26 中間検査

1. 一般事項

受注者は、川崎市上下水道局請負工事中間検査実施要領に基づく、中間検査を受けなければならない。

2. 対象工事

中間検査の対象工事については、川崎市上下水道局請負工事中間検査実施要領によるものとするが、検査担当課長が必要と認めた工事については、抜打ち検査を実施するものとする。

3. 検査内容

中間検査は、施工中の各段階における施工状況、品質管理及び施工体制等について現場及び書類の確認を行う。なお、検査の時期選定は監督員が行い、事前に受注者に連絡するが、抜打ち検査については、事前に連絡はしないものとする。

4. 書類

受注者は、常に施工に際して必要な書類を整理しておき、中間検査時適宜に検査員に提示しなければならない。

5. 立会い

受注者は、中間検査に際し現場代理人及び監理（主任）技術者が立会わなければならない。

1-1-1-27 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の承諾を得て部分使用できる。

2. 監督員による検査

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。

1-1-1-28 施工管理

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督員は、次に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的にならない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、水道工事交通保安施設設置標準図(川崎市上下水道局)を参照するものとする。

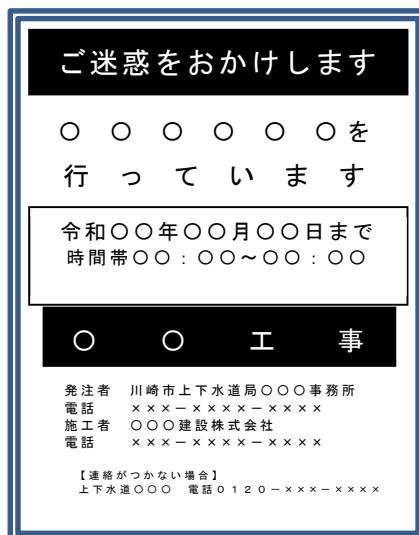


図1-1-2 標示板の例

4. 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれら者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保のほか、労働施策総合推進法の改正（パワーハラスメント防止対策義務化）に基づきハラスメントのない労働環境等の改善に努めなければならない。

7. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

8. 記録及び関係書類

受注者は、水道工事の施工管理及び規格値を定める「附則1 水道工事施工管理基準」等により施工管理を行い、また、「附則2 水道工事写真管理基準」により水道工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。なお、電子納品対象工事は、「川崎市電子納品要領」等に基づき整理し、電子媒体で提出するものとする。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「附則1 水道工事施工管理基準」、及び「附則2 水道工事写真管理基準」に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

9. 工事情報共有化

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るように努めなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム（ASP）等を活用することとする。なお、工事で使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

ただし、水道建築工事については、別に定めるものとする。

10. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

1-1-1-29 履行報告

受注者は、契約書第12条の規定に基づき、履行状況を工事週報により監督員に報告しなけれ

ばならない。

1-1-1-30 工事関係者に対する措置要求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著し不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者または監督員は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-31 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（（国土交通省）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない

7. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、

柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

9. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

10. 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

11. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。ただし、建築工事は除く。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告書等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとともに、検査時に提示しなければならない。

14. 関係機関との連絡

受注者は、発注者と常時連絡が取れる体制を整えるとともに、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接した同一場所において別途工事がある場合は、関係業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

17. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令

に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

19. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

20. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければなれない。

22. 気象に対する防災対策

受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

1-1-1-32 爆発及び火災の防止

1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、次の規定による。

(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取締保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。

2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、次の規定による。

(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-1-33 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状

態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-1-34 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

1-1-1-35 環境対策

1. 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（国土交通省）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告しなければならない。

3. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4. 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を関係法令に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用するとともに、施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は使用機械が排出ガス対策機械であることを証明するために使用機械に貼ってあるステッカー等の写真を撮り、検査時に提示すること。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（国土交通省）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（国土交通省）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（国土交通省）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用するとともに、施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は使用機械が排出ガス対策機械であることを証明するために使用機械に貼ってあるステッカー等の写真を撮り、検査時に提示すること。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

表1-2 一般工事用建設機械

機種	備考
一般工事用建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーラ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表1-3 トンネル工事用建設機械

機種	備考
トンネル工事用建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル 	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

<ul style="list-style-type: none"> ・大型プレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・ トラックミキサ 	<p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>
--	--

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省）に基づき指定された建設機械を使用するとともに、施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は使用機械が対策機械であることを証明するために使用機械に貼ってあるステッカー等の写真を撮り、検査時に提示すること。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

（1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。

（2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1-1-1-36 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等の発見時の処置

受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-37 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載特記仕様書」に従うものとする。

4. 交通安全法の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（国土交通省）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改定について（局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び水道工事交通保安施設設置標準図（川崎市上下水道局）に基づいて、監督員及び道路管理者と調整を行ったうえで所轄警察署と協議を行い、安全対策を講じなければならない。

5. 工事道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

6. 工事用道路共用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8. 歩行者通路の確保

受注者は、視覚障害者誘導用ブロックを一時撤去又は覆う場合は、視覚障害者の安全誘導ができるような措置を講ずること。

9. 水上輸送

工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

10. 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

11. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とし場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

12. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

13. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ている事を確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-4 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸 重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t) 1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

14. 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

15. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。

1-1-38 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以ても不都合が生じるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-39 諸法令及び諸法規の遵守

1. 諸法令等の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な諸法令及び諸法規は次に示す通りである。

(1) 水道法	(昭和 32 年制定 法律第 177 号)
(2) 地方自治法	(昭和 28 年制定 法律第 067 号)
(3) 地方公営企業法	(昭和 27 年制定 法律第 292 号)
(4) 会計法	(昭和 22 年制定 法律第 035 号)
(5) 建設業法	(昭和 24 年制定 法律第 100 号)
(6) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律	(昭和 31 年制定 法律第 120 号)
(7) 労働基準法	(昭和 22 年制定 法律第 049 号)
(8) 労働安全衛生法	(昭和 47 年制定 法律第 057 号)
(9) 作業環境測定法	(昭和 50 年制定 法律第 028 号)
(10) じん肺法	(昭和 35 年制定 法律第 030 号)
(11) 雇用保険法	(昭和 49 年制定 法律第 116 号)
(12) 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年制定 法律第 050 号)
(13) 健康保険法	(大正 11 年制定 法律第 070 号)
(14) 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年制定 法律第 160 号)
(15) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和 51 年制定 法律第 033 号)
(16) 出入国管理及び難民認定法	(昭和 26 年制定 法律第 319 号)
(17) 道路法	(昭和 27 年制定 法律第 180 号)
(18) 道路交通法	(昭和 35 年制定 法律第 105 号)
(19) 道路運送法	(昭和 26 年制定 法律第 183 号)
(20) 道路運送車両法	(昭和 26 年制定 法律第 185 号)
(21) 砂防法	(明治 30 年制定 法律第 029 号)
(22) 地すべり等防止法	(昭和 33 年制定 法律第 030 号)
(23) 河川法	(昭和 39 年制定 法律第 167 号)

(24) 海岸法	(昭和 31 年制定	法律第 101 号)
(25) 港湾法	(昭和 25 年制定	法律第 218 号)
(26) 港則法	(昭和 23 年制定	法律第 174 号)
(27) 漁港漁場整備法	(昭和 25 年制定	法律第 137 号)
(28) 下水道法	(昭和 33 年制定	法律第 079 号)
(29) 航空法	(昭和 27 年制定	法律第 231 号)
(30) 公有水面埋立法	(大正 10 年制定	法律第 057 号)
(31) 軌道法	(大正 10 年制定	法律第 076 号)
(32) 森林法	(昭和 26 年制定	法律第 249 号)
(33) 環境基本法	(平成 5 年制定	法律第 091 号)
(34) 火薬類取締法	(昭和 25 年制定	法律第 149 号)
(35) 大気汚染防止法	(昭和 43 年制定	法律第 097 号)
(36) 騒音規制法	(昭和 43 年制定	法律第 098 号)
(37) 水質汚濁防止法	(昭和 45 年制定	法律第 138 号)
(38) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和 59 年制定	法律第 061 号)
(39) 振動規制法	(昭和 51 年制定	法律第 064 号)
(40) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年制定	法律第 137 号)
(41) 文化財保護法	(昭和 25 年制定	法律第 214 号)
(42) 砂利採取法	(昭和 43 年制定	法律第 074 号)
(43) 電気事業法	(昭和 39 年制定	法律第 170 号)
(44) 消防法	(昭和 23 年制定	法律第 186 号)
(45) 測量法	(昭和 24 年制定	法律第 188 号)
(46) 建築基準法	(昭和 25 年制定	法律第 201 号)
(47) 都市公園法	(昭和 31 年制定	法律第 079 号)
(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		
(49) 土壤汚染対策法	(平成 12 年制定	法律第 104 号)
(50) 駐車場法	(平成 14 年制定	法律第 053 号)
(51) 海上交通安全法	(昭和 32 年制定	法律第 106 号)
(52) 海上衝突予防法	(昭和 47 年制定	法律第 115 号)
(53) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(昭和 52 年制定	法律第 062 号)
(54) 船員法	(昭和 45 年制定	法律第 136 号)
(55) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(昭和 22 年制定	法律第 100 号)
(56) 船舶安全法	(昭和 26 年制定	法律第 149 号)
(57) 自然環境保全法	(昭和 8 年制定	法律第 011 号)
(58) 自然公園法	(昭和 47 年制定	法律第 085 号)
(59) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(昭和 32 年制定	法律第 161 号)
	(平成 12 年制定	法律第 127 号)
(60) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 12 年制定	法律第 100 号)

(61) 河川法施行法	(昭和 39 年制定	法律第 168 号)
(62) 技術士法	(昭和 58 年制定	法律第 025 号)
(63) 漁業法	(昭和 24 年制定	法律第 267 号)
(64) 空港法	(昭和 31 年制定	法律第 080 号)
(65) 計量法	(平成 4 年制定	法律第 051 号)
(66) 厚生年金保険法	(昭和 29 年制定	法律第 115 号)
(67) 航路標識法	(昭和 24 年制定	法律第 099 号)
(68) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 3 年制定	法律第 048 号)
(69) 最低賃金法	(昭和 34 年制定	法律第 137 号)
(70) 職業安定法	(昭和 22 年制定	法律第 141 号)
(71) 所得税法	(昭和 40 年制定	法律第 033 号)
(72) 水産資源保護法	(昭和 26 年制定	法律第 313 号)
(73) 船員保険法	(昭和 14 年制定	法律第 073 号)
(74) 著作権法	(昭和 45 年制定	法律第 048 号)
(75) 電波法	(昭和 25 年制定	法律第 131 号)
(76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和 42 年制定	法律第 131 号)
(77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和 44 年制定	法律第 084 号)
(78) 農薬取締法	(昭和 23 年制定	法律第 082 号)
(79) 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年制定	法律第 303 号)
(80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 17 年制定	法律第 051 号)
(81) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成 17 年制定	法律第 018 号)
(82) 警備業法	(昭和 47 年制定	法律第 117 号)
(83) 個人情報の保護に関する法律	(平成 15 年制定	法律第 057 号)
(84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(平成 18 年制定	法律第 091 号)
(85) 都市計画法	(昭和 43 年制定	法律第 100 号)
(86) 遺失物法	(平成 18 年制定	法律第 073 号)
(87) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	(平成 3 年制定	法律第 077 号)
(88) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律	(昭和 24 年制定	法律第 256 号)
(89) 車両制限令	(昭和 36 年制定	政令第 265 号)
(90) 労働安全衛生規則	(昭和 47 年制定	法律第 032 号)
(91) 酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年制定	法律第 042 号)
(92) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	(平成 9 年制定	条例第 035 号)
(93) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例	(平成 11 年制定	条例第 3 号)
(94) 川崎市環境基本条例	(平成 3 年制定	川崎市条例第 28 号)

(95) 川崎市水道条例	(昭和 33 年制定	川崎市条例第 18 号)
(96) 川崎市路上喫煙の防止に関する条例	(平成 17 年制定	川崎市条例第 95 号)
(97) 川崎市火災予防規則	(昭和 48 年制定	川崎市規則第 69 号)
(98) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	(平成 11 年制定	川崎市条例第 50 号)
(99) ダイオキシン類対策特別措置法	(平成 11 年制定	法律第 105 号)
(100) 悪臭防止法	(昭和 46 年制定	法律第 91 号)
(101) 製造物責任法	(平成 6 年制定	法律第 85 号)
(102) エネルギーの使用の合理化等に関する法律	(昭和 54 年制定	法律第 49 号)
(103) ガス事業法	(昭和 29 年制定	法律第 51 号)
(104) 電気用品安全法	(昭和 36 年制定	法律第 234 号)
(105) 電気工事士法	(昭和 35 年制定	法律第 139 号)
(106) 電気通信事業法	(昭和 59 年制定	法律第 86 号)
(107) 有線電気通信法	(昭和 28 年制定	法律第 96 号)
(108) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	(昭和 41 年制定	法律第 132 号)

2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令及び諸法規を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。

3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令及び諸法規に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

1-1-1-40 官公庁等への手続き等

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民等との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意を持ってその解決にあたらなければならない。

7. 土地の立入り等

- (1) 受注者は施工に際し、私有地や個人の工作物（出入口橋等）に無断で立ち入ったり、車両及び資機材等を配置してはならない。
- (2) 受注者は、公有又は私有の土地の立入りを行う場合には、必要な手続きに従い、常に監督員と緊密な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、原則として、土地の所有者の立会いのもとに調査を行わなければならない。また、特に私有地の立入りに当たっては、言動や必要以上の行動を慎み住民に不安、悪感情等を与えるように注意しなければならない。

8. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意を持って対応しなければならない。

9. 交渉内容の明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更

1. 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1-1-1-42 工事測量

1. 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

2. 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3. 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

5. 既存杭の保全

受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

6. 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

1-1-1-43 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集及び水道工事帳票様式等に基づいて監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

2. 設計図書に定めるもの

契約書第 10 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-1-1-44 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に通知しなければならない。

2. 設計図書に定めた基準

契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

ア 24 時間雨量（任意の連続 24 時間ににおける雨量をいう。）が 80 mm 以上

イ 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上

ウ 連続雨量（任意の 72 時間ににおける雨量をいう。）が 150 mm 以上

エ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m／秒以上あった場合

- (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
- (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-45 特許権等

1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法第2条第1項に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2. 回航保険

受注者は、作業船、ケーン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、中小企業退職金共済法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4. 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

5. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。

6. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければな

らない。

受注者は、建退共制度の履行に関し、次のとおり行わなければならない。なお、必要な様式に関しては、「建設業退職金共済の履行確保に関する取扱い要領」にて定めている。

- (1) 受注者は、建退共制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第1号様式）」（以下「購入状況報告書」という。）に貼付して監督員に提出しなければならない。その際、下請業者（2次以下の下請けを含む。）の購入分にかかる掛金収納書も併せて提出すること。なお、追加購入した場合には、工事完成時にその掛金収納書を購入状況報告書に貼付し、提出しなければならない。
- (2) 受注者は、工事請負契約締結後1ヶ月以内に、掛金収納書を提出できない場合には、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書（第2号様式）」（以下「理由書」という。）を提出し、その後、できるだけ速やかに掛金収納書を購入状況報告書に貼付し、提出しなければならない。
- (3) 受注者は、工事の種類、現場の状況等により建退共制度の対象となる労働者を雇用しない等の理由により掛金収納書を提出できない場合には、理由書を提出しなければならない。この場合、対象となる労働者の雇用の有無については、下請業者を含めて考えるものとする。
- (4) 受注者は、共済証紙の貼付、受払の記録を建設業退職金共済証紙受払簿及び建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により行い、工事完成時に提出しなければならない。ただし、監督員の請求があった場合は、工事完成前であっても遅滞なく提示しなければならない。
- (5) 受注者は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を現場事務所及び工事現場の出入口等見やすい場所に掲示しなければならない。
- (6) 受注者は、(1)から(5)の事項のほか、次の事項についても留意すること。
 - ・受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - ・受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により公布すること、または、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
 - ・下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、受注者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

1-1-1-47 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-1-48 衛生管理

1. 一般事項

受注者は、浄水場、配水池その他これに準ずる場所で工事を行う場合は、水道法第21条等の関係法令を遵守し衛生に注意して、水の汚染防止に万全を期さなければならない。

2. 作業従事者健康診断書

受注者は、検査対象者に対して、保健所等の検査資格を有する機関の消化器系細菌培養検査（主として便について行い、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌O-157を対象とした病原体検索をいう。（以下「健康診断」という。））を行い、健康診断の結果を工事着手前までに作業従事者健康診断書に添えて監督員に提出しなければならない。

ただし、先に掲げる以外の感染症が流行し、または病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示によりそれらの検査についても行わなければならない。

なお、第2回目以降の健康診断は、最初の受診日から起算して、おおむね6ヶ月ごとに行わなければならない。また、立ち入る場所が限定され水道水の汚染のおそれがないと判断される場合は、対象外とする。健康診断の結果、陽性の場合は直ちに監督員へ報告し、その指示に従うこと。

3. 検査対象

前項に規定する検査対象者とは次に該当する者とする。

- (1) 作業期間にかかわらず、直接浄水に触れて作業をする者。
- (2) 浄水場、配水所等内における請負工事等の従事期間が、継続して30日以上作業をする者。
- (3) ロ過池、浄水池及び配水池内における請負工事等の従事期間が、継続して10日以上作業をする者。
- (4) 監督員が特に指定する者。

1-1-1-49 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前結果の報告」を所轄労働基準監督局及び大気汚染防止法に係る行政窓口に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第2章 材 料

第1節 適 用

1-2-1-1 適用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この標準仕様書に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

なお、本章に定めのない事項は、「川崎市土木工事共通仕様書」（川崎市建設緑政局）第2編材料編による。

1-2-1-2 材料の検査

受注者は、**設計図書**において監督員の試験もしくは**確認**及び**承諾**を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を材料検査願に添付して、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、**確認**を受けなければならない。

1-2-1-3 浄水に接する機器及び材料

1. 一般事項

水道事業に係る浄水又は浄水処理過程における水に接する機器及び材料は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年制定 厚生労働省令第15号）の規定に適合した材質とする。

2. 腐食塗装

水道事業に係る浄水又は浄水処理過程における水に接する機器及び材料で、接水部の材質に腐食やさびが生ずる恐れがあるものは、原則として水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料、エポキシ樹脂粉体塗料、水道用液状エポキシ樹脂塗料又はその他の水道用塗料（水道施設の技術的基準を定める省令の規定に適合したものに限る。）による塗装を施す。

第3章 水道用配管材料

第1節 支給材料

1-3-1-1 一般事項

1. 一般事項

受注者は、配管材料の使用計画の作成及び在庫管理、発生品の管理等について責任をもって行うこと。

2. 支給材料の請求

受注者は、支給材料の請求に関して、使用予定日の14日前までに監督員へ連絡すること。

3. 支給材料の管理

受注者は、支給材料の受領、返納、運搬等について責任をもって行うこと。なお、受注者は、支給材料の品名、形状等を熟知すること。

1-3-1-2 支給材料の受領及び保管

1. 支給材料の受領

受注者は、支給材料の受領にあたっては、監督員の指示に従うこと。

2. 支給材料の確認及び点検

受注者は、支給材料の受領の際、形状及び寸法を確認するとともに変形、損傷等についても点検すること。

3. 支給材料の運搬及び保管

受注者は、道路交通法、車両制限令等を遵守して、支給材料を運搬すること。

また、受注者は、紛失、汚損のおそれのない保管場所を選定し、保管場所を監督員に提出すること。

4. 支給材料受領書

受注者は、支給材料の受領の際、品名、数量を確認の上、支給材料受領書を監督員に提出すること。

5. 支給材料の管理

受注者は、支給材料の管理にあたって、支給材料整理表及び切管整理表を備えて、支給材料を受領し使用の都度記入し、管理すること。

また、受注者は、施工終了後、支給材料整理表及び切管整理表を監督員に提出しなければならない。

なお、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

1-3-1-3 支給材料の使用

1. 一般事項

受注者は、支給材料の使用にあたって、有効使用に努め、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

2. 支給材料の点検

受注者は、支給材料の使用に先立ち、支給材料を点検すること。また、支給材料に損傷等支障を発見したときは、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

1-3-1-4 支給材料の返納

1. 支給材料返納書

受注者は、支給材料整理表及び切管整理表で整理し未使用品が生じた場合は、支給材料返納書を監督員に提出し、その取扱いについて指示を受けること。

2. 支給材料の返納

受注者は、支給材料を清掃してから返納すること。なお、現品に損傷等がある場合には、監督員に報告し、その取扱いについて指示を受けること。

第2節 管路材料を含んだ工事

1-3-2-1 一般事項

1. 一般事項

受注者は、工事に先立ち管路材料の品質規格を管理確認する品質規格確認員を定め、施工計画書に記載の上、監督員に提出すること。

2. 品質規格確認員

品質規格確認員は、管路材料の品質、規格を確認するための者で、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をもって充てる。

1-3-2-2 材料の調達

1. 管路材料の仕様

管路材料は、原則として「水道用配管材料等仕様書（以下「配管材料仕様書」という。）」（川崎市上下水道局）に示す規格、仕様等に適合したものを使用する。配管材料仕様書によらない管路材料は、規格、製作仕様等について事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、主な材料は、表3-1管路材料標準仕様による。

2. 配管計画及び購入計画

受注者は、管路材料の調達にあたっては工事の進捗に合わせて行うものとし、効率的かつ過不足が生じないように、その責任において計画的に調達しなければならない。

1-3-2-3 材料の品質確保等

1. 材料品質の確認

品質規格確認員は、使用する管路材料の品質・規格・寸法等が設計図書に適合することを品質規格証明書等と照合し確認しなければならない。なお、品質規格証明書等とは、日本水道協会受検証明書、認証登録書及び形状寸法・材質等を明記した図面等をいう。

2. 配管材料の検査証印の確認

品質規格確認員は配管材料の検査証印について、次の内容を確認しなければならない。

- (1) ダクタイル鋳鉄管、異形管、弁類、付属品（ゴム輪を除く。）、ライナ芯出し用ゴムの検査証印については、検査から3年未満は1個あることを確認する。なお、3年以上経過したものについては、（社）日本水道協会の再検査を受け、検査証印が2個であることを確認しなければならない。
 - (2) 水道用ゴム輪の検査証印については、検査から1年未満は1個あることを確認しなければならない。なお、検査後1年を経過したものについては、（社）日本水道協会の再検査を受け、検査証印が2個であることを確認しなければならない。
- また、原則として製造から3年を経過しているものは使用しないこと。

3. 切管整理表

受注者は、切管使用した直管について、切管整理表を備えて管理し、施工終了後、監督員に提出しなければならない。また、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

1-3-2-4 材料の検査

受注者は、管路材料検査表にあらかじめ必要事項を記載の上、品質規格証明書等を添えて監督員に提出し、材料検査を受けなければならない。なお、管路材料検査表とは、購入材料を、品質規格確認員が品質規格証明書等と照合し確認した後、管路材料の検査を受けるための書類のことである。

1-3-2-5 材料の使用

1. 一般事項

受注者は、工事に使用する管路材料について、使用前にその外観及び品質証明書などを照合して確認すること。

2. 使用材料の確認

受注者は、調達した管路材料について、使用するまでの間、材質に影響がないよう保管しなければならない。また、確認した材料が使用時に損傷又は変質していた場合は使用せずに、すみやかに現場から搬出すること。

3. 配管図の作成

受注者は、設計図書及び試掘結果に基づき、原則として配管図を作成し、監督員に提出しなければならない。また、配管図作成に際しては管路材料の有効利用に積極的に努めなければならない。

表 3-1 管路材料標準仕様

品名	規格	川崎市上下水道局標準仕様
水道用ダクタイル鉄管	JWWA G 113	350 mm以下 1種管、内面粉体塗装
NS形ダクタイル鉄管 500~700 mm	JWWA G 113	内面粉体塗装
GX形ダクタイル鉄管	JWWA G 120	1種管、内面粉体塗装
S50形ダクタイル鉄管	JDPA G 1052	
水道用ダクタイル鉄異形管	JWWA G 114	内面粉体塗装
NS形ダクタイル鉄異形管 500~700 mm	JWWA G 114	内面粉体塗装
GX形ダクタイル鉄異形管	JWWA G 121	内面粉体塗装
GX形ダクタイル鉄異形管 短管1号、2号	川崎市上下水道局仕様	内面粉体塗装
GX形ダクタイル鉄異形管 フランジ付曲管	川崎市上下水道局仕様	
S50形ダクタイル鉄異形管	JDPA G 1052	
S50形ダクタイル鉄異形管 受挿及び挿受片落管	川崎市上下水道局仕様	
S50形ダクタイル鉄異形管 フランジ付曲管	川崎市上下水道局仕様	
水道用ダクタイル鉄異形管 フランジ短管 75~100 mm	JWWA G 114	内面粉体塗装
水道用ダクタイル鉄管及び異形管用接合部品	JWWA G 113、114	
NS形ダクタイル鉄管及び異形管用接合部品 500~700 mm	JWWA G 113、114	
GX形ダクタイル鉄管及び異形管用接合部品	JWWA G 120、121	
S50形ダクタイル鉄管及び異形管用接合部品	JDPA G 1052	
ダクタイル鉄管用特殊押輪	川崎市上下水道局仕様	
ダクタイル鉄管用特殊押輪 (耐震形)	川崎市上下水道局仕様	離脱防止性能 3DkN 以上
水道用ダクタイル鉄異形管用接合部品 RFガスケット	川崎市上下水道局仕様	全面パッキン

品 名	規 格	川崎市上下水道局標準仕様
水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	2種、右回り開き
NS形充水機能付バラフライ弁 500~700 mm	川崎市上下水道局仕様	2種、内面粉体塗装、右回り開き
GX形ソフトシール仕切弁	両受式 JWWA B 120	3種、右回り開き
GX形ソフトシール仕切弁	受挿し式 JWWA B 120 (準拠)	3種、内面粉体塗装、右回り開き
S50形ソフトシール仕切弁	受挿し式 JWWA B 120 (準拠)	3種、内面粉体塗装、右回り開き
水道用ダクタイル鋳鉄(メタルシート)仕切弁	JWWA B 122	2種、内面粉体塗装、右回り開き
水道用リグライニング仕切弁	川崎市上下水道局仕様	
水道用補修弁	JWWA B 126	2種、内外面粉体塗装、 L=100 mm・150 mm、レバー式ボール弁 上側 GF形フランジ
水道用補修弁	川崎市上下水道局仕様	7.5K、内外面粉体塗装、 100mm×180 mm、レバー式ボール弁 上側 GF形フランジ
水道用補修弁	川崎市上下水道局仕様	10K、内外面粉体塗装、 50mm×150 mm、レバー式ボール弁 上側 GF形フランジ
浅層形單口消火栓	JWWA B 103	7.5K、内外面粉体塗装、左回り開き
浅層形双口消火栓(2弁式)	川崎市上下水道局仕様	7.5K、内外面粉体塗装、H=320 mm 以下、左回り開き
浅層形空気弁付單口消火栓	川崎市上下水道局仕様	7.5K、内外面粉体塗装、 左回り開き
洗净栓	川崎市上下水道局仕様	10K、内外面粉体塗装、 50mm×65A、左回り開き
不斷水割T字管	川崎市上下水道局仕様	
管明示テープ	川崎市上下水道局仕様	ポリエチレン製、幅30 mm、 1巻20m、厚さ0.18 mm、事業名 と年入り
ポリエチレンスリーブ、固定用 ゴムバンド、締め具	JWWA K 158	
S50形用ポリエチレンスリーブ、 固定用ゴムバンド、締め具	JDPA G 1052 附属書D	
管明示シート	川崎市上下水道局仕様	ポリエチレン製、エコマーク事務 局認定品、幅400 mm、1巻50m、 局名入り
鉄蓋(円形)	川崎市上下水道局仕様	
消火栓・仕切弁ボックス(円 形)	JWWA K 148、 川崎市上下水道局仕様	JWWA K 148の1号から4号

〔注1〕品質規格証明書等は設計図書において特に定めがない限り、日本水道協会受検証明証とする。

第3節 鋼管製作

1-3-3-1 適用

本節は、川崎市上下水道局が発注する水道工事に使用する鋼管とこれらの附帯材料に適用する。

1-3-3-2 規格

本節に適用する規格は、JIS 規格、JWWA 規格、WSP 規格及びこれらに準ずるものとする。ただし、本仕様書に関係ある規格が制定された場合又は改正された場合、受注者は遅滞なく監督員と協議を行い、その後の仕様書の取扱いを決定する。

1-3-3-3 一般事項

1. 製作図

受注者は、配管材料の製作にあたっては、製作図 4 部を作成し、承諾を得ること。

2. 特許権等の使用

製作に際し特許権等に抵触するものがあるときは、すべて受注者の責任において処理すること。

1-3-3-4 検査

1. 一般事項

本仕様書に基づく検査は、(社)日本水道協会による検査とする。なお、検査頻度については、日本水道協会水道用品検査規程、同水道用品検査通則及び同水道用品検査施行要項に準ずる。

2. 材料検査

工事に使用する配管材料は、品質証明書、納品書及び(社)日本水道協会の受検証明書に基づき材料検査を受け、合格したものを使用する。なお、不合格品は直ちに現場外に搬出する。

3. 材料検査への立会

受注者は、材料検査に際してこれに立会う。なお、受注者が立会わない場合は検査結果に對し、異議を申し立てることはできない。

4. 再検査

受注者は、材料検査に合格した材料で、使用時までに手直ししたものについては、再び材料検査を受けること。

1-3-3-5 管体製作

1. 原管

(1) 呼び径 80A 以上 200A 以下の原管の材質については、原則として鋼帯を JIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管－第 1 部：直管)に挙げる電気抵抗溶接により製管した STW370 とする。なお、呼び径 250A と 300A については、STW290 とする。また、STW370 の原管における機械的性質、化学成分、寸法及び寸法の許容誤差の規格を満足する JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)の STPG370 のスケジュール 20 も使用できるものとする。

(2) 呼び径 350A 以上の原管の材質は原則として鋼帯又は鋼板を JIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管－第 1 部：直管)に挙げる電気抵抗溶接又は内外面自動サブマージアーク溶接により製作した STW400 を原則とする。また、JIS G 3457(配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)に挙げる STPY400 については、STW400 の原管における機械的性質、化学

成分、寸法及び寸法の許容差の規格を満足するものを原管として使用できるものとする。

- (3) らせん巻きにより製作された管を原管として用いることはできない。
- (4) 管は JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管)、118 (水道用塗覆装鋼管の異形管) の附属書 A の浸出試験に適合したものを使用する。
- (5) 管の構成は、原管に塗覆装を施したものとする。原管とは塗覆装を施す前の鋼管をいう。

2. ガスケット

ガスケットは表 3-2 に示す良質のスチレンブタジエンゴム (SBR) で、加工方法は JIS K 6353 (水道用ゴム) の 7. 材料及び加工方法による。

表 3-2 ガスケットの品質

名 称	種 類
RFガスケット (大平面座形)	JIS K 6353のⅢ類60
GFガスケット (溝形)	JIS K 6353のⅠ類A55

3. ボルト・ナット

ボルト・ナットは JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) の SS400 又はこれと同等以上の材質に適合するものでなくてはならない。

また、ボルト・ナットには JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) に示されている HDZ35 の規定に適合するめっきを施さなければならない。

4. 管体製作

- (1) 継手の開先は JWWA G 117、118 に従い、正確かつ平滑に仕上げなくてはならない。
- (2) 溶接は原則として自動溶接によらなければならない。ただし、異形管などで自動溶接を行い難い場合は、手溶接又は半自動溶接によることができる。
- (3) 溶接部は十分乾燥し、かつ、赤さびその他有害なものを完全に除去清掃した上でなければ溶接をしてはならない。
- (4) 溶接の際は、部材を正確な位置に保持するとともに過度の拘束を与えないように留意しなければならない。
- (5) 溶接は原則として下向溶接とする。
- (6) 手溶接の場合は各層ごとにスラグ、スパッタ等を完全に除去清掃の上溶接を行い、裏溶接をするときは溶着金属が完全に現れるまで確実に裏はつりを行わなくてはならない。
- (7) 溶接部には次のような欠陥があつてはならない。
 - ① 亀裂
 - ② 溶込み不足
 - ③ スラグ巻込み
 - ④ プローホール
 - ⑤ アンダーカット
 - ⑥ 不整な波形及びつぼ
 - ⑦ 肉厚の過不足
 - ⑧ 融合不良

なお、溶接部の判定は JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) の第 1 種、

第2種及び第4種の3類以上でなければならない。また、3種の欠陥があつてはならない。

- (8) 各種フランジ付異形管のフランジは、ネックフランジ法により管体に溶接する。RF形ガスケット（大平面座形）の場合は、面を平滑に仕上げるものとする。また、GF形ガスケット（溝形）の場合はJWWA G 118の寸法に従いU字型の溝を設けるものとする。なお、フランジ部のボルト穴及び位置は管径に応じJWWA G 118によるものとする。
- (9) 管体製作にともなう内面ビードは、塗装作業に支障が生じないように平滑に仕上げなければならない。
- (10) ダクトイル鉄管と連絡する管の挿口部の外面及び伸縮管の挿口部の外面は、ゴム輪との接触が完全になるように溶接ビードを削り取り、管体と平滑になるように仕上げなければならない。
- (11) 開先の形状は、図3-1を標準とする。

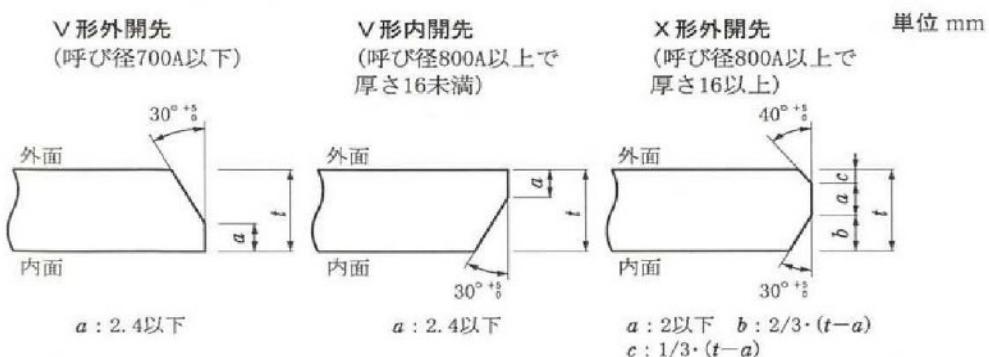


図3-1 開先の標準形状

5. 品質

(1) 外観

原管は、実用的にまっすぐで、その両端は管軸に対して直角でなければならない。また、内外面は仕上げ良好で、有害な欠陥があつてはならない。

(2) 形状・寸法

管の各部の寸法許容差は特に指定のない限り次によるものとする。

- ① 管厚はJIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管）によるものとする。
- ② 管長はJIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管）によるものとする。
- ③ 外径はJIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管）によるものとする。
- ④ 許容差はJIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管）によるものとする。
- ⑤ 曲管、丁字管等の許容差はJIS G 3443-2（水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管）による。

(3) 化学成分

原管は第6項第3号の試験を行いその溶鋼分析値は表3-3による。

表 3-3 化学成分

種類の記号	化学成分%		
	C	P	S
STW290	—	0.04以下	0.04以下
STW370	0.25以下	0.04以下	0.04以下
STW400	0.25以下	0.04以下	0.04以下

(4) 機械的性質

- ① 原管は第6項第4号の試験を行い、その引張強さ、降伏点又は耐力及び伸びは、表3-4による。

表 3-4 機械的性質

種類の記号	引張強さ N/mm^2	降伏点又は耐力 N/mm^2	伸び率%	
			11号試験片 12B号試験片 12C号試験片	1A号試験片 5号試験片
			縦方向	横方向
STW290	290以上	—	30以上	25以上
STW370	370以上	215以上	30以上	25以上
STW400	400以上	225以上	—	18以上

② へん平性

鍛接又は電気抵抗溶接によって製造する原管は、第6項第5号の試験を行い、原管の壁にきず及び割れを生じてはならない。

③ 溶接部の引張強さ

アーク溶接によって製造する原管の溶接部の引張強さは、第6項第6号の試験を行い、その値は表3-4による。

(5) 非破壊検査特性又は水圧試験特性

原管の溶接部についてはJIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管)に準じ、放射線透過試験、超音波探傷検査又は水圧試験のいずれかを行うものとする。

- ① 放射線透過試験・・・・溶接検査は原則として本検査方法による。
 ② 超音波探傷検査・・・・異形管等で放射線透過試験ができない場合は本検査方法による。
 ③ 水圧試験・・・・①、②による検査が不可能な場合は本検査方法による。

6. 試験及び検査の方法

品質基準は第5項によるが、試験及び検査の方法については次による。

(1) 外観検査

JIS G 3443-1 の 10 による。

(2) 形状・寸法検査

JIS G 3443-1 の 9 による。

(3) 化学成分の試験

JIS G 3443-1 の 11.1 による。

(4) 引張試験

JIS G 3443-1 の 11.2 による。

(5) へん平試験

JIS G 3443-1 の 11.3 による。

(6) 溶接部の引張試験

JIS G 3443-1 の 7.3 及び 11.2 による。

(7) 非破壊検査又は水圧試験

JIS G 3443-1 の 11.4 による。

1-3-3-6 塗覆装

1. 塗覆装

鋼管に使用する塗装及び被覆の種類は原則として表3-5による。

表3-5 鋼管に使用する塗装及び被覆の種類

区分	塗装及び被覆の名称	品質規定
鋼管内面	水道用液状エポキシ樹脂塗料	JWWA K 135
	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	JWWA K 157
鋼管外面	水道用ポリウレタン被覆	JWWA K 151
	水道用タールエポキシ樹脂塗料	JWWA K 115
	水道用エポキシ樹脂系プライマー	JWWA K 135
	ジンクリッヂプライマー	JIS K 5552

[注] 鋼管内面塗装材料については、JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管）の付属書1の浸出試験に適合するものを使用する。

2. 水道用液状エポキシ樹脂塗料

JWWA K 135（水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）の規定によるものとする。ただし、塗膜厚さは設計図書に定めのある場合を除き 0.5 mm 以上とする。

3. 水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料

JWWA K 157（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料）の規定によるものとする。ただし、塗膜厚さは設計図書に定めのある場合を除き 0.5 mm 以上とする。

4. 水道用タールエポキシ樹脂塗料

JWWA K 115（水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法）の規定によるものとする。

5. 水道用ポリウレタン被覆

JWWA K 151 (水道用ポリウレタン被覆方法) の規定によるものとする。ただし、被覆厚さは設計図書に定めのある場合を除き 3 mm以上とする。

6. 水道用エポキシ樹脂系プライマー

JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) の規定によるものとする。

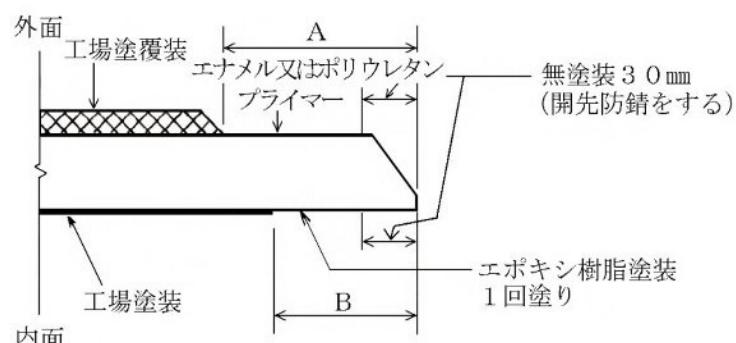
7. ジンクリッヂプライマー

使用する塗料は JIS K5552 (ジンクリッヂプライマー) に適合するものでなければならない。

8. 管端塗り残し寸法

管端塗り残し寸法は、設計図書に定めのある場合を除き、(1)、(2) 及び表 3-6 管端塗り残し寸法のとおりとする。

(1) 呼び径 700A 以下の場合



(2) 呼び径 800A 以上の場合

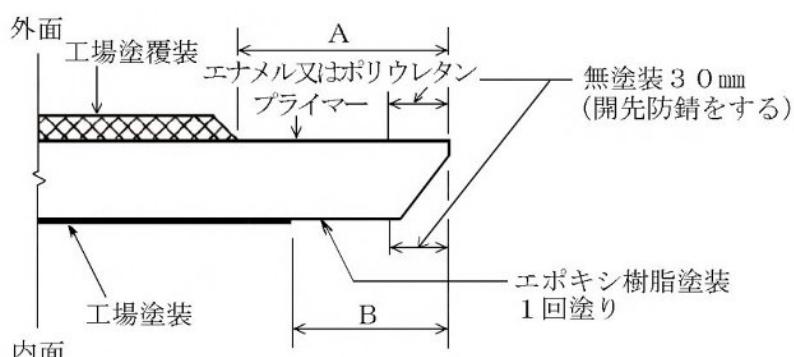


表 3-6 管端塗り残し寸法

呼び径	A (外面)		B (内面)
	ポリウレタン被覆	タールエポキシ塗装又はエポキシ塗装	
80A~700A	100^{+50}_0 mm	80 mm以下	80^{+25}_0 mm
800A~1500A	100^{+50}_0 mm	100 mm	100^{+50}_0 mm
1600A 以上	150^{+50}_0 mm	100 mm	100^{+50}_0 mm

8. 表示

管には容易に消えないように、次の各号の項目を表示しなければならない。

- (1) 水の記号
- (2) 製作業者名又はその略号
- (3) 原管の種類の記号
- (4) 寸法
- (5) 管番号
- (6) 製作年月日
- (7) 塗覆装の種類の記号

第4節 ステンレス鋼管製作

1-3-4-1 適用

本節は、川崎市上下水道局が発注する水道工事に使用するステンレス鋼管とこれらの附帯材料に適用する。

1-3-4-2 規格

本節に適用する規格は、JIS 規格、JWWA 規格、WSP 規格及びこれらに準ずるものとする。ただし、本仕様書に関係ある規格が制定された場合又は改正された場合、受注者は、遅滞なく監督員と協議を行い、その後の仕様書の取扱いを決定する。

1-3-4-3 一般事項

1. 製作図

配管材料の製作にあたっては、製作図4部を作成し、承諾を得ること。

2. 特許権等

製作に関し特許権等に抵触するものがあるときは、すべて受注者の責任において処理すること。

1-3-4-4 検査

1. 一般事項

本仕様書に基づく検査は、(社)日本水道協会による検査とする。なお、検査頻度については、日本水道協会水道用品検査規程、同水道用品検査通則及び同水道用品検査施行要項に準ずる。

2. 材料検査

工事に使用する配管材料は、品質証明書、納品書及び(社)日本水道協会の受検証明書に基づき材料検査を受け、合格したものを使用する。なお、不合格品は直ちに現場外に搬出する。

3. 材料検査への立会

受注者は、材料検査に際してこれに立会う。なお、受注者が立会わぬ場合は検査結果に對し、異議を申し立てることはできない。

4. 再検査

受注者は、材料検査に合格した材料で手直ししたものについては、再び材料検査を受けること。

1-3-4-5 管体製作

1. 性能

(1) 管の断面は実用的真円であって、その両端は管軸に対し直角でなければならない。

また、直管は実用的にまっすぐでなければならない。

管のひずみ直しの必要が生じた場合は、ジャッキ等による機械的矯正法とし、ハンマー打ちで修正してはならない。

(2) 管の各部の寸法許容差は特に指定のない限り、次によるものとする。

① 管長、管厚、外径は、JIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)及びJIS G 3468(配管用溶接大径ステンレス鋼管)の寸法許容差による。なお、適用する管厚については、スケジュール 20s 及び 40s とする。

② 真円度についての管内径許容差は、自重によるたわみのほか管内径の 1/400 以下とする。ただし、部分的な変形があつてはならない。

リブ、フランジ等の補剛材のついてない管を1点支持の状態で測定する場合は、自重によるたわみを次式で計算する。

$$14 \times 10^{-11} \times D^4 / t^2 \text{ (mm)}$$

D: 管の中心径 (mm) t=管厚 (mm)

③ 曲管、丁字管等の角度の許容差は、1-3-3-5管体製作第5項による。

2. 材料

(1) 管体に使用する鋼板及び鋼帶は、JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶) 及び JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶) とし、材質は原則として SUS304、SUS316 を用いなければならない。また、鋼板及び鋼帶は、製作所の試験成績書 (ミルシート) を付したものとする。なお、らせん巻きにより製造された管を原管として用いることはできない。

(2) 直管は、JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) 及び JIS G 3468 (配管用溶接大径ステンレス鋼管) に基づき、継ぎ目無く製造するか、電気抵抗溶接又は自動アーク溶接によって製造するものとする。

異形管は、JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) 及び JIS G 3468 (配管用溶接大径ステンレス鋼管) に基づき、製造された管を熱間又は冷間による曲げ、プレス加工及び切断並びに溶接加工によって製造するものとする。また、JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶) 及び JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶) の鋼板及び鋼帶を用いて冷間による曲げ、プレス加工及び切断並びに溶接加工により製造することもできる。

(3) ボルト・ナットは、JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) 、JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶) の SUS304、SUS316 又は同等以上の材質に適合するものでなければならない。また、焼き付け防止処理をしたものでなければならない。

ガスケットは、表 3-7 に示す良質のスチレンブタジエンゴム (SBR) の材質で、加工方法は JIS K 6353 (水道用ゴム) の 7. 材料及び加工方法による。

表 3-7 ガスケットの品質

名称	種類
RF形ガスケット (大平面座形)	JIS K 6353のⅢ類60
GF形ガスケット (溝形)	JIS K 6353のⅠ類A55

さらに、絶縁フランジとする場合には、ボルトに絶縁性のフッ素樹脂をライニングしたもの用い、ガスケットについては、上記に示したもの適用するが、メタルタッチを防止する措置を施さなければならない。

3. 絶縁

ステンレス鋼管と他材質の管とを接続する場合は、絶縁処理を施さなければならない。

4. 溶接工

(1) 溶接に従事する溶接工の技能及び資格は次のとおりとする。

① 自動溶接を行う場合は、自動溶接機の取扱いに豊富な実務経験と、確かな技術を有する者でなくてはならない。

- ② 手溶接を行う場合はJIS Z 3821（ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準）及びJIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）におけるこの種の溶接に、最も適する種別の技能を有する者でなくてはならない。
- ③ 半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験及び判定基準）におけるこの種の溶接に、最も適する種別の技能を有する者でなくてはならない。

5. 管体製作

- (1) 継手の開先は正確かつ平滑に仕上げなくてはならない。
- (2) 溶接は原則として自動溶接によらなければならない。ただし、異形管などで自動溶接を行い難い場合は、手溶接又は半自動溶接によることができる。
- (3) 溶接部は十分乾燥し、錆その他有害なものを完全に除去清掃した上でなければ溶接をしてはならない。
- (4) 溶接の際は、部材を正確な位置に保持するとともに過度の拘束を与えないよう留意しなければならない。
仮付け溶接は最小限にとどめ、本溶接に亀裂その他の有害な欠陥を与えないように注意しなければならない。
- (5) 溶接は原則として下向溶接とする。
- (6) 手溶接の場合は各層ごとにスラグ、スパッタ等を完全に除去清掃の上溶接を行い裏溶接をするときは溶着金属が完全にあらわれるまで確実に裏はつりを行わなくてはならない。
- (7) 溶接部には次のような有害な欠陥があつてはならない。
 - ① 亀裂
 - ② 溶け込み不足
 - ③ スラグ巻き込み
 - ④ ブローホール
 - ⑤ アンダーカット
 - ⑥ 不整な波形及びつぼ
 - ⑦ 肉厚の過不足
 - ⑧ 融合不良
 なお、溶接部の判定はJIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）の3類以上とする。
- (8) 各種フランジ付き異形管のフランジは、ネックフランジ法により管体に溶接する。RF形ガスケット（大平面座形）の場合は、面を平滑に仕上げるものとする。
また、GF形ガスケット（溝形）の場合はJWWA G 118の寸法に従いU字型の溝を設けるものとする。なお、フランジ部のボルト穴の径及び位置は、管径に応じJWWA G 118によるものとする。
- (9) ステンレス鋼管の表面仕上げは、JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶）のNo. 1 仕上げ（熱間圧延後に熱処理、酸洗又はこれに準じる処理を行つて仕上げたもの）を標準とする。

6. 試験及び検査方法

(1) 試験は、材料、外観、寸法及び形状の検査のほか溶接部については、JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）及びJIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼管）に準じ、次の非破壊検査又は水圧試験のいずれかを行うものとする。

① 放射線透過試験

溶接検査は、原則として本検査方法による。

② 超音波探傷検査

異形管等で放射線透過試験ができない場合は、本検査方法による。

③ 水圧試験

①、②による検査が不可能な場合は本検査方法による。

(2) 溶接部の判定は、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法）によるものとする。

撮影箇所は両端及び溶接ビードの交差箇所とする。

7. 開先形状

開先形状は、図3-2を標準とする。

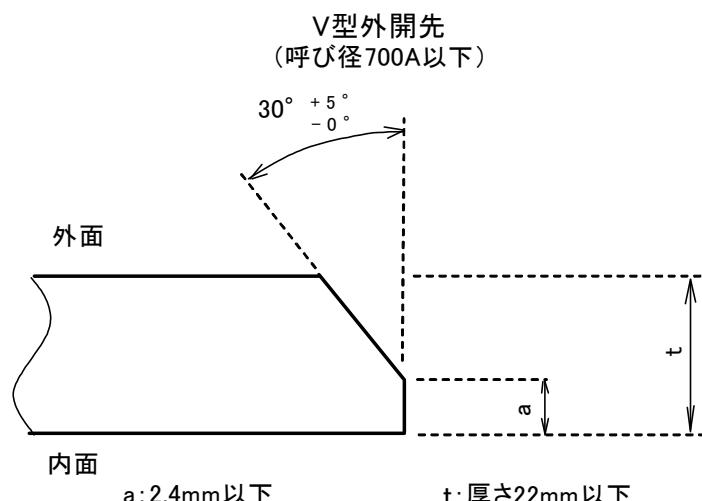


図3-2 開先の標準形状

8. 表示

JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）の15又はJIS G 3468（配管用溶接大径ステンレス鋼管）の11による。

第4章 一般施工

第1節 適用

1-4-1-1 一般事項

本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。

なお、本章に定めのない事項は、「川崎市土木工事共通仕様書」（川崎市建設緑政局）第3編第2章一般施工による。

第5章 土工

第1節 適用

1-5-1-1 一般事項

本章は、河川土工、道路土工その他これらに類する工種について適用するものとする。

なお、本章に定めのない事項は、「川崎市土木工事共通仕様書」（川崎市建設緑政局）第1編第2章土工による。

第6章 無筋、鉄筋コンクリート

第1節 適用

1-6-1-1 一般事項

本章は、コンクリート、型枠及び支保、鉄筋、特殊コンクリートその他これらに類する工種について適用するものとする。

なお、本章に定めのない事項は、「川崎市土木工事共通仕様書」（川崎市建設緑政局）第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートによる。

第7章 塗装

第1節 適用

1-7-1-1 一般事項

本章は、水管橋等鋼構造物の塗装その他これらに類する工種について、適用するものとする。

なお、工事に従事する塗装工は、同種塗装工事に従事した経験を有する者でなければならぬ。

第2節 水管橋等構造物の塗装

1-7-2-1 一般事項

本節は、水管橋等構造物の塗装として塗料、工場塗装、現場塗装その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-7-2-2 塗料

1. 適用規定

受注者は、JIS規格又はJWWA規格に適合した塗料を使用しなければならない。

また、工事着手前に色見本により、監督員の確認を得なければならない。

2. 管理規定

受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守して行わなければならない。

3. 多液型塗料

受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用期間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。

4. 塗料の有効期限

受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッヂペイントの亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

5. 水没部の塗料

受注者は、水没部に使用する塗料については、完全硬化後の塗膜が公的試験所において実施する、水道法に基づく水質基準又はJWWA K135(水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)、JWWA K 157(水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料)の浸出試験の規格に適合するものでなければならない。

6. 品質、検査規定

受注者は、前項の塗料で監督員が請求したときは、水道法に基づく水質基準又はJWWA K135(水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)、JWWA K 157(水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料)の品質及び検査の全項目について、公的試験所において試験した成績書並びに塗装見本板等の関連技術資料を監督員に提出しなければならない。

1-7-2-3 工場塗装

受注者は、工場塗装については、部材の仮検査が完了した後、指定の下塗を1回以上塗装しなければならない。ただし、組立記号を記入する箇所は、あらかじめ最小限度の厚さに塗装を行わなければならない。

また、組立後塗装するのが困難な部分は、前もって塗装しなければならない。

1-7-2-4 現場塗装

1. 塗膜を損傷

受注者は、部材の運搬又は組立て中に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。

2. 下塗り塗膜

受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、たれ、はじき、泡、ふくれ、割れ、はがれ、浮き鏽及び塗膜に有害な付着物など塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある場合は、監督員に報告し、処置を講じなければならない。

3. 素地調整種別

受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、鏽落し清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示される素地調整種別に応じて、次の各号の仕様を適用しなければならない。

(1) 1種ケレン

塗膜、黒皮、鏽その他の付着物を完全に除去（素地調整のグレードは、ISO 規格で Sa2.5 以上）し、鋼肌を露出させたもの。

(2) 2種、3種及び4種ケレン

① 鏽が発生している場合

素地調整種別	鏽の状態	発鏽面積 (%)	素地調整内容
2種	点鏽が進行し、板状鏽に近い状態や、こぶ状鏽となっている	30以上	旧塗膜、鏽を除去し、鋼材面を露出させる
3種A	点鏽がかなり点在している	15~30	活膜は残すが、それ以外の不良部（鏽・割れ・膨れ）は除去する。
3種B	点鏽が少し点在している	5~15	同上
3種C	点鏽がほんの少し点在している	5以下	同上

② 鏽がなく、割れ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合

素地調整種別	鏽の状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容
3種C	発鏽はないが、割れ、膨れ、はがれの発生が多く認められる	5以上	活膜は残すが、不良部は除去する
4種	発鏽はないが、割れ、膨れ、はがれの発生が少し認められる	5以下	同上
	白亜化、変退色の著しい		粉化物、汚れなどを除去する

4. 塩分測定

受注者は、海上輸送部材、海岸部に設置された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。なお、塩分付着量の測定結果が $\text{NaCl } 100\text{mg/m}^2$ 以上となつた場合は、処置方法について監督員と協議しなければならない。

5. 禁止事項

受注者は、次の各号の場合塗装を行ってはならない。これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。

(1) 気温及び湿度の条件が表7-1の制限を満足しないとき

表7-1 塗布作業時の気温と湿度制限

塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッヂプライマー	0 以下	50 以上
無機ジンクリッヂペイント	0 以下	50 以上
有機ジンクリッヂペイント	5 以下	85 以上
錆止めペイント (鉛・クロムフリー)	5 以下	85 以上
フェノール樹脂MIO塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂プライマー	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂MIO塗料*	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗* (中塗) *	10 以下	85 以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗*	10 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
タールエポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用*	10 以下	85 以上
無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料*	10 以下、30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料*	10 以下、30 以上	85 以上
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上
シリコンアルキド樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
シリコンアルキド樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上
塩化ゴム系塗料中塗	0 以下	85 以上
塩化ゴム系塗料上塗	0 以下	85 以上
ポリウレタン樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ポリウレタン樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
フッ素樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
フッ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上

〔注〕*印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。

低温用の塗料に対する制限は、気温については5°C以下、20°C以上、湿度については85%以上とする。

- (2) 降雨等で表面がぬれているとき
- (3) 風が強いとき及び塵埃が多いとき
- (4) 塗料の乾燥前に降雨、雪及び霜のおそれがあるとき
- (5) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜に泡を生じるおそれのあるとき
- (6) その他監督員が不適当と認めたとき

6. 塗装面の清掃

受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。

7. 塗装方法

受注者は、塗残し、気泡むら、ながれ、刷毛目等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

8. 準備規定

受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。

9. 膜厚の確保

受注者は、溶接部、ボルトの接合部分その他構造の複雑な部分に必要膜厚を確保するよう施工しなければならない。

10. 塗重ね間隔

受注者は、塗装の各層の塗重ね間隔を守り没水するものは、没水するまでに乾燥を行わなければならない。

11. 下塗規定

受注者は、下塗にあたっては、次によらなければならない。

- (1) 第1種以外の素地調整を終了したときは、被塗装面の素地調整状態を確認した上で下塗を施工すること。天災その他の理由によりやむを得ず下塗が遅れ、そのため錆が生じたときは、再び素地調整を行い塗装すること。
- (2) 重ね塗りを行うときは、塗料製造会社の指定する重ね塗り期間内に塗装すること。
- (3) ボルト締め後又は溶接施工のため塗装困難となる部分で設計図書に示されている場合又は監督員の指示がある場合には、施工前に塗装を完了させること。
- (4) 機械仕上げ面には、防錆油等を塗布すること。
- (5) 現場溶接を行う部分について、錆の生じるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては、溶接及び塗装前に除去すること。なお、防錆剤使用については、監督員の承諾を得ること。
- (6) 第1種の素地調整を行ったときは、4時間以内に金属前処理塗装を施すこと。

12. 中塗、上塗規定

受注者は、中塗及び上塗にあたっては、次によらなければならない。

- (1) 中塗及び上塗にあたっては、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認した上で行うこと。
- (2) 海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の塗装については、素地調整終了から中塗完了まですみやかに塗装すること。

13. コンクリート接触面の塗装

受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行なってはならない。ただし、プライマー塗装

は行うことができる。

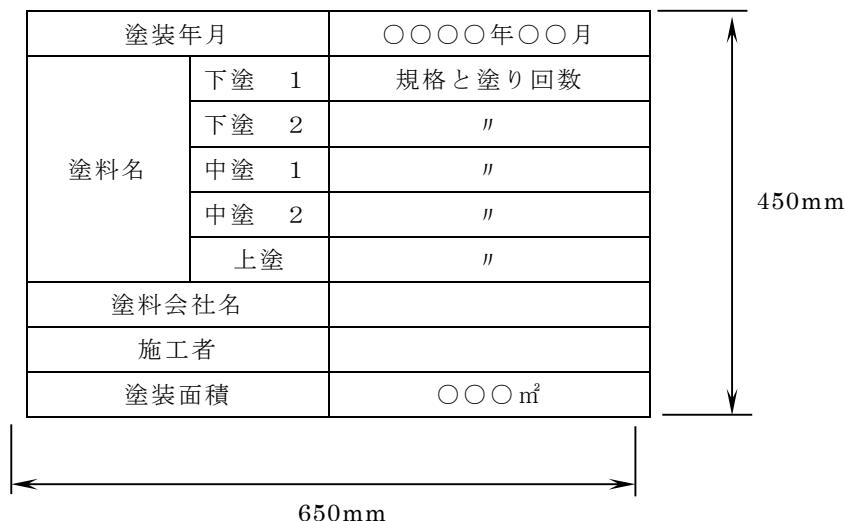
14. 検査

受注者は、検査にあたっては、次によらなければならない。

- (1) 工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時までに監督員へ提出すること。
 - (2) 塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後、塗膜測定をすること。
 - (3) 塗膜厚の測定は、部材ごと及び作業姿勢ごと平均して測定すること。
 - (4) 膜厚測定器は、2点調整式電磁膜厚計を使用すること。なお、これにより難い場合は監督員の承諾を得ること。
 - (5) 塗料缶の貼付ラベルは完全な状態に保ち、未開封の状態で現場に搬入の上、使用材料の工事写真を次により撮影しなければならない。
- (使用前)
- ① 缶に番号を付けること。
 - ② 番号ごとの塗料の品質、色彩、数量、製造会社名、製造年月日及びロッド番号の一覧表を作成すること。
 - ③ 缶の全般と貼付ラベルの写真を撮影すること。
- (使用後)
- ④ 塗布作業終了時には、使用量（空缶数）が確認できる写真を撮影すること。

15. 記録

受注者は、最終塗装を完了した後、ペイント又は塩ビ系の粘着シートにより図7-1のとおり記録すること。



The diagram shows a rectangular form for painting records. On the right side, there is a vertical dimension line with arrows at the top and bottom, labeled '450mm'. On the bottom left, there is a horizontal dimension line with arrows at the ends, labeled '650mm'.

塗装年月	○○○○年○○月
塗料名	下塗 1 規格と塗り回数
	下塗 2 //
	中塗 1 //
	中塗 2 //
	上塗 //
塗料会社名	
施工者	
塗装面積	○○○ m ²

図7-1 塗装記録

第2編 水道土木工事編

第1章 管路工事

第1節 総 則

2-1-1-1 適用

本章は、管路工事における管路工、給水管付替工、管更生工、貯水槽設置工、小口径推進、中大口径推進、シールド、附帯工、立坑工、その他これらに類する工種について適用する。

なお、本章に特に定めのない事項については、第1編の規定によるものとする。

第2節 管路工

2-1-2-1 適用

本節は、管路工における管路土工、管布設工、管防護工、弁設置工、弁室築造工、栓設置工、排水設備設置工、管撤去工、弁撤去工、弁室撤去工、栓撤去工、排水設備撤去工、管路材料、管充填工、仮設配管工、管路土留工、埋設管防護工、管路路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工、発生品処分、運搬処理工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

2-1-2-2 一般事項

1. 確認事項

受注者は、施工前に次の各号について、監督員に確認しておかなければならない。

- (1) 支給材料の受領場所、受領時期等
- (2) 連絡工事の方法と、断水を伴う場合は、その予定時期等
- (3) その他

2. 近隣住民への周知

受注者は、工事着手に先立ち、適宜工事内容を近隣住民に周知し、苦情等が発生しないよう努めなければならない。

3. 現地調査

受注者は、次の各号の規定により試掘及び地質調査等の現地調査を実施しなければならない。

- (1) 地下埋設物位置確認等の試掘箇所は、監督員と現地立会の上決定すること。
- (2) ボーリング調査を行う場合の実施地点は、事前に地下埋設物の調査及び位置確認をし、監督員と現地立会の上決定すること。
- (3) 試掘は、地下埋設物を損傷しないようにすること。
- (4) 試掘及び地質調査については、土質の形状、地下水の状態等を観察し、事後の掘削工、土留工及び管に及ぼす影響等の参考にすること。
- (5) 舗装切斷から仮復旧までの施工については、本工事と同様とする。
- (6) 既設埋設物の大きさ（管径等）は、埋戻し後もその位置が確認できるよう測定基点を明確にするとともに、当該位置の路面にペイント標示等の処置を行うこと。
- (7) 試掘箇所は、当日のうちに埋戻し仮復旧を施工すること。また、仮復旧箇所は、工事完了まで毎日巡回点検し、適正に保守管理すること。
- (8) 試掘調査の場所、掘削の形状寸法、調査結果は、工事打合せ簿に添付し監督員に提出す

ること。

- (9) 近接する地下埋設物が想定される場合は、当該施設の管理者の立会いを求め、その指示を受け、処置を講ずること。

2-1-2-3 管路土工

1. 適用規定

管路土工については、川崎市土木工事共通仕様書（川崎市建設緑政局）（以下、「共通仕様書」という。）第1編1-2-4-3 路体盛土工、1-2-4-4 路床盛土工または、第3編3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるほか、次の各項のとおりとする。

2. 管路掘削

受注者は、掘削にあたっては、次の各号の規定により施工しなければならない。

- (1) 掘削は、管の布設等に支障がない空間を確保するとともに、地盤の状況に応じ土留等を施工すること。
- (2) 掘削は、掘り過ぎないように注意すること。
- (3) 埋設物に近接して掘削する場合、最後の底面仕上げは、人力で行うこと。
- (4) 舗装路面を掘削する場合は、コンクリートカッタ等を使用して舗装面を切断した後に行うこと。
- (5) 掘削作業中に湧水等がある場合は、ポンプ等で適正に排水すること。
- (6) 掘削土砂を、掘削現場に仮置き又は堆積させないこと。
- (7) 機械掘削を行う場合は、地上、地下施設物及び路面等を傷つけないよう先堀り確認等の処置を講ずること。

また、地上施設物、地下埋設物に近接する場所又は掘削中地下埋設物が発見された場合は、当該施設の管理者の立会いを求め、その指示に従うとともに、監督員に報告すること。

- (8) 掘削底面が特に軟弱な場合又は硬質な地盤の場合は、監督員の指示する基礎工を施工すること。

- (9) 会所掘りは、接合作業に支障のないように施工すること。

また、湧水のある場合は、土留、排水等を適正に行い、接合作業環境を良質に保つこと。

- (10) 掘り置きは、監督員の承諾が得られない限り行わないこと。

- (11) 掘り置きについての許可等を得た工事の場合は、掘り置き箇所を完全に閉塞するか保安ネット等で覆い、転落防止の処置を講じること。なお、掘り置き箇所はガードフェンス等で完全に囲っておくこと。ただし、掘り置き箇所が極めて小規模の場合は、ガードフェンスに換えてバリケード等を使用することができる。

また、掘り置き箇所は、特に工事標識等の設置及び照明設備を設置し照射しておくこと。

3. 管路埋戻

受注者は、埋戻しにあたっては、次の各号の規定により施工しなければならない。

- (1) 埋戻し土は、設計図書で指定されたものを、また、設計図書で指定されていない場合は監督員の承諾を得たものを使用すること。
- (2) 埋戻しは、十分排水してから行うこと。
- (3) 埋戻しは、一層の厚さが20~30cmごとに平らに均し、タンパ等で締固めること。
- (4) 管の周辺を埋戻すときは、管を損傷させないように良質土を用いるものとし、不等沈下

による管への応力発生を未然に防止すること。

また、埋戻し、転圧による管体の挙動を防止するとともに、管側面部及び底部に空隙が生じないよう突き込むこと。

4. 発生土処理

受注者は、発生土処理にあたっては、第1編1-1-1-19建設副産物の規定によるほか、次の各号の規定により施工しなければならない。

- (1) 発生土の運搬は、その性状に応じた輸送機械により運搬するものとし、運搬車、運搬機、運搬用パイプライン等は、発生土の飛散及び、流出しないものを選択すること。
- (2) 受注者は、建設発生土受入れ地の位置、建設発生土の内容等については、**設計図書**及び監督員の**指示**に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

5. 埋戻土運搬

埋戻土の運搬は、その性状に応じた輸送機械により運搬するものとし、運搬車、運搬機、運搬用パイプライン等は、運搬土の飛散及び、流出しないものを選択すること。

2-1-2-4 管布設工

1. 一般事項

受注者は、管布設工にあたっては、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 管の運搬は、管を損傷しないように行うこと。
- (2) 管の取扱いは、人力又はクレーン、巻上げ機等で吊り上げ作業及び吊り下ろし作業を行い、管に衝撃を加えないこと。
- (3) 車輌に積込み、積下ろしをする場合において、クレーン等を使用する場合は、ナイロンスリング又はゴムで被覆したワイヤロープ等安全な吊り具を使用し、玉掛けは2点とし、管体を水平に保つようにすること。
- (4) 管は、布設に必要な数だけ現場へ運搬し、埋設する管の勾配、方向等を確認し配置すること。
- (5) 管を現場に一時仮置きする場合は、交通に支障のないようにし、通路等をふさがないようになるとともに転び止め及び保安施設を設置すること。
- (6) 車輌等への積込みについては、転がり防止のキャンバーを管径に応じて施し、ロープ掛けをすること。なお、積み重ねをする場合は、一段ごとに枕木を施すこと。
また、車輌の許容積載重量を超えないように注意すること。
- (7) 管を人力により移動する場合は、枕木又は転がり丸太を用いるようにし、直接地上面に転がしたり、引きずったりしないこと。その場合、鉄パイプ、てこ棒等を管端に差し込み移動させないこと。また、必要に応じて小車等を使用すること。
- (8) 塗装面保護等のため受口及び挿口部分にキャップが施されてある管については、管の据付け時までキャップは取り外さないこと。
- (9) 管布設位置（平面位置及び埋設深さ）は、**設計図書**又は水道工事設計標準図（川崎市上下水道局）（以下「標準図」という。）に基づくものとする。ただし、測量、試掘等を実施した結果、**設計図書**又は標準図のとおり布設できない場合は、監督員と**協議**して決定すること。
- (10) 埋設深さの基準面は、**設計図書**に特に定めのない場合は、管布設位置（平面位置及び埋設深さ）の既設路面とすること。
また、平面位置の基準は官民境界線とすること。

- (11) 既設埋設管及び埋設物等との離れは、30 cm以上を確保すること。離れが確保できない場合は、当該施設の管理者の立会いを求め、その指示に従うとともに、監督員に報告すること。
- (12) 埋設深さが設計深さより浅くなる場合は、監督員の指示を得て、防護工事を行うこと。
- (13) 掘削箇所は、基礎工、管の布設等に支障のないように排水すること。
- (14) 管の布設は、原則として、低所から高所に向けて行うものとすること。この場合、受口のある管は受口を高所に向けて布設すること。伏越し部分の曲管等の配置、据付けについても同様とすること。なお、離脱防止形管の伏越し部は、設計図書に定めのない場合は、監督員の指示に従うこと。
- (15) 管の据付け・布設については、管体の表記記号を確認するとともに、ダクタイル鋳鉄管の場合は、受口部分に鋳出している当該表記号のうち、口径、年号の記号を上側にして布設すること。
鋼管の場合は、布設管の製作番号を工事週報に記載すること。
- (16) 管の据付け・布設についてはT形定規、曲管定規、水糸、レベル、巻尺、石筆又はチヨーク等を用いて芯出しを行い、適正な布設作業を確保すること。
- (17) 管の据付け・布設については管体検査を行い、損傷部のないことを確認すること。また、管内に土砂、石塊その他不要なものが残らないように清掃すること。
- (18) 土留工を施工した掘削溝内に管を吊り下す場合において、切梁の一部を一時取り外す場合は、必ず補強切梁を施し安全を確認の上、施工すること。
- (19) 管を掘削溝内に吊り下す場合は、吊り下し場所溝内に作業員を立ち入らせないこと。
- (20) 管は、掘削溝内の安全な位置に一時仮下しした後、静かに接合部に引き寄せ、芯を合わせ、接合等の作業に入ること。
また、管を高い位置に吊り上げた状態で押したり、引き寄せたりする仮下ろしをしないこと。
- (21) 管の据付については、中心線及び高低を確認すること。
- (22) 1日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう管栓を仮付けするか、管蓋を用意し設置すること。この場合、管内に工具、矢板等を仮置きしないこと。
- (23) 管布設に際しては、始点、終点の位置及び分岐箇所・異形管箇所等を明確にしておくため、オフセットを取り、完成図に記入しなければならない。
- (24) 連絡工事
受注者は、既設管との連絡工事にあたっては、次の規定によるものとする。
- ① 連絡工事の施工日時、施工方法等について事前に協議すること。
 - ② 連絡工事箇所の試掘調査を行い、連絡する既設管の位置、管種、管径、切断箇所、埋設物等の確認を十分行い、断水時間等に支障をきたさないようにしなければならない。
 - ③ 施工にあたり、連絡部計画配管図及び連絡部工程表を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
 - ④ 連絡工事の重要性を十分理解し、施工にあたっては、経験豊富な技術者及び配水管工を配置しなければならない。なお、断水作業（本項第11号「管凍結」の規定による場合を除く）、配水調整作業、管洗浄作業等は発注者にて行うが、受注者はこれらの作業に協力しなければならない。

- ⑤ 既設管との連絡は、監督員に確認した後に行うこと。
- ⑥ 管内を清掃し、土砂、汚水及び作業器具等の異物がないことを確認し連絡箇所の配管を行うこと。
- ⑦ 案の取り外し及び防護の取壊し等にあたっては、管内の水の有無にかかわらず圧力がかかる場合があるため、空気及び水を抜き圧力がないことを確認した後に施工すること。
- ⑧ 連絡工事箇所は、その周辺を調査し、連絡工事当日の機材の配置、交通対策等、管内水の排出先等を確認し、支障のないように処置を講じておくこと。また、付近住民に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、事前に協力が得られるよう説明をしておくこと。
- ⑨ 連絡準備の配管については、T形定規、曲管定規、水糸等を用い、連絡工事当日の配管内容、既設管の切断箇所又は穿孔箇所を定め、監督員の確認を得ておくこと。なお、連絡工事の当日配管は、最小限にとどめるようにすること。
- ⑩ 既設管を切断して連絡する工事において、使用する管切断機は現場状況に応じたものとし、事前に管切断機の試運転を行う等の対策を講じなければならない。
- ⑪ 連絡箇所及び近接する既設管の周囲を露出させる場合は、不平均力による管の抜け出しや移動を防止するために、監督員に確認のうえ適切な措置を講じなければならない。

2. ダクタイル鋳鉄管

(1) 管の吊込み据付

受注者は、管の吊込み据付にあたっては、第1項第14号から第23号の規定によるものとする。

(2) ポリエチレンスリーブ被覆工

受注者は、ポリエチレンスリーブを被覆する場合は、次の規定に従い施工しなければならない。なお、標準仕様書にないものは、JWWA K 158（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）によるものとする。

- ① ポリエチレンスリーブ（以下「スリーブ」という。）被覆工の施工にあたっては、スリーブを傷付けないように注意し、図1-1のとおり地下水や土砂が入らないように管にできるだけ密着させ卷付け、折り重ね部（3重部）にスリーブの表示がくるようにするとともに、布設にあたっては管頂にするものとする。

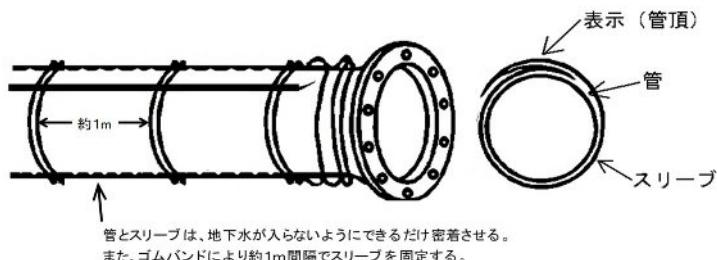


図1-1 スリーブの巻き方

- ② スリーブを被覆した管の吊り落しにあたっては、滑りやすいので図1-2のとおり、管の重量及び重心をよく確認し、吊り具類は、ナイロンスリングやゴムチューブ等で被覆されたワイヤロープを必ず使用し、管を2点吊りすること。

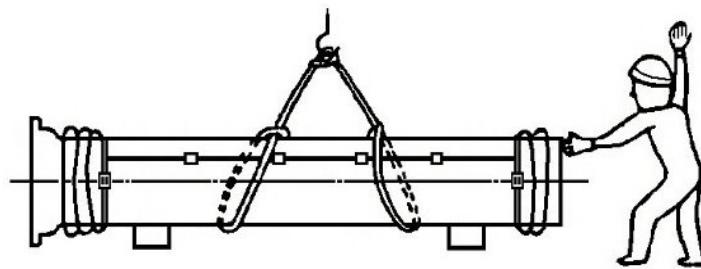


図 1-2 吊り方の例

- ③ 管接合部のスリーブは、埋戻し時に無理なくなじむように十分にたるませること。また、離脱防止金具等を使用している箇所は、ボルト等の突部にあたる部分が破れやすいので、図 1-3 のとおり別に短く切って 4 重にしたもの上部にあてて、スリーブを被覆するものとする。

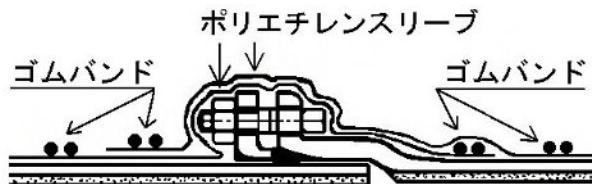


図 1-3 接合部の施工方法

- ④ 傾斜配管の場合、地下水が下流側の管とスリーブの間へ流入しないよう、図 1-4 のとおり上流側のスリーブを上にして、重ね合わせること。

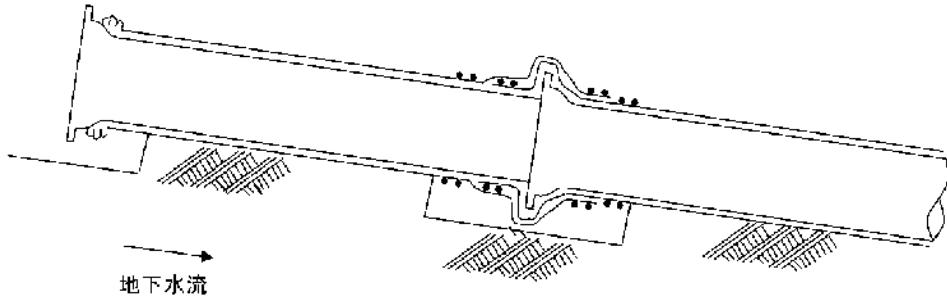


図 1-4 スリーブの合わせ方

- ⑤ 地下水の侵入を防ぎ、また侵入した地下水が移動しないよう、図 1-5 のとおりスリーブの端は必ずゴムバンドで管を固定すること。また、管の胴体部分も同様の理由により、ゴムバンドを用いて約 1.0m ピッチで固定すること。

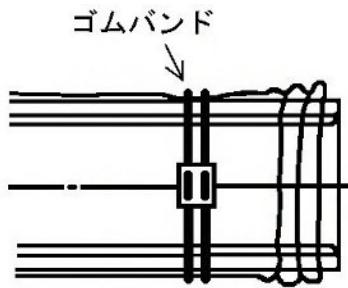


図 1-5 スリーブの固定方法

- ⑥ 誤ってスリーブに傷を付けた場合は、図 1-6 のとおり傷口よりも大きいスリーブを被せ、四方を粘着テープで固定すること。

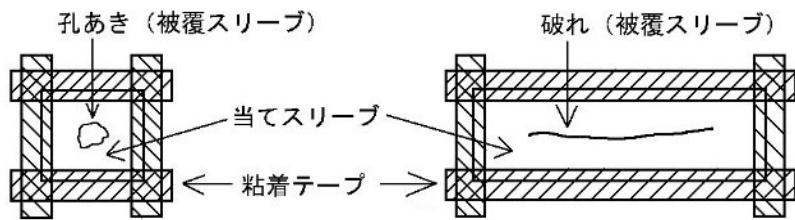
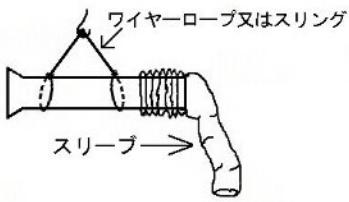
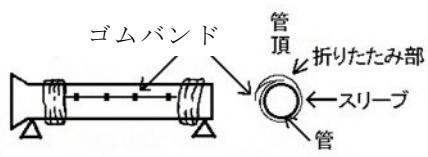
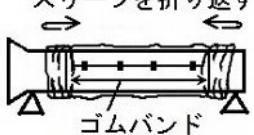
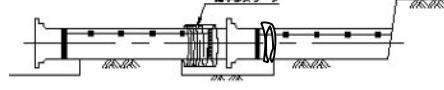
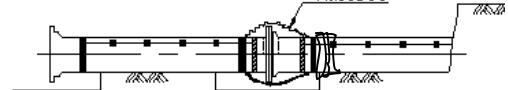
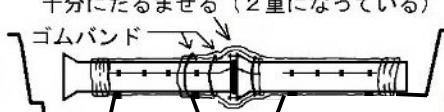


図 1-6 スリーブの補修

⑦ スリープの施工方法は、原則として次の規定によること。なお、異なった方法を行う場合は、監督員の承諾を得ること。

ア 直管部、曲管部

表 1-1 直管の施工例 (A 法)

手順	図	解説
1		・管を吊り上げるか、又は枕木の上に載せて、挿入し口側からスリープを挿入する。
2		・スリープの端から 500 mm (呼び径 500 mm 以上は 750 mm) に付けられた印と管端とを合致させて、スリープを引き伸ばす。 ・管頂部にスリープの折りたたみ部がくるように折りたたんでゴムバンドで固定する。
3		・受口側及び挿口側にゴムバンドを巻き、管にスリープを固定する。
4		・スリープを傷付けないように管を吊り下ろす。 ・管を接合する。
5		・折り返したスリープを元に戻して、接合部に被せ、ゴムバンドを巻き、スリープを管に固定する。
6		・反対のスリープも同様に、管に固定する。

[注] 曲管は直管に準ずること。

イ T字部

表 1-2 T字管の施工例

手順	図	解説
1		・T字管の各寸法に合わせてスリーブを切断する。
2		・呼び径 D 用スリーブを T字管の L 寸法より 1000 mm (呼び径 500 mm 以上は 1500 mm) 長く切断し、さらに枝管部分を容易に被覆できるように切り目を入れておく。
3		・呼び径 d 用スリーブを T字管の I 寸法より 500 mm (呼び径 500 mm 以上は 750 mm) 長く切断し、さらに枝管部分を容易に被覆できるように切り目を入れておく。
4		・呼び径 D 用スリーブを挿入し、広げる。
5		・呼び径 D 用スリーブを A 法と同様の方法で管に固定する。 ・枝管部分まで切れ目を入れた箇所を粘着テープで管に固定する。
6		・呼び径 D 用スリーブを枝管部分から挿入し、形を整える。
7		・呼び径 D 用スリーブを A 法と同様の方法で管に固定する。ただし、呼び径 D 用スリーブと呼び径 D 用スリーブのシールは粘着テープで行う。 ・以後、A 法と同様に T字管を据付け接合後、接合部のスリーブを管に固定する。

[注] 寒冷地や雨天時及び水場等では T字管のスリーブの固定は、粘着テープの粘着力が低下することがあるので、T字管スリーブを大きく (I寸法の倍程度) 取り、ゴムバンドで固定する。

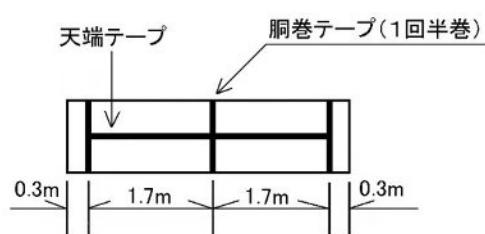
(3) 管明示工

受注者は、管布設にあたって管明示工を施工する場合は、次の規定により実施するものとする。

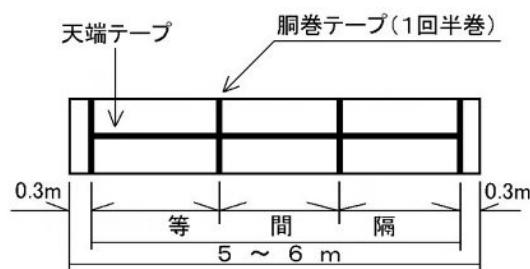
- ① テープを巻付ける場合は、管表面の異物（巻付箇所の土、スノコ等）を取除いた後に行うこと。
- ② テープの巻付けは、次のとおり行うこと。

ア 直管の場合

(ア) 管長 4 m の場合

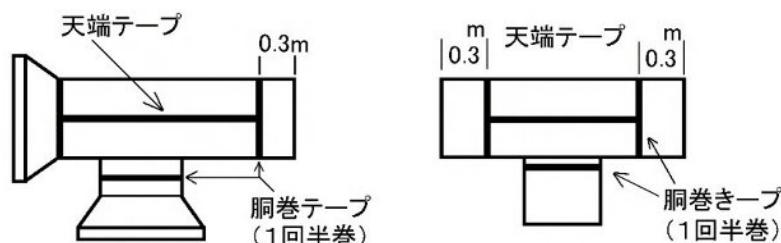


(イ) 管長 5 ~ 6 m の場合

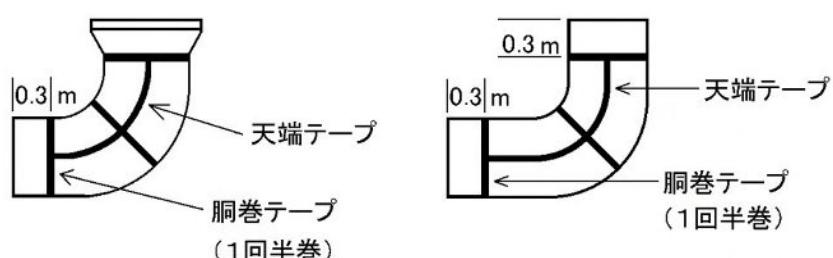


イ 異形管の場合

(ア) T字管の場合



(イ) 曲管の場合



③ 管明示ペイント塗布工は、次の規定に従わなければならない。

ア 推進工法による場合は、直押し、さや管ともに表1-3に基づき、テープの代わりにペイントを管体天端に塗布すること。

表1-3 ペイント塗布

区分	ペイント色	塗布幅		塗布回数
		口径	幅	
水道管 工業用水道管	青 白	1000 mm以下	10 cm	2回塗り
		1100 mm以上	15 cm	
		2000 mm以下		
		2100 mm以上	20 cm	

イ 受注者は、管体に塗布したペイントが完全に乾燥してからでなければ、施工してはならない。

ウ 水管橋を除く露出配管箇所の管体には、管明示テープの代わりにペイント(水道管－青色、工業用水道管－白色)を塗布、若しくは防食テープを使用すること。

3. 鋼管、ステンレス鋼管

(1) 一般事項

① 受注者は、管の塗覆、塗膜及び管体に損傷を与えないよう、豊富な知識と経験を有するものが丁寧に取扱い、損傷を与えた場合は、監督員に報告し、処置を講じなければならない。

また、管の梱包は、据付け直前まで取り外さないものとする。

② 受注者は、管体が直接地面に接することのないよう、盤木等の上に仮置きすること。

(2) 管の吊込み据付

受注者は、管の吊込み据付にあたっては、第1項第16号から第23号によるほか、次の規定によらなければならない。

① 管の据付けに際し、管軸方向の溶接継目が一直線にならぬように据付けなければならない。

② ステンレス鋼管の据付けにあたっては、清潔な手袋等を使用して取扱うこと。

③ ステンレス鋼管の芯出しに先立ち、開先面の清掃を行い、開先面に付着した泥土、水分、油脂等の異物をステンレス鋼管専用のグラインダ、ワイヤブラシ、溶剤等で完全に除去すること。

(3) ポリエチレンスリーブ被覆工

受注者は、設計図書でポリエチレンスリーブ被覆施工を指定してある場合は、第2項第2号によること。

(4) 管明示工

受注者は、管明示工にあたっては、第2項第3号によること。

(5) 防食テープ巻付工

受注者は、防食テープ巻付工にあたっては、防食テープ覆装工事特記仕様書によるものとする。

4. RC 鋼管

(1) 一般事項

受注者は、管の塗覆、塗膜及び管体に損傷を与えないよう、豊富な知識と経験を有するものが丁寧に取扱い、損傷を与えた場合は、監督員に報告し、処置を講じなければならない。

また、管の梱包は、据付け直前まで取り外さないものとする。

(2) 管の吊込み据付

受注者は、管の吊込み据付にあたっては、第1項第16号から第23号によるほか、管軸方向の溶接継目が一直線にならぬように据付けなければならない。

(3) ポリエチレンスリーブ被覆工

受注者は、設計図書でポリエチレンスリーブ被覆施工を指定してある場合は、第2項第2号によること。

(4) 管明示工

受注者は、管明示工にあたっては、第2項第3号によること。

(5) 防食テープ巻付工

受注者は、防食テープ巻付工にあたっては、防食テープ覆装工事特記仕様書によるものとする。

5. 不断水取出し

- (1) 受注者は、施工及び機器の取扱い等について、当該施工に関して十分な知識及び経験を有するものを選定し、監督員に報告すること。
- (2) 受注者は、不断水取出工（耐震形）の施工にあたって、不断水割T字管の製造業者が従事しなければならない。ただし、次に掲げる要件をすべて満たすものは従事することができる。なお、不断水割T字管の製造業者以外が施工する場合は、資格証の写しを監督員に施工までに提出すること。
 - ① 使用材料の製造業者が開催する不断水取出工（耐震形）の講習を受講し「講習修了証」を有する者
 - ② 表1-4に示す資格者（口径450mm以下の耐震継手管）
- (3) 受注者は、設計図書に特に示す場合を除き、割T字管の取出しを水平に行うこと。なお、水平にできない場合は、監督員の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、既設管に割T字管を取付けた後、水圧試験を行い漏水のないことを確認してから穿孔を行わなければならない。
- (5) 受注者は、穿孔機及び付属する動力機器等は、使用前に点検整備を行っておくこと。
- (6) 受注者は、支持台を適正に設置し、割T字管に不要な応力を加えないように穿孔機を取付けること。
- (7) 受注者は、穿孔後切りくず、切断片等を確実に排出すること。

6. 継手類（接合）

(1) ダクタイル鋳鉄管の接合

① 一般事項

ア 受注者は、管の接合にあたって、接合作業に従事する作業員は、適切に作業を行

うことができる十分な技能を有したもので、管の種別に応じ表1-4に示す資格者（以下「配水管工」という。）を、事前にその資格者証の写しを添付して、現場代理人・主任技術者等設置（変更）届により届け出なければならない。

なお、届け出た配水管工に変更が生じた場合も同様とする。

表 1-4 接合作業に従事する資格者

種 別	資 格 者
口径 450 mm以下の耐震継手管 (NS/GX 形等)	次の①～③のいずれかに該当する者 ① 平成 25 年度以降の配水管工講習会受講修了者 (川崎市上下水道局) ② 平成 24 年度以前の配水管工講習会受講修了者 (耐震管 NS・S II に限る。A 形・K 形は対象外) (川崎市水道局又は(財)川崎市水道サービス公社) ③ 配水管技能者名簿登録者 (耐震登録) ((社)日本水道協会)
口径 500 mm以上の耐震継手管 (NS 形等)	次に該当する者 配水管技能者名簿登録者 (大口径登録) ((社)日本水道協会)
一般継手管 (K 形、フランジ形等)	次の①～③のいずれかに該当する者 ① 配水管工講習会受講修了者 (川崎市水道局又は(財)川崎市水道サービス公社) ② 配水管技能者名簿登録者 (社)日本水道協会 ③ 耐震継手管の有資格者

[注] () 内は、講習の実施者を示す。

イ 受注者は、接合作業に際しては、届け出た配水管工をもって充てなければならぬ。また、配水管工は、受講証等を工事中常に携帯し、監督員の請求があったときはこれを提示しなければならない。

ウ 受注者は、接合に先立ち、継手の付属品及び必要器具・工具等を点検し確認すること。

エ 受注者は、接合にあたって、挿口部の外面、受口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂その他の異物を完全に除去すること。

オ 受注者は、押輪及びゴム輪等の形状、方向を確認し、接合すること。

カ 受注者は、受口内面、挿口外面及びゴム輪に滑剤を塗布し、受口と挿口の間隔を上下左右均等に保ちながら、管及びゴム輪を押し込むこと。なお、押し込みに際しては、ゴム輪を鋭利なもので叩いたり、押したりして損傷させないようにすること。

キ 受注者は、継手（接合完了後の継手も含む）の抜け出しがないように管を接合すること。

ク 受注者は、接合完了後、必ず接合の状態を再確認するとともに、継手部及び管外面の塗装の損傷箇所には防食塗料を塗布する。

ケ 受注者は、継手の接合後、継手チェックシートを作成しすみやかに監督員に提出すること。

② 継手用滑剤

ア 受注者は、ダクタイル鉄管の接合については、ゴム輪に悪い影響を及ぼし、衛生上

- 有害な成分を含むもの及び中性洗剤やグリース等の油類は使用しないこと。
- イ 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合に使用する継手用滑剤は、ポリカルボン酸塩系又は脂肪酸石鹼系の滑剤を使用し、表1-5の規定によること。
- ウ 受注者は、滑剤の試験についてはJDPA Z 2002（滑剤の試験）によること。

表1-5 継手用滑剤の規格

試験項目		品質規定	
容器中の状態		かき混ぜたとき堅い塊がなくて一様になること	
粘土及び色 数	ポリカルボン酸塩 系	6.0～10.0Pa·s	2以下であること
	脂肪酸石鹼系	3.0～10.0Pa·s	7以下であること
pH値		8.0～10.5であること	
作業性		刷毛塗りができること	
物性試験	水中滑性持続性	水中において15分以上滑性が保たれていること	
	重塗り適合性	塗り重ねた塗面に、膨れ、はがれを認めないこと	
	ゴムに対する影響	粘着性、クラックがないこと	
溶出試験	濁度	0.2度以下	
	色度	0.5度以下	
	過マンガン酸カリウム消費量	1.0mg/l以下	
	残留塩素の減量	0.7mg/l以下	
	臭気	異常でないこと	
	味	異常でないこと	

[注1] 溶出試験は、水道に使用する場合に適用する。

[注2] 濁度、色度、過マンガン酸カリウム消費量及び残留塩素の減量値は、対照水との差である。

③ GX形ダクタイル鋳鉄管の接合

（直管部の接合）

ア 受注者は、セットされた状態で納品されたロックリングとロックリングホルダが正常な状態にあるか確認すること。

イ 受注者は、ゴム輪を清掃後、ヒール部を手前にして受口内にふくらみがないよう装着する。ゴム輪装着後、プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるように叩くこと。

ウ 受注者は、管をクレーン等で吊った状態にして挿口を受口に預ける。この時2本の管の曲げ角度が2°以内となるようにし、接合器具の操作によりゆっくりと挿口を受口に挿入すること。

エ 受注者は、図1-7のとおり挿口外面に表示してある2本の白線のうち白線Aの幅の中に受口端面がくるように合わせる。ただし、ライナを使用した場合はこの限りではない。

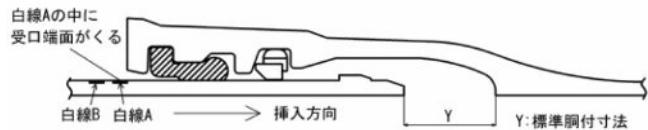


図 1-7 接合状態図

オ 受注者は、接合時、表 1-6 に示す標準胴付間隔にする。

表 1-6 標準胴付間隔寸法

呼び径	標準胴付間隔寸法 (mm) Y
75・100	45
150～250	60
300	72
400	75

カ 受注者は、管挿入後、専用のチェックゲージを用いてゴム輪が正しい位置にあることを確認すること。

(異形管部の接合)

キ 受注者は、所定の受口溝にロックリング及びストッパが正常な状態にあるか確認すること。

ク 受注者は、押輪及びゴム輪を清掃後、押輪、ゴム輪の順で挿口に預ける。押輪及びゴム輪の表示が GX 形用であること及び呼び径を必ず確認する。GX 管は、直管と異形管で使用するゴム輪形状が異なることから、使用前に確認すること。

ケ 受注者は、管をクレーン等で吊った状態にして挿口先端が受口奥部に当るまでゆっくりと挿入すること。全周にわたって挿入されていることを確認の後、ストッパを引き抜き、その後、継手が抜け出さないことを確認すること。

コ 受注者は、受口と押輪の間隔が全周にわたって均一になるように注意しながら、T頭ボルト・ナットの締め付けを行うこと。

サ 受注者は、ボルトの締め付け完了後、隙間ゲージにて施工管理を行うこと。

(切管の挿口加工)

シ 受注者は、切管の挿口を用いて接合する場合は、図 1-8 により専用の加工機を用いて溝切り及び面取加工を行い、ダクタイル鉄管切管鉄部用塗料等による補修を行った後、挿口に白線 2 本を図 1-9 及び表 1-7 により表示し、切管挿口リングを取り付けること。

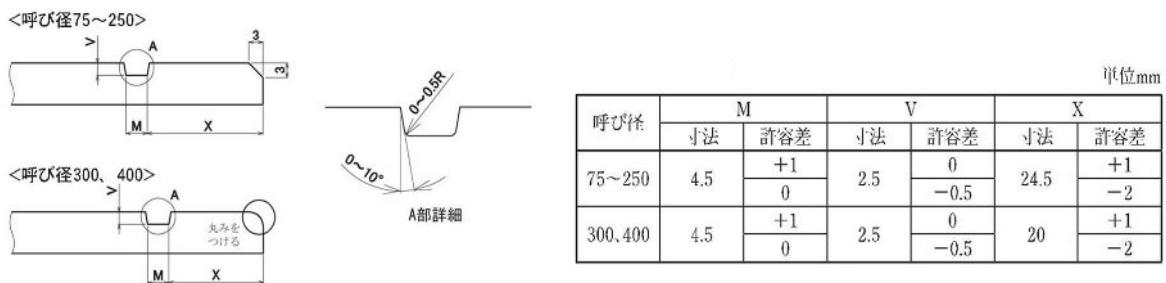


図 1-8 挿口加工図及び寸法

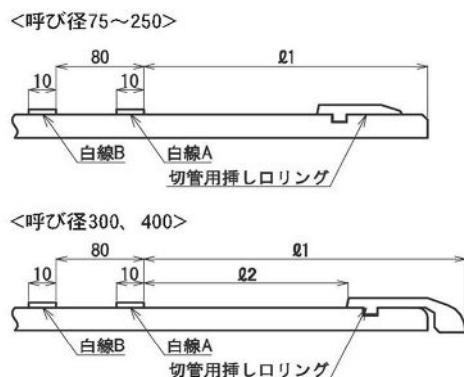


図 1-9 白線表示位置

呼び径	ℓ_1 (mm)
75	160
100	165
150	185
200~250	195

呼び径	ℓ_1 (mm)	ℓ_2 (mm)
300	225	187
400	240	202

表 1-7 ℓ 寸法

(その他)

ス 本仕様書に記載のないものは、日本ダクタイル鉄管協会の発行する「GX 形ダクトタイル鉄管 接合要領書」に準ずること。

④ NS 形ダクトタイル鉄管の接合

(管の接合)

ア 受注者は、セットされた状態で納品されたロックリングと芯出しゴムが正常な状態にあるか確認すること。

イ 受注者は、ゴム輪を、ヒール部を手前にして受口内にふくらみがないように装着する。ゴム輪装着後、プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるように叩くこと。

ウ 受注者は、挿口側の管をクレーン等で吊った状態で受口に預け、この時 2 本の管が 1 直線になるようにし、接合器具の操作によりゆっくりと挿口を受口に挿入すること。

エ 受注者は、図 1-10 のとおり挿口外面に表示してある 2 本の白線のうち白線 A の幅の中に受口端面がくるように合わせる。ただし、ライナを使用した場合はこの限りではない。

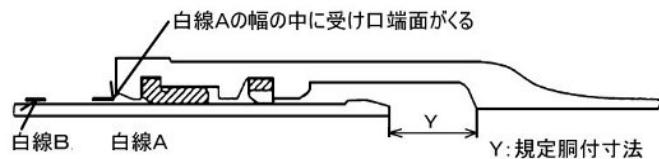


図 1-10 接合状態図

オ 受注者は、接合時、表 1-8 に示す標準胴付間隔にする。

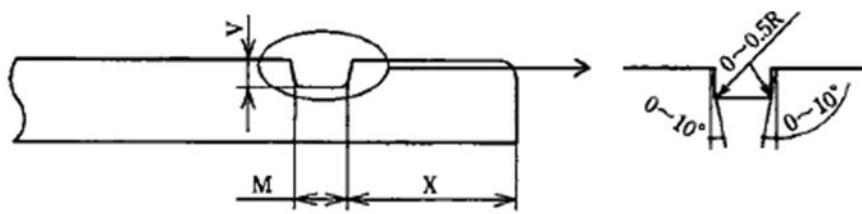
表 1-8 標準胴付間隔寸法

呼び径	標準胴付間隔寸法 (mm) Y
75・100	45
150～250	60
300	69
350	70
400	71
450	73
500～700	75

カ 受注者は、管挿入後、受口と挿口との隙間に薄板ゲージを挿し込み全周にわたりゴム輪が正しい位置にあることを確認すること。

(切管の挿口加工)

キ 受注者は、切管の挿口を用いて接合する場合は、図 1-11 により専用の加工機を用いて溝切り及び面取加工を行い、防食塗料 (JWWA K 139 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料に適合した塗料) を塗布した後、挿口に白線 2 本を図 1-12 及び表 1-9 により表示し、切管挿口リングを取付けること。



呼び径	M (mm)		V (mm)		X (mm)	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
75~250	4.5	+1.0	2.5	0	15	+1.0
300~400		0		-0.5	20	-2.0
500・600	22	+1.5	3.0	+1.0	40	±2.0
700		-0.5		-0.5	50	±2.0

図 1-11 挿口加工図及び寸法

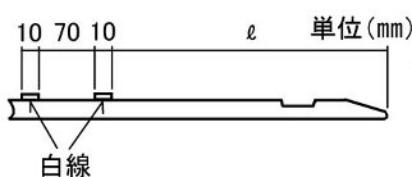


図 1-12 白線表示位置

表 1-9 l 寸法

呼び径	l (mm)
75	165
100	170
150~250	195
300	230
350・400	240
450	245
500・600	220
700	257

(その他)

ク 本仕様書に記載のないものは、日本ダクトタイル鉄管協会の発行する「NS 形ダクトタイル鉄管 接合要領書」に準ずること。

⑤ S50 形ダクトタイル鉄管の接合

(直管部の接合)

ア 受注者は、セットされた状態で納品されたロックリングが正常な状態にあるか確認すること。また、ライナのセット時等で受口から取り外したロックリングを再度受口に装着して使用する場合は、使用前にロックリング分割部の幅を測定し、26~28 mmの範囲にあることを確認すること。

イ 受注者は、管をクレーン等で吊った状態にし、ロックリングが正常にセットされていることを目視で確認した後に挿口を受口に人力で挿入すること。この時2本の管の曲げ角度が2°以内となるようにする。管挿入後、継手が抜け出さないことを確認すること。

ウ 受注者は、図1-13のとおり白線Aの幅の中に受口端面を合わせる。ただし、ライナを使用した場合はこの限りではない。

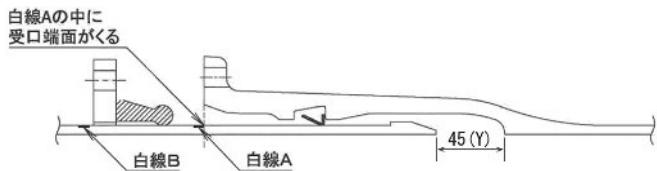


図 1-13 接合状態図

- エ 受注者は、管挿入後、ロックリングが正規の位置にあるかを目視で確認すること。
- オ 受注者は、図 1-14 のとおり T 頭ボルト・ナット取付け部 2ヶ所の押輪と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージにより確認すること。また、図 1-14 のとおり受口端面から白線 B までの間隔を上下左右で測定し、70~80 mmであることを確認すること。

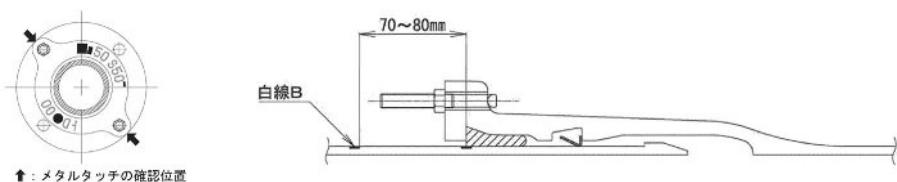


図 1-14 締付け完了状態図

(異形管部の接合)

- カ 受注者は、抜け止め押輪の所定の位置に爪の全数装着と外面に押しボルトの全数装着を確認すること。
- キ 受注者は、挿口先端が受口奥部に当るまでゆっくりと挿入すること。
- ク 受注者は、図 1-15 のとおり受口ボルト穴付近 4ヶ所の抜け止め押輪と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージにより確認すること。

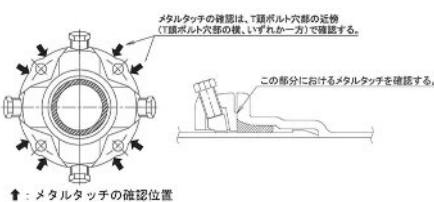


図 1-15 メタルタッチ確認位置図

- ケ 受注者は、押しボルトを均等に規定の締付けトルク 60N·m 以上で締付けること。
- (その他)
- ス 本仕様書に記載のないものは、日本ダクトタイル鉄管協会の発行する「S50 形ダクトタイル鉄管 接合要領書」に準ずること。
- ⑥ K 形ダクトタイル鉄管の接合
- ア 受注者は、呼び径 600 mm 以下の管については、挿口に表示されている白線（挿口端面から 1 本目）が受口端面に合うように挿入すること。

- イ 受注者は、受口内面と挿口外面及び押輪を、同心円となるように接合すること。
 ウ 受注者は、接合部の各ボルトを片締めにならないよう上下左右対称に少しづつ締め、押輪面と受口端面とが均等になるように締付けること。なお、最後の締付けを必ずトルクレンチを用いて、表1-10に規定するトルクまで行うこと。

表1-10 メカニカル継手管（K形）標準締付けトルク

呼び径	トルク (N・m)	ボルトの呼び
75	60	M16
100~600	100	M20
700~800	140	M24
900~2600	200	M30

- エ 受注者は、次の場合は、設計図書に明示がなくても、離脱防止金具（特殊押輪等）を使用しなければならない。
 (ア) 異形管（T字管の支管受口を含む。）の受口側及び挿口側の継手部
 (イ) K形継手の仕切弁及び継輪等の両受口の継手部
 (ウ) 異形管又は弁類に隣接する切管及び直管の受口側又は挿口側の継手部
 (エ) 管栓止めとなる管の管栓部から直管3本相当分までの各受口の継手部
 (オ) その他監督員から指示された箇所
 オ 受注者は、特殊押輪の押ボルト締付けトルクについては、表1-11によること。
 なお、押ボルトの「呼び」とボルト径の違う製品があるので、施工前にボルト径を確認し使用しなければならない。

表1-11 特殊押輪の押しボルト締付けトルク

押ボルトの呼び	締付けトルク (N・m)
M20	100
M22	120
M24	140
M30	200

- カ 受注者は、継輪の使用にあたっては、管径に応じ継輪の有効長を確認し、接合する管端相互の空間部が継輪の中央に位置するよう、接合する片方の管端部に目印の線（書き）を入れ、継輪を挿入し、位置を確認するようにして接合作業を行わなければならない。

（その他）

- キ 本仕様書に記載のないものは、日本ダクタイル鉄管協会の発行する「K形ダクタイル鉄管 接合要領書」に準ずること。

（2）フランジ継手の接合

① 一般事項

- 受注者は、本項第1号①に準拠して、ダクタイル鉄管、鋼管、ステンレス鋼管等のフランジ接合をするものとする。なお、GF形（溝形）フランジとRF形（大平面座形）フランジとの接合の場合で設計図書に特に定めのないときは、メタルタッチ形式

のフランジを使用すること。また、本仕様書に記載のないものは、日本ダクタイル鉄管協会の発行する「フランジ形ダクタイル管 接合要領書」に準ずること。

② RF形フランジと RF形フランジとの接合

ア 受注者は、フランジ面を清掃し、異物のかみ込を防がなければならない。

イ 受注者は、移動が生じないようガスケットに接着剤（シアノアクリレート系）を塗布し、固定すること。なお、酢酸ビニル系及び合成ゴム系の接着剤は、使用してはならない。

ウ 受注者は、ボルトが片締めにならないよう全周にわたって表1-12の標準締付けトルクにより均等に締付けて水密性を図ること。

表1-12 大平面座形フランジの締付けトルク(参考標準値)

呼び径 (mm)	ボルトの呼び	標準締付けトルク(N·m)
75～200	M16	60
250・300	M20	90
350・400	M22	120
450～600	M24	260
700～1200	M30	570

エ 受注者は、継手の接合後、継手チェックシートを作成し、すみやかに監督員に提出すること。

③ GF形フランジと RF形フランジとの接合(メタルタッチの場合)

ア 受注者は、フランジ面及びガスケット溝を清掃し、異物のかみ込を防がなければならない。

イ 受注者は、移動が生じないようガスケットに接着剤（シアノアクリレート系）を塗布し、固定すること。なお、酢酸ビニル系及び合成ゴム系の接着剤は、使用してはならない。

ウ 受注者は、ボルトが片締めにならないよう全周にわたって均等に締付け、フランジ面が接触していることを確認し、水密性を図ること。

エ 受注者は、継手外側（ただし、呼び径700mm以上で外側から挿入困難な場合は内側）から円周4箇所、等間隔の位置にすきまゲージを差し込んでフランジ面間のすき間を確認すること。

この場合、フランジ面間には1.0mmのすきまゲージが入ってはならない。

さらに、すべてのボルトが60N·m以上のトルクであることを確認すること。

オ 受注者は、継手の接合後、継手チェックシートを作成しすみやかに監督員に提出すること。

④ GF形フランジと RF形フランジとの接合(メタルタッチでない場合)

ア 受注者は、フランジ面及びガスケット溝を清掃し、異物のかみ込を防がなければならない。

イ 受注者は、移動が生じないようガスケットに接着剤（シアノアクリレート系）を塗布し、固定すること。なお、酢酸ビニル系及び合成ゴム系の接着剤は、使用してはならない。

ウ 受注者は、ボルトが片締めにならないよう全周にわたって表1-13の規定すき間寸法の範囲以内に収まるよう均等に締付けて水密性を図ること。

表1-13 溝形フランジ継手の規定すき間寸法

呼び径	規定すき間 (mm)	
	下限	上限
75~900	3.5	4.5
1000~1500	4.5	6.0
1600~2400	6.0	8.0
2600	7.5	9.5

エ 受注者は、継手の接合後、継手チェックシートを作成しすみやかに監督員に提出すること。

⑤ ステンレス鋼管と他の管種と接合する場合

ア 受注者は、ステンレス鋼管と他の管種と接合にあたっては、原則として、絶縁フランジで接合すること。

イ 受注者は、絶縁フランジにあたっては、図1-16、表1-14によること。

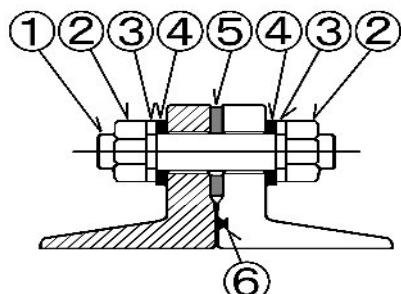


図1-16 絶縁フランジ図

表1-14 絶縁フランジ部品

No	部品名	材質等
①	絶縁ボルト	SUS304+フッ素樹脂
②	六角ナット	SUS304
③	鉄座金	SUS304
④	絶縁ワッシャ	FRP
⑤	スペーサー リング	JIS K 6353 III類 スフリング 硬さ 75±5
⑥	GF ガスケット ト2号	JWWA G 114

ウ 絶縁フランジは、焼き付け防止をした絶縁ボルト・ナット、GF形ガスケット2号、スペーサーリング等を用いてセットし、その後各ボルトとフランジ間の抵抗をテスター等で測定すること。

エ 絶縁フランジのボルト・ナット部、異形部、溶接ビード部等の凹凸部及び間隙部には、充てん材を適切な大きさに成形し、手のひら、指又はコテ等を用いて空隙の生じないよう完全に充てんするとともに、平滑に仕上げること。(図1-17参照)

オ 絶縁フランジ外面は、結露や錆等によって導通しないよう、防食テープで被覆すること。(図1-17参照)

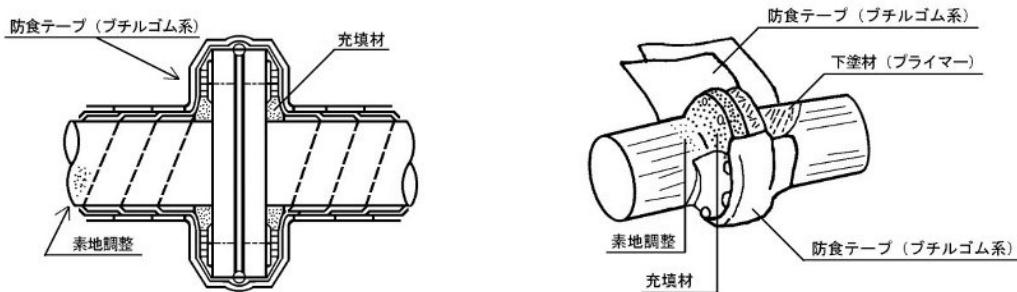


図 1-17 接合部充てん、防食テープ巻き参考図

(3) 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装

① 一般事項

- ア 受注者は、溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒等及び塗覆装の方法、順序、使用器具等の詳細を施工計画書に記載して監督員に提出すること。
- イ 受注者は、溶接作業及び塗覆装作業にあたって、監督員に次の書類を提出すること。
- (ア) 溶接作業・・・溶接士の経歴書（写真貼付）及び溶接士の資格証明書
- (イ) 塗覆装作業・・・塗装工の経歴書（写真貼付）
- ウ 受注者は、災害、漏電等の保安対策を講じながら溶接作業を行うこと。
- エ 受注者は、管内外塗覆装面を傷めないような防護措置を施し、溶接及び塗覆装作業を行うこと。また、作業員の歩行による損傷についても注意すること。
- オ 受注者は、溶接作業中、ヒューム濃度が 5 mg/m^3 以下になるように換気設備を設置すること。
- カ 塗覆装作業については、周囲の環境を汚染しないように防止するとともに有機溶剤中毒予防規則（平成 26 年 8 月厚生労働省令第 101 号）及び特定化学物質等障害予防規則（平成 26 年 8 月厚生労働省令第 101 号）に基づき安全対策を講ずること。
- キ 溶接及び塗装作業のため、踏み台又は渡し板を使用する場合は、塗装を傷めないよう当てものをすること。
- ク 溶接作業に使用する受・配電設備、配線、発電機等の電気機器は、資格を有する電気技術者に施工又は取扱わせ、漏電遮断装置、接地等、漏電防止及び接触による感電防止の処置を講じておくこと。
- ケ 引火による危険を防止するため、溶接位置周辺には可燃性物質を置かないこと。特に塗覆装鋼管の場合は、塗装面の引火防止の処置を講じておくこと。
- コ アーク溶接の動力線、溶接機、スイッチ、ホルダー等の電気回路の確認及び溶断機器の危険防止処置を講ずるとともに、防災用具を装備する等、作業前の点検、確認を行って、溶接作業の中止その他支障が生じないようにすること。
- サ 芯出しについては、管体の真円度を保つため、内張りジャッキ、うま等を使用し開先相互の目違い、あるいは裏当金との隙間を全周にわたって平均化すること。な

お、開先のルート間隔も全周にわたって均一になるようにすること。また、芯出しに組合せ治具を用いる場合は、管体への溶接部分を少なくするとともに、管体への溶接部分を少なくするとともに、管体に過度の拘束を加えないこと。除去の際は、溶接部分をはつり取り、跡を平に仕上げること。

② 鋼管の防食

受注者は、鋼管の防食については、**設計図書**によるほか、次の規定によること。

ア 受注者は、特に**設計図書**に定めがない場合は、現場溶接部の外面塗装にジョイントコートを用いること。

イ コンクリート及び土壤マクロセル腐食対策

受注者は、コンクリート及び土壤マクロセル腐食を防止するために次のように施工すること。

(ア) 受注者は、鉄筋コンクリート防護部分及び鉄骨・鉄筋コンクリート構造物内の鋼管配管にあたって、鋼管と鉄骨、鉄筋等との離隔を確保し、絶対に鋼管と鉄骨、鉄筋を溶接しないとともに、管体の据付け、接合に際し、管体と鉄骨・鉄筋を接触させないこと。また、配筋、型枠組立、コンクリート打設、型枠解体等の作業にあたっては、管の外面塗覆装に傷を付けないよう注意すること。

(イ) 受注者は、鉄骨、鉄筋組立完了後、管体との接触のないことを目視及び抵抗計を用いて確認すること。

(ウ) 受注者は構造物の壁等の貫通部や共同溝内の管台部には絶縁物を**設計図書**に示す位置に設置し、バンド等で確実に固定する。また、アンカーボルトにより管を固定する際、絶縁性の材料を用いて配管とアンカーボルトが直接接触するのを避けること。

(エ) 受注者は、水管橋の支承部については、絶縁型支承等を用いた管と橋台及び橋脚等の鉄筋とを接触させないこと。

ウ 異種金属マクロセル腐食防止対策

受注者は、鋼管とステンレス鋼管等、異種金属を接合する際、絶縁継手、絶縁ボルト等を必ず使用し、異種金属によるマクロセル腐食防止対策を施さなければならない。

③ 被覆アーク溶接

ア 溶接士

受注者は、次の要件を満たし、この種の溶接に最も適する技能と実務経験を有した溶接士に施工させること。

(ア) 溶接士は、被覆アーク溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）、JIS Z 3821（ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、溶接姿勢としてF、V、Oすべての試験又はPの試験に合格した者とする。

(イ) 被覆アーク溶接とティグ溶接を併用する場合は、溶接士は、(ア)のほか、④ティグ溶接アの要件とする。ただし、2層目までティグ溶接を行う場合は、被覆アーク溶接のPMの試験に合格した者でよい。

イ 溶接棒

(ア) 軟鋼に用いる場合

受注者は、JIS Z 3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）に

適合する溶接棒で次のいずれかを使用すること。

E4319（イルミナイト系）、E4316-H15（低水素系）

（イ）ステンレス鋼に用いる場合

受注者は、JIS Z 3221（ステンレス鋼被覆アーク溶接棒）に適合する溶接棒で、母材に合わせて次のいずれかを使用すること。

ES308、ES308L、ES316、ES316L

（ウ）受注者は、溶接棒を常に乾燥状態を保つように管理し、湿度の高い掘削溝中に裸のままで持込まない。特に低水素系の溶接棒は、恒温乾燥器中に300°C前後で1時間以上保持した後、適当な防湿容器に入れて作業現場に持込み、これより1本ずつ取り出して使用すること。

ウ 溶接機器

受注者は、JIS C 3404（溶接用ケーブル）JIS C 9300-11（溶接棒ホルダ）、JIS C 9300（アーク溶接機）、JIS T 8141（しゃ光保護具）、JIS C 9311（交流アーク溶接機用電擊防止装置）等に規定された溶接機器を使用すること。

エ 溶接

- （ア）受注者は、溶接部を乾燥させ、さびその他有害なものをワイヤブラシ等で完全に除去、清掃した後に溶接すること。
- （イ）受注者は、管の変形を矯正し開先を合わせて、最小限の仮付け溶接を行い、本溶接を行うこと。なお、本溶接の施工にあたっては、仮付け溶接を完全にはつり取る。
- （ウ）受注者は、溶接中、スパッタが塗覆表面を傷めないように防護措置を講じなければならない。
- （エ）受注者は、ビードの余盛りをなるべく低くし、その高さは2mm以下とする。
- （オ）受注者は、溶接部の収縮やひずみを少なくするため、溶接熱の分布が均等になるような溶接順序で本溶接を行うこと。
- （カ）受注者は、溶接開始後、その1層が完了するまで連続して行うこと。
- （キ）受注者は、各層ごとにスラグ、スパッタ等を完全に除去、清掃した後に溶接を行うこと。
- （ク）受注者は、両面溶接を行う場合は、内面を溶接完了後、外面の健全な溶接層までガウジングした後、外面の溶接を行うこと。
- （ケ）受注者は、現場で開先加工する場合は、監督員と協議の上施工すること。
- （コ）受注者は、雨天、風雪、厳寒時等は溶接を行ってはならない。ただし、やむを得ず溶接を行う場合は、養生方法、溶接方法等について監督員と協議すること。
- （サ）受注者は、溶接棒に適した溶接電流及び溶接速度を選定し、欠陥のないように溶接を行うこと。
- （シ）受注者は、溶接部に、亀裂、溶込み不足、ブローホール、アンダーカット、スラグの巻込み、不整な波形及びつぼ、肉厚の過不足、融合不良等の有害な欠陥がないようにする。なお、溶接部の判定については、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）及び、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）の3類以上とする。
- （ス）受注者は、現場溶接を行う場合、路線の一方向から逐次行うこと。やむを得ずこ

れ以外の方法で溶接する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(セ) 受注者は、仮付け溶接後、直ちに本溶接を行うこと。ただし、作業上やむを得ず本溶接ができない場合は、監督員の承諾を得ること。なお、仮付け溶接のみが先行する場合は、3口以内とすること。

(ソ) 受注者は上記(ア)から(セ)に準拠するほか次によりステンレス鋼の溶接を行わなければならない。

- i 受注者は、開先の補修、溶接の補修及び清掃等を行う場合は、ステンレス専用のグラインダ又はワイヤブラシ等を使用すること。
- ii 受注者は、部材の溶込み、裏波の形成等が十分なされるような電流、電圧、層間温度、溶接速度、運棒方法等を選定し、欠陥のないように溶接を行うこと。
- iii 受注者は、被覆アーク溶接とティグ溶接を併用する場合は、2層以上ティグ溶接を行い、それ以降の層を被覆アーク溶接とする。それ以外の方法で溶接する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

④ ティグ溶接 (タンクステンイナートガスアーク溶接)

ア 溶接士

受注者は、次の要件を満たし、この種の溶接に最も適する技能と実務経験を有した溶接士に施工させること。

(ア) 溶接士は、ティグ溶接については、JIS Z 3821 (ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、溶接姿勢としてF、V、Oすべての試験又はPの試験に合格した者とする。

(イ) 被覆アーク溶接とティグ溶接を併用する場合は、溶接士は、③被覆アーク溶接のア(イ)によること。

イ 溶接用鋼棒及びワイヤ

(ア) 受注者は、ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼に用いる溶接用鋼棒及びワイヤは、JIS Z 3321 (溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ) に適合するもので、母材に合わせ次のいずれかを使用する。

YS308、YS308L、YS309、YS309L、YS309Mo、YS316、YS316L

(イ) 受注者は、鋼棒及びワイヤを常時乾燥状態に保ち、水滴、さび、油脂、ごみその他有害物が付着しないよう管理すること。

ウ 使用ガス

受注者は、アークシールドガス及びバックシールドガスに、JIS K 1105 (アルゴン) を使用すること。なお、その他のガスを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得ること。

エ 溶接機器

受注者は、JIS C 3404 (溶接用ケーブル)、JIS Z 3233 (イナートガスアーク溶接並びにプラズマ切断及び溶接用タンクステン電極)、JIS T 8141 (しゃ光保護具) 等に規定されている溶接機器を使用すること。

オ 溶接

(ア) 受注者は、溶接を③被覆アーク溶接エに準拠して行うこと。

(イ) 受注者は、溶接を初層から2層以上行うこと。

(ウ) 受注者は、バックシールドについては、管内にガスが封入できるような治具を用

いて行うこと。

(エ) 受注者は、アルゴンガス等のボンベについては、作業上支障とならない場所に垂直に置き、かつ、衝撃、火気等の影響を受けないように管理すること。

⑤ 自動溶接

ア 受注者は、この溶接及び使用する自動溶接機の扱いに適する技能と実務経験を有した溶接士に施工させること。

溶接士は、自動溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）及びJIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験に合格した者とする。

イ 溶接方法

受注者は、単層盛溶接（エレクトロガス及びエレクトロスラグ溶接法）又は多層盛溶接（混合ガスアーク溶接法）のいずれかの溶接の方法によること。

ウ 溶接鋼ワイヤの範囲

受注者は、溶接鋼ワイヤをJIS Z 3312（軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ）とする。ただし、これによらない場合は、監督員と協議しこれと同等以上の品質を有するものを使用すること。

エ 溶接ワイヤ、使用ガス等

受注者は、溶接ワイヤ、使用ガス等の管理については、次の規定によること。

(ア) 受注者は、ワイヤを常時乾燥状態に保ち、水滴、さび、油脂、ごみその他有害物が付着しないよう管理すること。

(イ) 受注者は、溶接に使用する炭酸ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素）の第2種又は第3種に適合するものを使用すること。また、アルゴン又は酸素を併用して溶接する場合は、JIS K 1105（アルゴン）又はJIS K 1101（酸素）適合するものを使用すること。なお、その他のガスを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない

オ 溶接

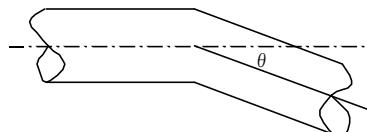
(ア) 受注者は、溶接については③被覆アーク溶接 エに準拠すること。

(イ) 受注者は、溶着金属がルートギャップから流出しないように、裏当金を取付けて行うこと。また、銅性裏当金が必要な場合は、併用して取付けること。

(ウ) 受注者は、許容溶接曲げ角度については、表1-15による。

表1-15 許容溶接曲げ角度

呼び径	許容角度θ
1600以下	4°
1800~3000	3°



(エ) 受注者は、気温が0°C以下の場合は、予熱(10~20°C)をしてから溶接を行うこと。なお、このとき塗覆装に損傷を与えないこと。

(オ) 受注者は、溶接機を最適な条件に取付けてから連続溶接を行うこと。なお、やむを得ず溶接を中断した場合は、スラグ、ほこり等を完全に除去清掃して再開すること。

と。

- (カ) 受注者は、単層盛溶接及び仮付け溶接で手溶接を行う場合は、③被覆アーク溶接によること。なお、溶接棒は、JIS Z 3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）に規定されたものとすること。
- (キ) 受注者は、自動溶接に替えて一部手溶接を行う場合は、開先部の角度をアークエアガウジングあるいはグラインダ等で矯正すること。

カ 溶接記録の提出

受注者は、溶接記録を作成し、監督員に提出すること。

⑥ 外面塗装（熱収縮系チューブ又は熱収縮系シート）

ア 一般事項

受注者は、熱収縮系チューブ又は熱収縮系シートについては、**設計図書**で特に定めがある場合を除き、JWWA K 153（水道用ジョイントコート）のうち、原則としてプラスチック系ジョイントコートのⅡ形を使用すること。

なお、施工にあたっては、JWWA K153 附属書 A（ジョイントコート施工手順及び留意事項）に基づくほか、次の規定に従い施工すること。

イ 被覆面の前処理

- (ア) 受注者は、溶接部のスラグ、スパッタ、仮付ピース跡、ビード部の突起物等をグラインダ、ディスクサンダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。
- (イ) 受注者は、土砂、水分、油分、溶接の熱影響を受けたプライマー等を完全に除去した後、被覆面を十分乾燥させること。
- (ウ) 受注者は、熱収縮系チューブ又は熱収縮系シートを装着する部分の工場塗装部が損傷している場合は、損傷部を補修し凹凸のないようにトーチランプ、へら等を用いて平滑に仕上げること。

ウ 受注者は、熱収縮系チューブ又は熱収縮系シートの工場塗装部との重ね長さを 50 mm 以上とすること。また、熱収縮系シートの円周方向の重ね長さを 50 mm 以上とする。

エ 受注者は、熱収縮系チューブ又は熱収縮系シートについては、地中埋設部又コンクリート防護箇所等での使用を原則とし、**設計図書**に特に定めのない場合は、ステンレス鋼管の溶接部外面についても本防食材料により防食を行うこと。

オ 受注者は、防食作業完了後、すみやかに埋戻しを行うこと。やむを得ず放置する場合は、シート等により日除けを行い、養生をすること。

カ 受注者は、熱収縮系チューブ又は熱収縮系シートを必要量だけ梱包から取り出し余分な材料を放置してはならない。

⑦ 外面塗装（タールエポキシ樹脂塗装）

受注者は、タールエポキシ樹脂塗装については、**設計図書**で指定されている場合を除き、JWWA K 115（水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法）の規定によるものとする。

⑧ 内面塗装（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装）

ア 一般事項

受注者は、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料については、**設計図書**に示されたものを除き、JWWA K 157（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法）に基づくほか、次の規定に従い施工すること。

イ 塗装

(ア) 下地処理

- i 受注者は、溶接によって生じた有害な突起があるときは、グラインダ、ディスクサンダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。
- ii 受注者は、ちり、ほこり、泥等が付着しているときには、きれいな綿布で除去し清掃すること。
- iii 受注者は、水分が付着しているときは、乾いた綿布で拭き取った後に乾燥させること。
- iv 受注者は、スパッタ、溶接部の熱影響によって生じるヒートスケール及び溶接酸化物等をブラスト、サンダ等で除去し、清掃をすること。
受注者は、下地処理の程度については、ロータリー式下地処理工具によって、SSPC-SP11 (ISO 8501-1 の Sa2 相当) の等級に仕上げること。
- v 受注者は、付着した油分を溶剤で布等を用いて完全に除去すること。
- vi 受注者は、溶接によって損傷した部分の塗膜をサンダ等により除去すること。
また、除去部分周辺の損傷を受けていない塗膜及び工場塗装部との重ね塗り部分は、幅 25 mm 程度にわたりサンダ等で表層のみ面粗しし、層間はく離が起きないようすること。

(イ) 塗料の選定及び配合調整

- i 塗料は、JWWA K 157 の箇条 4 に適合したものを使用する。
- ii 現場プライマーは、JWWA K 135 の附属書 A による。
- iii 受注者は、配合調整に先立ち、塗料が塗料製造会社の指定する有効期間内にあること及び塗装条件に適合することを確認すること。
- iv 受注者は、塗料を主剤と硬化剤とが所定の配合比になるよう計量して、攪拌機等により混合すること。
- v 受注者は、配合調整された塗料を塗料製造会社の指定するポットライフ(時間)内に使用すること。これを経過したものにシンナーを加えて使用してはならない。

(ウ) 塗装

- i 受注者は、はけ、ローラ、ハンドスプレーガン等によって塗装すること。また、はけ、ローラ、混合する時に使用した容器は、主剤と硬化剤を混合したその都度使い捨てとし、ハンドスプレーガンについては、洗浄用有機溶剤等を乾燥したのち使用すること。
- ii 受注者は、異物の混入、塗りむら、ピンホール、塗りもれ等がなく均一な塗膜が得られるように塗装すること。
- iii 受注者は、下地処理後に現場プライマーを塗装した後、塗料を塗装すること。
また、塗膜の厚さを確保するために、重ね塗りを行うときは、塗料製造会社の指定する重ね塗り期間内に塗装すること。
この場合、同じ塗料製造会社の同一製品を使用すること。なお、(ア) vi の表層のみ面粗しした部分についても重ね塗り塗装を幅 20 mm 程度行うこと。
- iv 受注者は、重ね塗り部分以外の工場塗装面を重ね塗り作業により塗料が付着しないように保護すること。
- v 受注者は、塗装作業については、製品に示されている最適気象条件で行うこと。

vi 管端部の塗残し長さは、呼び径 (A) 800 mm未満は 80^{+25}_{-0} (mm)、呼び径 (A) 800 mm以上は、 100^{+50}_{-0} (mm) とする。

(エ) 塗膜の保護及び硬化促進

i 受注者は、指触乾燥までの間、ちり、ほこり、水分等が塗膜に付着しないようすること。特に、水分は、不完全硬化の原因となるので付着させないようにすること。

その後の硬化過程においても、塗装を損傷しないようする。

ii 受注者は、気象条件が不順な場合又は早期に塗膜を硬化する必要がある場合等は、塗膜の硬化促進のため赤外線、熱風等により加熱することができるが、加熱温度によっては塗膜に異常をきたすことがあるので十分注意をすること。適正な加温範囲は、塗料製造会社の指定の範囲とする。

(オ) 塗膜の厚さ

受注者は、硬化後の塗膜の厚さは設計図書に定めのある場合を除き 0.5 mm以上とすること。

⑨ 検査

ア 受注者は、現場溶接、塗装箇所については、次により検査員又は監督員の検査を受けなければならない。

(ア) 受注者は、検査にあたっては、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び溶接工事にあっては溶接工、塗覆装工事にあっては塗装工が立会うこと。

(イ) 受注者は、検査にあたっては、社内検査データ、写真を提出すること。

(ウ) 受注者は、塗覆装検査にあたっては、ホリデーディテクタ、電磁微厚計、テストハンマ、表面温度計を準備すること。

イ 溶接部の非破壊検査

(ア) 外観検査

受注者は、目視により次の項目について外観検査を受けること。なお、検査箇所数は接合箇所全数とする。

i 余盛りの形状

ii アンダーカットの探さ、長さ及びその分布状況

iii 溶接部及びその付近の割れ、オーバーラップ、ピット、ビード形状スラグ及びスペッタの付着の有無

iv その他

(イ) 放射線透過試験

受注者は、次の方法で、放射線透過試験を行うこと。

i 放射線透過試験は、炭素鋼の場合、JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) に、ステンレスクラッド鋼及びステンレス鋼の場合には、JIS Z 3106 (ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法) による。

ii 放射線透過試験を行う技術者は、JIS Z 3861 (溶接部の放射線透過試験の技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた T 種試験に合格した者又は JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に基づく放射線透過試験レベル 2 (ただし、結果の判定以外の作業については放射線透過試験レベル 1 でもよい)

以上の有資格者とし、検査する溶接部及び放射線透過試験の特質について十分な知識と経験を有するものでなければならない。また、資格証明書の写しを監督員に提出すること。

iii 撮影方法は、内部線源撮影方法により行う。なお、小口径管等で人が入れない場合は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法）の二重壁片面撮影方法による。

これ以外の方法で行う場合、受注者は、監督員の承諾を得なければならない。

iv 透過撮影は、監督員が指示した接合箇所で行うものとし、1口につき、呼び径900mm以下は1箇所、呼び径1000mm以上及び貯水槽は2箇所とする。なお、撮影頻度は、表1-16による。ただし、監督員が指示した場合は、撮影箇所を増すことがある。

表1-16 放射線透過試験撮影頻度

構造	溶接口数	撮影頻度（検査率）
水管橋部	一	全箇所（100%）
貯水槽	一	全箇所（100%）
添架管及び埋設管	4口以下	全箇所（100%）
	5口以上 99口以下	溶接口数をnとした場合 $n^{1/2}$ 箇所以上 ただし最低4箇所（例：n=50口→8箇所）
	100口以上	溶接口数の10%以上
	5口以下	全箇所（100%）
推進管及びその前 後	6口以上 99口以下	溶接口数をnとした場合 $2n^{1/2}$ 箇所以上 (例：n=50口→15箇所)
	100口以上	溶接口数の20%以上

v 受注者は、透過写真（ネガ）を撮影完了後、撮影箇所を明示し監督員に提出すること。

vi 放射線透過試験の結果は次の規定を満足しなければならない。

i) 引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上

ii) 圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上

(ウ) 超音波探傷試験

受注者は、現場溶接部の検査が放射線透過試験でできない場合、超音波探傷試験を行うこと。

i 溶接部の超音波探傷試験は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法）及びJIS Z 3060（鋼溶接部の超音波探傷試験方法）による。

ii 超音波探傷試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく超音波探傷試験レベル2（ただし、結果の判定以外の作業については超音波探傷試験レベル1でもよい）以上の有資格者とし、検査する溶接部及び超音波探傷試験の特質について十分な知識と経験を有するものでなければならない。また、資格証明書の写しを監督員に提出すること。

- iii 探傷箇所は、1口につき呼び径 900 mm以下は1箇所、呼び径 1000 mm以上は2箇所とし、その位置は監督員が指示する。また、1箇所の検査長さは 30 cmとする。ただし、監督員が指示した場合は、検査箇所及び検査長さを増すことがある。
- iv 探傷走査は、溶接部両側から行うものとする。
- また、受注者は、横割れに対する検査の必要が生じた場合、またぎ走査あるいは斜め平行走査を行うこと。
- v エコー高さの領域区分は、表 1-17 による。なお、検出レベルは M 検出レベルとする。

表 1-17 エコー高さの領域区分

エコー高さの範囲	エコー高さの領域
M線を超えるH線以下	III
H線を超えるもの	IV

- vi 超音波探傷試験による合否判定基準については、次による。
- i) 欠陥の評価は、母材の厚さに応じて表 1-18 の A、B、C の値で区分される欠陥指示長さと最大エコー高さの領域により表 1-19 に従って行うこと。

表 1-18 超音波探傷試験における欠陥指示長さの区分 mm

欠陥指示長さ による区分の境界 母材の厚さ	A	B	C
6 以上 18 以下	6	9	18
18 を超えるもの	$t/3$	$t/2$	t

t : 母材の板厚、板厚の異なる突合せ溶接のときは、薄いほうの板厚とする。

表 1-19 超音波探傷試験における欠陥指示長さの区分 mm

欠陥指示長さ 最大 エコー高さ	A 以下	A を超え B 以下	B を超え C 以下	C を超える もの
領域 III	1 点	2 点	3 点	4 点
領域 IV	2 点	3 点	4 点	4 点

ただし、合否は次の事項を考慮して評価する。

- a 同一深さに存在するとみなされる 2 個以上の欠陥の間隔の長さがいずれかの欠陥指示長さ以下である場合は、それら 2 個以上の欠陥指示長さの和に間隔の長さを加えたものを欠陥指示長さとする。
- b a によって得られた欠陥指示長さ及び 1 個の欠陥の欠陥指示長さを 2 方向以上から探傷して異なる値が得られた場合は、いずれか大きい値を欠陥指示長

さとする。

ii) 前記 i) に定めた欠陥の評価点に基づき 3 点以下であり、かつ、欠陥の最も密な溶接部の長さ 30 cmあたりの評価点の和が 5 点以下のものを合格とする。

(エ) 記録

i 受注者は、試験終了後、JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法) 及び JIS Z 3060 (鋼溶接部の超音波探傷試験方法) に規定された事項を記録し監督員に提出すること。

また、記録と試験箇所については、常に照合できるようにすること。

ii 受注者は、溶接部を補修した場合は、補修前の状態と補修後の結果とを記録しておくこと。

ウ 塗覆装の検査

(ア) 熱収縮系チューブ、熱収縮系シートの検査等

i 受注者は、被覆部の検査を被覆箇所の全数について受けること。

ii 受注者は、前処理の検査として、⑥外面塗装 (熱収縮系チューブ又は熱収縮系シート) イの内容について、目視による検査を受けること。

iii 受注者は、加熱収縮後の被覆部については、表 1-20 の検査項目の検査を受け、その判定基準を満たすこと。

表 1-20 工事現場における項目

項目	判定基準
外観検査	防食材については、有害なきず、両端の大きなめくれ、両端から 50 mm以内の膨れ、損傷がないこと。 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。
ピンホール検査	ピンホールの検査は、ホリデーデテクタ (電圧: 10000~12000 V) を用いて行い、花火の発生するような欠陥がないこと。
寸法検査	防食材の被覆後の厚さは、1.5 mm以上あること。また、工場塗覆装部との重ね代は 50 mm以上及びシートの円周方向の重ね代は 50 mm以上あること。

(イ) タールエポキシ樹脂塗装の検査

i 被塗装面の前処理検査

受注者は、被塗装面の前処理検査については、調整後、JWWA K 115 (水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法) 3.1 の項目について、処理方法と処理程度を目視にて検査を受けること。ただし、前処理後直ちに塗装作業に入る場合は、省略することができる。

ii 外観検査

受注者は、目視により塗装面の仕上り状態の外観検査を受けること。

検査内容は、塗装面のたれ、しわ、流れ、光沢、平滑度、色等について有害な欠陥がなく、塗残し及びピンホールのないこと。また、塗覆装材の露出の有無、表面の平滑度とする。

iii ピンホール及び塗残し部

受注者は、ホリデーデテクタにより塗装全面について、検査を受ける。この場合電圧については、塗膜厚 0.3 mm の場合は、1200~1500V とする。

iv 厚さ

厚さは、電磁微厚計その他により、管軸方向に対し任意の 3 箇所、その各箇所の円周上任意の 4 点で測定する。

v 密着

受注者は、完全乾燥後、監督員の指示する位置及び試験片を鋼製両刃のへらを用いてはり、密着の良否についての検査を受けること。

(ウ) 水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の検査

i 塗覆表面の前処理検査

i) 受注者は、被塗装面の前処理について、調整後すみやかに、⑧水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装イ (ア) について、処理方法と処理程度の検査を受けること。

ii) 検査は塗装作業開始直前に目視によって行うこと。ただし、前処理後直ちに塗装作業に入る場合は省略できる。

ii 塗覆装の検査

i) 受注者は、目視により塗装面の仕上り状態の外観検査を受けること。
検査基準は、異物の混入、著しい塗りむら、流れ等がないこと。

ii) 受注者は、塗膜厚の検査を受けること。

塗膜厚の検査基準は、電磁式微厚計又は他の適当な測定器具により測定した各測定値が 0.5 mm 以上の塗膜厚さに適合すること。ただし、測定する箇所は、長さ方向及び円周方向で、それぞれ約 500 mm 間隔とする。なお、形状、塗装面の大小等により任意に短縮できる。

iii) 受注者は、ピンホール及び塗りもれの検査を受けること。

検査基準は、ホリデーデテクタで測定し塗膜全面について火花の発生する欠陥がないこと。この場合の電圧は、塗膜厚 0.5 mm の場合、2000~2500V とする。

iv) 受注者は、硬化乾燥後、監督員の指示する場所又は試験片の塗膜を約 45° の角度で鋼製両刃のへらを用いてはり、密着の良否についての検査を受けること。

⑩ 手直し

ア 溶接

受注者は、放射線透過試験・超音波探傷試験の結果、不合格となった場合は、全周を検査して不良箇所を除去し、開先その他の点検を行った上で溶接し、再度試験を行い、監督員に報告すること。

イ タールエポキシ樹脂塗装及び水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装

受注者は、工事検査の結果、不合格となった箇所は、ナイフ又はヘラ等で塗膜を切り取り鋼面の処理からやり直して塗覆装し、再度検査を受けなければならない。

(4) RC 鋼管溶接・塗覆装

① 一般事項

RC 鋼管の一般事項は、第 3 号①一般事項に準じる。

② RC 鋼管の防食

RC 鋼管の防食は、第 3 号②鋼管の防食に準じる。

③ 被覆アーク溶接

被覆アーク溶接は、第 3 号③被覆アーク溶接に準じる。

④ 自動溶接

自動溶接は、第 3 号⑤自動溶接に準じる。

⑤ 外面の塗装（熱収縮系チューブ又は熱収縮系シート）

外面の塗装（熱収縮系チューブ又は熱収縮系シート）は、第 3 号⑥外面塗装（熱収縮系チューブ又は熱収縮系シート）に準じる。

⑥ ショットクリート

ア 材料

ショットクリートに使用する材料は、次の規定によらなければならない。なお、監督員が必要と認めたときは、試験を行うか、又は試験証明書を提出しなければならない。

(ア) セメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合すること。

(イ) 細骨材は、共通仕様書 第 2 編 2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材に適合すること。

(ウ) 鉄筋は、JIS G 3532（鉄線）に規定する普通鉄線又は JIS G 3521（硬鋼線）のいずれかの規格に適合すること。

イ 鉄筋の組立

(ア) ワイヤーメッシュ線径 3.5 mm×50 mm×100 mm のもので、複筋にしなければならない。

(イ) 繫結は、結束線（0.7～0.8 mm）を使用し、ゆるみのないようにしなければならない。

ウ モルタルの配合

(ア) モルタルのセメントと砂の配合比は、1:3 の割合による重量比とする。

(イ) 水量はできるだけ少なくし、ショットクリートがたれさがらないようにしなければならない。

(ウ) セメントと細骨材は、吹付け機に入る前に十分混合しなければならない。

エ 下地処理

下地処理は、第 3 号⑧イ塗装（ア）下地処理に準じる。

オ 施工

(ア) ノズルは、吹付け面にほぼ垂直とし、圧力は 0.2～0.39 MPa にしなければならない。

(イ) ノズルは、吹付け厚さが一定となるようにし、はね返りがショットクリートに混入しないようにしなければならない。

(ウ) ショットクリートの表面は、コテ仕上げで行わなければならない。

(エ) ショットクリートにより発生した残材等は、すべて管外へ搬出し、清掃しなければならない。

⑦ 検査

検査は、第 3 号⑨検査に準じるもののが、次の規定によるものとする。

ア ショットクリート

- (ア) ショットクリートの検査は、硬化後テストハンマで軽くたたき、はく離箇所の有無、ひびわれ等について行うこと。
- (イ) 検査に不合格となった箇所は、監督員の指示に従い入念に除去し、鋼面の処理からやり直し、再検査を受けなければならない。この場合の費用は、受注者の負担とする。
- (ウ) ショットクリートの検査箇所数は、接合箇所全数とする。

7. 管切断

(1) 鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管）の切断

受注者は、鋳鉄管の切断にあたっては、次の規定によるものとする。

- ① 受注者は、設計図書及び配管箇所の測量により切管長及び切断箇所を決定し、管の全周にわたり切断線を表示した上、管軸に対して直角に切断し、切断面をグラインダで仕上げること。ただし、異形管は切断してはならない。
- また、切断管が残材とならないように計画的に切断すること。
- ② 受注者は、低騒音の切断機を使用して切断すること。
- 特に夜間においては、騒音の発生を抑制し現場付近居住者の生活環境の保全に努めること。
- ③ 受注者は、管の切断場所付近に火気に弱い埋設物又はガス管等可燃性物質の輸送管等の埋設物がある場合は、当該埋設物の管理者の指示を得て保安上の処置を行った上、施工すること。また、切断機の使用については、動力源等の設置取扱いにも注意すること。
- ④ 離脱防止形のダクタイル鋳鉄管に溝切り加工を行う場合は、次のとおりとする。
 - ア 1種管であることを確認し、溝切加工すること。ただし、口径 500 mm 以上の NS 形ダクタイル鋳鉄管は、S種管に溝切加工を行ってもよい。
 - イ 溝切加工は、溝切専用機を用いて施工すること。
 - ウ 溝切位置は、受口端面（フランジ面）から測定し、定めること。
- ⑤ GX 形管の挿口加工は、第 6 項第 1 号③GX 形ダクタイル鋳鉄管の接合シに準じて施工すること。
- ⑥ NS 形管の挿口加工は、第 6 項第 1 号④NS 形ダクタイル鋳鉄管の接合キに準じて施工すること。

(2) 鋼管の切断

受注者は、鋼管の切断にあたっては、次の規定に従うものとする。

- ① 受注者は、切断線を中心におよそ 1350 mm 以下については幅 30 cm、1400 mm 以上については幅 40 mm の範囲の塗覆装をはく離し、切断線を表示して切断すること。
- ② 受注者は、切断作業中、内外面の塗覆装に引火しないよう保安措置を講じること。
- ③ 受注者は、切断完了後、監督員の指示に従い、新管の開先形状に応じた開先仕上げを行うこと。また切断部分の塗覆装については、新管と同じ規格に仕上げること。

(3) RC 鋼管の切断

受注者は、RC 鋼管の切断にあたっては、次の規定によるものとする。

- ① 受注者は、鋼管部分の切断については、第 2 号鋼管の切断に準拠すること。
- ② 受注者は、ライニングの切断について、必ず切断線により縁切りを行った後、はつり取ること。特に管外面よりハンマ等によるたたき落としは、絶対にしてはならない。

(4) ステンレス鋼管の切断

受注者は、ステンレス鋼管の切断にあたっては、第2号鋼管の切断に準拠し行うものとする。なおガス切断はできないため、プラズマ切断あるいは機械切断を行うこと。

8. 伸縮可撓管

(1) 一般事項

受注者は、伸縮可撓管の積下ろし及び据付け作業に際しては、ナイロンスリングを利用して胴巻きにして吊り下げるか、管備え付けの吊り金具を利用して吊り下げ、管を転がしたり落下させて塗装を損傷させたり、変形させることの無いよう注意すること。

(2) 据付け

伸縮可撓管は、セットボルト、シッピングアングルで固定してあるので、天地を確認して、第1項第17号から第22号に準じて据付けること。

(3) シッピングアングルの取り外し

受注者は、伸縮可撓管の両端を接合し、完全に支持、固定が完了したらセットボルト、シッピングアングルを取り外すこと。

(4) 塗装

受注者は、伸縮可撓管の据付け後に上塗装をする場合には、摺動面に塗装をしてはならない。

9. 管明示シート

管明示シートは、エコマーク認定品(幅400mm)を使用し、埋設水管の損傷、切断等の危険防止のため、埋戻しに際し原則、管天端の上部より30cmの位置に敷き込むこと。

10. 仮管栓

(1) 受注者は、仮管栓を施工する際は、事前に使用する材料を監督員に確認しなければならない。

(2) 受注者は、使用する管材料に異常がないことを確認しなければならない。

(3) 受注者は、埋戻しにあたって管末の抜け出しがないよう施工しなければならない。

11. 管凍結

(1) 受注者は、あらかじめ試掘等を実施し、周囲の埋設物、凍結管の状況等を確認するとともに、施工日時、施工方法等について監督員と協議すること。

(2) 受注者は、凍結液が入っている保存容器(以下「容器」という。)を工事現場等に運搬する場合は、容器を直接車両に載せることなく、クッション材等を使用し、慎重に運搬すること。また、積込み及び積下ろしも同様とすること。

(3) 受注者は、容器先端の出し入れ口は、容器内にある液の多少にかかわらず密閉しないこと。

(4) 受注者は、凍結作業にあたっては、次の規定によるものとする。

① 凍結連絡が決定した際は、監督員に凍結対象管の布設年度を確認すること。また、凍結対象管が平成元年度以降に布設されたダクタイル鉄管である場合は、凍結1箇所あたり凍結容器を2個設置し施工すること。

② 仮止水を施工する場合は、既設管に取付けた後、水圧試験を行い漏水のないことを確認してから穿孔すること。

③ 穿孔機及び付属する動力機器等は、使用前に点検整備を行っておくこと。

④ 穿孔機を設置する場合は、既設管に不要な応力を加えないように支持台を適正に設

置すること。

- ⑤ 穿孔により発生した切りくず、切断片は、確実に排出すること。
- ⑥ 凍結する箇所は、原則、既設管切斷箇所及び管抜け防止金具設置箇所より 35 cm 以上離すこと。
- ⑦ 凍結箱は、当該管が埋没するよう設置し、凍結液が外部に漏れないようパテ等により確実に行うこと。また、凍結保持の間は凍結箱に蓋を被せて養生すること。
- ⑧ 凍結液の注入作業は、液入れに小分けにしてから凍結箱へ注入し、皮手袋等保護具を用いて慎重に行い、トーチランプ等火気を近付けないこと。
- ⑨ 凍結工法に伴い生じる、洗浄用排水設備の設置、穿孔、防錆コア装着、洗浄用ホース取付け及びキャップによる止水を行う。
- ⑩ 洗浄用排水設備は JWWA B 117 (水道用サドル付分水栓)、防錆コアは、密着形とし、JWWA B 117 附属書 F (水道用サドル付分水栓ーコア) の規格にそれぞれ適合する材料を用意し使用すること。
- ⑪ 洗浄用排水設備設置、穿孔及び防錆コア装着にあたり 2-1-3-4 給水管布設工に従い施工すること。ただし、穿孔については、監督員の確認を得た上で充水前に行うことができることとし、穿孔に伴う切粉は適切に清掃しなければならない。
- ⑫ 洗浄用排水設備の取付け位置については、事前に監督員と協議し、取付け位置が特定できるようオフセットをとり、完成図へ記入しなければならない。
- ⑬ 洗浄作業終了後は速やかにキャップを使用し洗浄用排水設備を止水すること。
- ⑭ 切断する箇所は、不平均力による管の抜け出しや移動を防止するために適切な措置を講じること。
- ⑮ 切断作業は、火気が発生しない工法を用いて行うこと。
- ⑯ 作業終了後、凍結箱に残った液は、作業及びその他の施設物に支障のないように処理すること。また、凍結箱は確実に回収し、適正に処理すること。
- ⑰ 凍結箇所の解凍作業は、電磁誘導加熱器を用いなければならない。これによらない場合は監督員と協議しなければならない。
- ⑱ 通水確認後、凍結箇所には、専用のダクタイル鉄管切管鉄部用塗料等を用いて腐食を抑えるための塗装を施すとともに、シート等を用いて凍結箇所を明示すること。

2-1-2-5 管防護工

1. 基礎材

- (1) 受注者は、基礎材の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、床付け基面に予期しない不良土質が現れた場合、施工方法について監督員と協議しなければならない。

2. 均しコンクリート及びコンクリート

均しコンクリート及びコンクリートについては、共通仕様書 第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

3. 型枠及び支保

型枠及び支保にあたっては、共通仕様書 第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるも

のとする。

4. 足場

- (1) 受注者は、足場設備、防護設備及び登り桟橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。
- (2) 受注者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の転落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手摺などの防護工を行わなければならない。
- (3) 受注者は、板張防護、シート張り防護及びワイヤーブリッジ防護の施工にあたり、歩道あるいは供用道路上等に足場設備を設置する場合には、交通の障害とならないよう、板張防護、シート張り防護等を行わなければならない。
- (4) 受注者は、シート張り防護の施工にあたり、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。
- (5) 受注者は、工事用エレベータの設置に際して、その最大積載荷重について検討の上、設備を設置し、設定した最大積載荷重については作業員に周知させなければならない。

5. 鉄筋

鉄筋の施工にあたっては、共通仕様書 第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。

2-1-2-6 弁設置工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、弁の運搬にあたって、弁を損傷しないように行うこと。
- (2) 受注者は、弁の取扱いについて、人力又はクレーン、巻上げ機等で吊り上げ作業及び吊り下ろし作業を行い弁に衝撃を加えないこと。
- (3) 受注者は、維持管理、操作等に支障のないよう周囲の道路、家屋及び埋設物等を考慮し、仕切弁等の設置場所を設計図書に基づき監督員の承諾を得て選定すること。
- (4) 受注者は、弁類の設置にあたっては、正確に芯出しを行い、堅固に据付けなければならない。
- (5) 受注者は、鉄蓋類を構造物に堅固に取付け、かつ、路面に対して不陸のないようにすること。
- (6) 受注者は、標準図に従い、弁筐を沈下、傾斜及び開閉軸に対して偏心が生じないように据付けること。

2. 仕切弁

(1) 仕切弁の設置

- ① 受注者は、仕切弁を開閉軸の位置を考慮して方向を定め、原則として、鉛直又は水平に据付けること。ただし、これによりがたい場合は監督員の指示によること。
- ② 受注者は、仕切弁室築造にあたっては、弁をシート等で覆い汚損しないようにすること。なお、築造完了後、清掃し、特に、開度計の部分はオイル拭きをしておくこと。

(2) ポリエチレンスリーブ被覆工

仕切弁を設置する場合は、図1-18の事項に従いポリエチレンスリーブにより防食対策を実施しなければならない。なお、詳細については、JWWA K158（水道用ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ）によること。

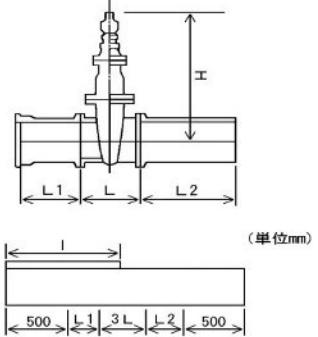
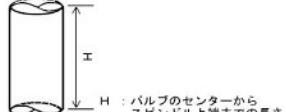
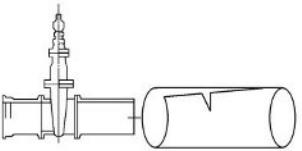
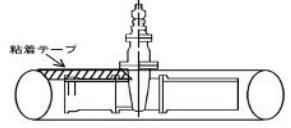
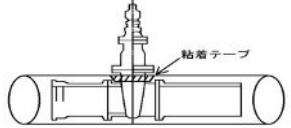
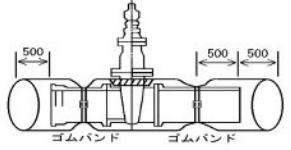
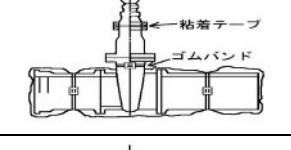
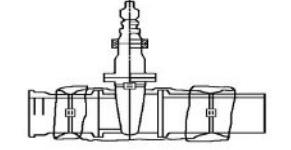
手順	図	解説
1		<p>・スリーブは、次のように切断する。</p> <p>①スリーブの仕切弁部分の長さは3Lとする。</p> <p>②$L_1 + L_2 + 3L + 1000$ (1500) の長さに切断する。</p> <p>③短管の寸法に合わせてスリーブに一点破線を記入する。</p> <p>④Iの部分をカッター等で切り開く。</p> $I = 500 \text{ (750)} + L_1 + 2L$
2		・仕切弁上部のスリーブと同口径で、長さHのスリーブを準備する。
3		・短管2号側からスリーブを挿入する。
4		・切り開いた部分（仕切弁部を除く）を粘着テープでつなぎ合わす。
5		・切り開いた仕切弁部分（斜線部分）を粘着テープで弁に固定する。
6		・短管1号、2号部をゴムバンドで固定する。 図のようにスリーブに余裕を持たせておく。
7		・仕切弁上部被覆用スリーブを上からかぶせ、粘着テープ及びゴムバンドで固定する。
8		・以後、直管接合A法と同様に据付け接合後、接合部スリーブを管に固定する。

図1-18 仕切弁部のポリエチレンスリーブ施工例

3. 逆止弁

受注者は、逆止弁の設置にあたっては、第2項第1号仕切弁の設置に準拠するほか、据付方向を監督員に確認した上で設置しなければならない。

4. 減圧弁

受注者は、減圧弁の設置にあたっては、第2項第1号仕切弁の設置に準拠するほか、次の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、減圧弁の据付方向を監督員に確認した上で設置しなければならない。

(2) 受注者は、監督員立会のもと減圧弁の動作確認を行わなければならない。なお、減圧弁の設定水圧は監督員と協議の上決定するものとする。

5. 蝶型弁

受注者は、蝶型弁の設置にあたっては、第2項第1号仕切弁の設置に準じて設置すること。

6. 緊急遮断弁

受注者は、緊急遮断弁の設置にあたっては、第2項第1号仕切弁の設置に準拠するほか、次の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、緊急遮断弁の据付方向を監督員に確認した上設置しなければならない。

(2) 受注者は、監督員立会のもと緊急遮断弁の動作確認を行わなければならない。

7. 空気弁

(1) 受注者は、空気弁を水平に設置すること。なお、双口空気弁については、両側の蓋を外して保護材等を除去し、フロート弁（ボール）の傷、異物の有無及びフロート弁と板状弁座との密着度合を確認すること。

(2) 受注者は、空気弁の設置にあたっては、フランジ付T字管に、設計図書に従い、ハンドル付フランジ仕切弁又はボール式補修弁を直接取付けること。

(3) 受注者は、空気弁及び補修弁の設置にあたっては、弁の開閉方向を確認するとともに、弁体の異常の有無を点検しなければならない。

8. 排水弁

(1) 受注者は、排水弁を水平に設置すること。

(2) 受注者は、排水弁の設置にあたっては、フランジ付T字管に、ボール式補修弁を直接取付けること。

(3) 受注者は、補修弁の設置にあたっては、弁の開閉方向を確認するとともに、弁体の異常の有無を点検しなければならない。

9. 弁蓋・筐類

(1) 鉄蓋の設置

- ① 受注者は、鉄蓋の使用区分を確認し、標準図に基づき設置すること。
- ② 受注者は、鉄蓋を原則として、車両の進行方向と逆に蓋が開くように据付けること。
- ③ 受注者は、鉄蓋と路面に段差、高低差のないように据付けること。
- ④ 受注者は、鉄蓋を室（筐）とずれのないよう据付けること。
- ⑤ 受注者は、鉄蓋に付着したアスファルト等を必ず除去すること。

(2) 筐類の設置

- ① 使用する弁筐は、設計図書に基づき原則として JWWA K 148（水道用レジンコンクリート）製ボックスとし、標準図に準じ設置するものとする。
- ② 筐設置に際し、調整用モルタルを使用する場合は、プレミックスのセメント系モルタルを用いること。

タルとし、無収縮、高流動性、超早強性のもので、耐久性に優れたものを使用すること。なお、調整用モルタルの養生は、交通開放できるまで、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等による有害な影響を受けないように養生すること。

③ 調整用モルタル等の保管及び使用上の注意は次のとおりとする。

ア 調整部材の保管は、できるだけ乾燥した室内のパレット上で保管し、水に濡れたり吸湿したりする場所での保管は避けること。

イ 調整用モルタルの使用期限は、4ヶ月以内とすること。

ウ 練りまぜは、袋詰めすべてを使用し、開封したものはその日のうちに使い切ること。

エ 調整用モルタルを使用する場合は、製造元の指定する使用方法、使用上の注意に従うこと。

オ 調整用モルタルは、連続して10cm以上充てんしてはならない。

④ 筐設置に際し使用する水道用レジンコンクリート製ボックス接合材料は、専用の接着材料等（シール材、接着剤等）とすること。また、接合面の水分、油脂分、土砂等を取り除き施工すること。なお、完全硬化に要する時間は、調整モルタルと同様の養生を行うこと。

2-1-2-7 弁室築造工

1. 一般事項

(1) 本項は、弁室築造工として躯体工、蓋、足掛金物、弁室ブロックその他これらに類する工種（細別）について、定めるものとする。なお、組立マンホールを使用する場合、原則としてJSWAS A-11（下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール）とし、標準図に準じ設置するものとする。

(2) 受注者は、躯体工については、現場で施工するコンクリート、鉄筋、接合目地モルタル等の品質管理及び施工管理を行い堅固な構造物を築造しなければならない。また、共通仕様書 第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(3) 受注者は、弁室等の設置位置の決定にあたっては、設計図書に基づくほか、埋設物、道路交通、住民生活等を確認して行わなければならない。

2. 蓋

蓋設置にあたっては、第2編2-1-2-6第9項第1号鉄蓋の設置の規定によるものとする。

3. 基礎材

基礎材の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第1項基礎材の規定によるものとする。

4. 均しコンクリート及びコンクリート

均しコンクリート及びコンクリートの施工にあたっては、第2編2-1-2-5第2項均しコンクリート及びコンクリートの規定によるものとする。

5. 型枠及び支保

型枠及び支保の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第3項型枠及び支保の規定によるものとする。

6. 足場

足場の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第4項足場の規定によるものとする。

7. 鉄筋

鉄筋の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第5項鉄筋の規定によるものとする。

8. モルタル

(1) 受注者は、コンクリート天端面の仕上げについて、**設計図書**によるほか、次の規定によるものとする。

- ① 打放しコンクリートの天端面、滑らかな表面を必要とするコンクリート天端面は、左官工による金ごて仕上げとしなければならない。
- ② 締固めを終わり、所定の高さ及び形状に均したコンクリートの上面は、しみ出た水がなくなるか、又は上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。
- ③ 仕上げ作業後、コンクリートが固まるまでの間に発生したひびわれは、タンピング又は再仕上げによってこれを取り除かなければならない。
- ④ 金ごて仕上げは、作業が可能な範囲で、出来るだけ遅い時期に、金ごてで強い力を加えてコンクリート上面を仕上げなければならない。

(2) 受注者は、モルタル仕上げについて、**設計図書**によるほか、次の規定によるものとする。

- ① モルタルの作成にあたって所定の配合にセメント及び洗砂を混合して、全部等色になるまで数回空練りした後、清水を注ぎながらさらに5回以上切り返して練りませなければならない。
- ② 壁、柱、はりの側面及びはり底面のモルタル仕上げは次の規定によること。
 - ア モルタル塗りを行うコンクリート表面を、あらかじめノミ、タガネ等で目荒らしし、清掃の上下塗りしなければならない。
 - イ 中塗りは、定規摺りを行い、木ごて押えとしなければならない。
 - ウ 上塗りは、中塗りしたモルタルの水引き加減を見はからって行い、面の不陸がなく、かつむらの出ないように仕上げなければならない。
- ③ 床塗りは、次の規定によること。
 - ア コンクリート面のレイタնスなどを除去し、よく清掃の上、水しめしを行い、セメントペーストを十分流して、ホウキの類でかき均しの後、塗りつけなければならない。
 - イ 塗りつけは、硬練りモルタルを板べら等でたたき込み、表面に水分を滲出させ、水引き加減を見はからい、金ごて仕上げをしなければならない。

(3) 受注者は、防水モルタル工について、**設計図書**によるほか、次の規定によるものとする。

- ① 防水モルタル工においては、あらかじめ監督員の**承諾**を得た防水剤を注入しなければならない。

9. 足掛金物

(1) 受注者は、足掛け金物の取付けにあたっては、出入りに便利なように、蓋枠から垂直に設けるものとし、壁内に深く埋込んでモルタルコーティングしなければならない。

(2) 受注者は、ステップ及び鉄梯子の材料については、**設計図書**によるものとし、取付けは、弁室の深さ、大きさに応じ昇降の容易さを確認し、定着部は長期の使用に支障を生じないよう強固に施工しなければならない。

また、ポリプロピレン等の樹脂被膜を施してある既製のステップ等を用いる場合は、被膜部分を取付け部に埋込まなければならない。

10. 弁室ブロック

- (1) 受注者は、ブロック天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、ブロックの据付けにあたり、部材間が密着するよう施工しなければならない。
 - (3) 受注者はブロックの据付けにあたり、衝撃を与えないよう丁寧に据付け、内面を一致させ垂直に据付けなければならない。
- また、据付け前にブロック相互の接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。
- (4) 受注者は、ブロックを削孔する場合は、軸体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし、斜壁ブロックに削孔してはならない。
 - (5) 受注者は、管体とブロック壁体の接続部分について、漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。
 - (6) 受注者は、インバートを施工する場合は、管取付け部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを確認した後、行わなければならない。

11. コンクリート防食被覆

受注者は、コンクリート防食被覆施工にあたり、設計図書によるほか、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 軸体コンクリートの品質
 - ① 防食被覆を対象とするコンクリートは、所要の強度、耐久性、水密性を有し、有害な欠陥がなく、素地調整層の密着性にすぐれていなければならない。
 - ② 原則として、素地調整層等の密着性に悪影響を及ぼす型枠材料、型枠はく離材、コンクリート混和剤、塗膜養生剤等は用いてはならない。
- (2) 軸体欠陥部の処理

防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差、豆板、コールドジョイント、打継ぎ部及び乾燥収縮によるひびわれなどの軸体欠陥部は、監督員の承諾を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。
- (3) 前処理

対象コンクリートは前処理として、セパレーター、直接埋設管、箱抜き埋設管、タラップ及び取付け金具廻りなどは、あらかじめ防水処理を行わなくてはならない。
- (4) 表面処理

防食被覆層や素地調整層の接着に支障となるレイタンス、硬化不良、強度の著しく小さい箇所、油、汚れ、型枠はく離材及び異物などを除去した後、入隅部、出隅部は、滑らかな曲線に仕上げた後、対象コンクリート表面全体をサンドブラスト、ウォータージェット、電気サンダ等で物理的に除去しなければならない。
- (5) 素地調整

表面処理が終了したコンクリート面に、防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目的として所定の方法で素地調整をおこなわなければならない。
- (6) 防食被覆工法の施工、養生
 - ① 防食被覆工は、所定の材料を仕様に従って塗布し、ピンホールが生じないよう、また、層厚が均一になるように仕上げなければならない。
 - ② 防食被覆層の施工終了後、防食被覆層が使用に耐える状態になるまで、損傷を受け

ることがないよう適切な養生をしなければならない。

(7) 受注者は、コンクリート及び防食被覆材料、防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有する専門技術者を選出し、監督員に提出しなければならない。

(8) 施工環境の管理

① 受注者は、施工完了時まで温度及び湿度を管理し記録しなければならない。また、施工箇所の気温が5℃以下の場合又は素地面が結露している場合には施工してはならない。

② 受注者は、素地調整材、防食被覆材料並びにプライマー類については、関連法規に従って換気や火気に注意し、照明、足場等の作業環境を整備して施工しなければならない。

2-1-2-8 案設置工

1. 一般事項

(1) 受注者は、栓の運搬にあたって、栓を損傷しないように行うこと。

(2) 受注者は、栓の取扱いについて、人力又はクレーン、巻上げ機等で吊り上げ作業及び吊り下ろし作業を行い栓に衝撃を加えないこと。

(3) 受注者は、維持管理、操作等に支障のないよう周囲の道路、家屋及び埋設物等を考慮し、消火栓等の設置場所を設計図書に基づき監督員の承諾を得て選定すること。

(4) 受注者は、鉄蓋類を構造物に堅固に取付け、かつ、路面に対して不陸のないようにすること。

(5) 受注者は、標準図に従い、栓筐を沈下、傾斜及び開閉軸に対して偏心が生じないように据付けること。

2. 消火栓

消火栓の設置にあたっては、第2編2-1-2-6第8項排水弁の規定によりものとする。

3. 栓蓋・筐類

栓蓋・筐類の設置にあたっては、第2編2-1-2-6第9項弁蓋・筐類の規定によるものとする。

2-1-2-9 排水設備設置工

排水設備の設置にあたっては、第2編2-1-2-4管布設工及び第2編2-1-2-6弁設置工の規定によるものとする。なお、簡易排水設備については、標準図に基づき施工すること。

2-1-2-10 管撤去工

1. 一般事項

(1) 管及び付属設備の撤去箇所、撤去区間延長は、設計図書によること。

(2) 受注者は、管及び付属設備の撤去については、当該管の埋設位置、管種、口径及び室の構造等を確認するとともに、監督員の立会を得て水道の使用廃止管であることを確認すること。

(3) 受注者は、撤去管及び撤去付属設備については、掘削完了後又は撤去完了後、その管種、口径、塗覆装の種別、ライニングの有無、単長及び異形管の種別、仕切弁、消火栓等付属設備品の品名等を確認し、記録しておくこと。

(4) 受注者は、管の撤去については、掘削、土留等を完了後、継手の取り外し又はパイプカッターによる切断を行って撤去するようにし、掘削機等による掘削作業とあわせて管体を引き上げるような方法はとらないこと。

(5) 受注者は、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁栓類及び弁室等の付属設備の撤去については、

これら弁栓類を破損しないようにすること。なお、弁室等の撤去については、基礎コンクリート部分を完全に取り壊し、撤去すること。

- (6) 受注者は、異形管の防護コンクリート等については、壊し残しの無いよう完全に取り壊し撤去すること。
- (7) 受注者は、撤去管については、その管体に付着した泥土、鏽、こぶ等を除去し、納品運搬に支障のないようすること。付属設備品についても同様とすること。
- (8) 受注者は、管及び付属設備の撤去については、管内に立入り、又は弁室等の室内に入坑する場合は、換気処置を講ずるとともに、酸欠測定を行う等の事故防止処置を講ずること。

2. ダクタイル鋳鉄管、鋳鉄管（撤）

ダクタイル鋳鉄管、鋳鉄管の撤去にあたっては、前項一般事項の規定によること。

3. 鋼管、ステンレス鋼管（撤）

鋼管、ステンレス鋼管の撤去にあたっては、第1項一般事項の規定によること。

4. RC鋼管（撤）

RC鋼管の撤去にあたっては、第1項一般事項の規定によること。

5. ポリエチレン管（撤）

ポリエチレン管の撤去にあたっては、第1項一般事項の規定によること。

6. 塩ビ管（撤）

塩ビ管の撤去にあたっては、第1項一般事項の規定によること。

7. 伸縮可撓管（撤）

伸縮可撓管の撤去にあたっては、第1項一般事項の規定によること。

8. 繼手類（取外し）

受注者は、継手取り外しにあたっては、日本ダクタイル鉄管協会の各種接合要領書等にしたがって適切に施工すること。

9. 管切断（撤）

管切断にあたっては、第2編2-1-2-4第7項管切断の規定によること。

2-1-2-11 弁撤去工

弁撤去にあたっては、第2編2-1-2-10管撤去工の規定によること。

2-1-2-12 弁室撤去工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、弁室撤去にあたり、作業の方法及び順序、使用する機械等の種類及び能力、立入禁止区域等を決定のうえ、施工しなければならない。
- (2) 受注者は、弁室撤去にあたり、構造物の倒壊、物体の飛来又は落下による災害を防止するため、あらかじめ構造物の形状、亀裂の有無、周囲の状況等を調査してから施工しなければならない。
- (3) 受注者は、弁室撤去にあたり、振動、騒音、粉じん、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。

2. コンクリート構造物取壊し、コンクリートはつり

受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

3. 舗装版取壊し

受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

4. 石積み取壊し

受注者は、石積み取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。

5. 鋼材切断・鋼板切断

受注者は、鋼材切断、鋼板切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。

6. 鋼矢板引抜、広幅鋼矢板引抜、H鋼引抜

受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。ただし、地盤に変化が生じた場合には、受注者は監督員と協議しなければならない。

7. 舷運搬処理

受注者は、舷運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

2-1-2-13 桟撤去工

桟撤去の施工にあたっては、第2編2-1-2-10管撤去工の規定によること。

2-1-2-14 排水設備撤去工

排水設備撤去の施工にあたっては、第2編2-1-2-10管撤去工の規定によること。

2-1-2-15 管路材料（管類）

管路材料（管類）の購入、製作にあたっては、第1編第3章第2節管路材料を含んだ工事、第3節鋼管製作及び第4節ステンレス鋼管製作の規定によること。

2-1-2-16 管路材料（弁類）

管路材料（弁類）の購入、製作にあたっては、第1編第3章第2節管路材料を含んだ工事、第3節鋼管製作及び第4節ステンレス鋼管製作の規定によること。

2-1-2-17 管路材料（栓類）

管路材料（栓類）の購入、製作にあたっては、第1編第3章第2節管路材料を含んだ工事、第3節鋼管製作及び第4節ステンレス鋼管製作の規定によること。

2-1-2-18 管路材料（排水設備）

管路材料（排水設備）の購入、製作にあたっては、第1編第3章第2節管路材料を含んだ工事、第3節鋼管製作及び第4節ステンレス鋼管製作の規定によること。

2-1-2-19 管充填工

受注者は、管充填工に使用する充填材及び施工方法は設計図書によること。また、設計図書で指定されていない場合は、監督員の承諾を得た充填材及び施工方法とすること。

2-1-2-20 仮設配管工

受注者は、仮設配管工の施工にあたっては、設計図書によること。また、受注者は、仮設配管の区間、埋設位置・配管内容及び施工方法等について十分検討し、監督員と協議のうえ施工すること。

2-1-2-21 管路土留工

1. 一般事項

受注者は、管路土留工の施工にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-10-5土留・仮締切

工の規定によるほか、次の各号によること。

- (1) 受注者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、土留工の施工にあたっては、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。
 - (3) 受注者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
 - (4) 受注者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。
 - (5) 受注者は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け、取り外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。
 - (6) 受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、すみやかに対策を講じなければならない。
- また、土留支保工の施工にあたっては、次の各号の規定によらなければならない。
- (7) 土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。
 - (8) 土留支保工は、土圧に十分耐え得るものを使用し、施工中に緩みが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
 - (9) 土留支保工の取付けにあたっては各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。
 - (10) 土留支保工の撤去盛替えは、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。

2. 軽量鋼矢板土留

受注者は、軽量鋼矢板土留の施工にあたっては、前項の規定によらなければならない。

3. 親杭横矢板土留

受注者は、親杭横矢板工の施工にあたっては、次の各号の規定によらなければならない。

- (1) 親杭は H 鋼杭を標準とし、打込み及び引抜きの施工については、次の規定によらなければならない。
 - ① H 鋼杭の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については、打込み地点の土質条件、施工条件及び周辺環境に応じたものを用いなければならない。
 - ② H 鋼杭の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。
 - ③ ウォータージェットを併用して H 鋼杭を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落着かせなければならない。
 - ④ H 鋼杭の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。
- (2) 横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙のないようにしなければならない。

また、隙間が生じた場合は、裏込め、くさび等で隙間を完全に充填し、横矢板を固定しなければならない。
- (3) 横矢板の板厚の最小厚は 3 cm 以上とし、作用する外力に応じて、適切な板厚を定めなければならない。

(4) 横矢板は、その両端を十分親杭のフランジに掛合せなければならない。

4. 鋼矢板土留

受注者は、鋼矢板の打込み引抜きの施工にあたり、次の各号の規定によらなければならぬ。

- (1) 鋼矢板の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については、打込み地点の土質条件、施工条件及び周辺環境に応じたものを用いなければならない。
- (2) 鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また、隣接の鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。
- (3) 鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の鋼矢板が共上りしないように施工しなければならない。
- (4) ウォータージェットを併用して鋼矢板を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落着かせなければならない。
- (5) 鋼矢板等の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。

2-1-2-22 埋設物防護工

- (1) 受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、地下埋設物調査事項、各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、確認した埋設物は、その平面、断面を記載しておき、作業関係者に周知徹底を図り、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。
- (3) 受注者は、工事に關係する埋設物を、あらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ安全に防護しなければならない。なお、防護方法の一部が管理者施工となることがあるが、この場合には、各自の施工分担に従って相互に協調しながら防護工事をしなければならない。
- (4) 受注者は、埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置、防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先等工事中における埋設物に関する一切のことを十分把握しておかなければならぬ。
- (5) 受注者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、また、工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。

2-1-2-23 管路路面覆工

受注者は、管路路面覆工の施工にあたっては、共通仕様書 第3編 3-2-10-4 路面覆工の規定によるほか、次によること。

- (1) 受注者は、覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。
- (2) 受注者は、覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。
- (3) 受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳上り等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。
また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取付けなければならない。
なお、覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者及び車両の通行に支障を与えないよう、縦断及び横断方向ともにアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。

(4) 受注者は、覆工の使用期間中、覆工の移動、受桁の緩み、路面の不陸等を常に点検し、事故の発生を防止すること。

2-1-2-24 補助地盤改良工

受注者は、補助地盤改良工の施工にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-7-9 固結工の規定によるほか、次の各項によること。

1. 薬液注入

(1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入剤の安全な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書によって監督員の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に次の項目について監督員の確認を得なければならない。

① 工法関係

- ア 注入量
- イ 注入本数
- ウ 注入圧
- エ 注入速度
- オ 注入順序
- カ ステップ長

② 材料関係

- ア 材料（購入・流通経路等を含む）
- イ ゲルタイム
- ウ 配合

(3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（国土交通省）の規定によらなければならない。

(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（国土交通省）の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。

2. 高圧噴射攪拌

(1) 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。

(2) 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認し、この結果を監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの影響を把握しなければならない。これらへの影響が発生した場合あるいはそのおそれがある場合は、直ちに監督員へ報告し、その対応方法等について監督員と協議しなければならない。

(4) 受注者は、固結工法にあたり、攪拌の施工中に地下埋設物を発見した場合は直ちに工事を中止し、監督員に報告した後、占用者全体の立会いを求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。

(5) 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は1m程度空打ちし、砂又は粘土で埋戻さなければならない。

(6) 受注者は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。

3. 機械攪拌

受注者は、機械攪拌の施工にあたっては、前項高圧噴射攪拌の規定によること。

2-1-2-25 開削水替工

受注者は、開削水替工の施工にあたっては、共通仕様書 第3編 3-2-10-7 水替工の規定によるほか、次によること。

1. 一般事項

(1) 排水処置

受注者は、工事区域に湧水、滯水等がある場合は、現場に適した設備、方法により排水をしなければならない。

(2) 不測事態への準備

受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有するポンプ等を使用するとともに、不測の出水に対して、予備機の準備等対処できるようにしておかなければならない。

2-1-2-26 地下水位低下工

受注者は、地下水位低下工にあたり、共通仕様書 第3編 3-2-10-8 地下水位低下工の規定によるほか、次の各項による。

1. 一般事項

(1) 施工管理

受注者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。

(2) 騒音振動への措置

受注者は、地下水位低下工法に伴う騒音振動に対して、十分な措置を講じておかなければならない。

(3) 沈下防止

受注者は、地下水位低下工法に伴う近接構造物等の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分に行わなければならない。

(4) 排水許可

受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。

(5) 濁水処理

受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

2-1-2-27 発生品処分

受注者は、現場発生品などを有価物として売却した場合又は産業廃棄物として処分した場合は、第1編 1-1-1-19 建設副産物の第2項及び第7項の規定によること。

2-1-2-28 運搬処理工

受注者は、支給品又は現場発生品などを運搬する場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

第3節 給水管付替工

2-1-3-1 適用

本節は、給水管付替工における管路土工、給水管布設工、弁設置工、管路土留工、開削水替工、付帯工その他これらに類する工種について適用するものとする。

2-1-3-2 一般事項

1. 関係法令

受注者は、給水装置工事の施工にあたっては、川崎市水道条例、川崎市水道条例施行規程、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び給水装置設計施行指針(以下「施行指針」という。)等に準拠すること。

2. 配管作業従事者

受注者は、配管作業に川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者を充てなければならない。また、受注者は、分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者に、実際に必要となる技能を有する者を充てるとともに、監督員に報告しなければならない。

3. 材料仕様

受注者は、配管に際しては、原則として次の規格に適合する材料を使用すること。JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管)

- JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手)
- JWWA G 119 (水道用波状ステンレス鋼管)
- JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- JWWA G 113 (水道用ダクタイル鉄管)
- JWWA G 114 (水道用ダクタイル鉄異形管)
- JWWA B 117 (水道用サドル付分水栓)
- JWWA K 150 (水道用ライニング鋼管用管端防食形継手)

4. 標準図

受注者は、配管にあたっては標準図に基づき適切に施工すること。

5. 給水管所有者への説明

受注者は、給水管付替工の施工に際しては、給水管所有者等に工事目的及び作業内容の説明を十分に行い施工すること。なお、老朽給水管の付替にあたっては、事前に給水管所有者等から承諾を得た上で工事を行い、施工終了後、工事完了の確認をとること。

6. 給水管情報

受注者は、本工事で必要となる給水管情報の十分な調査を行い施工すること。なお、業務上知りえた個人情報の保護に関する法律に規定された個人情報(以下「個人情報」という。)については、本工事以外で使用してはならない。また、個人情報の保護を図るため、漏えい、改ざん、滅失、き損等の事故を防止するための必要な措置を講じ、適正な管理に努めなければならない。

7. 監督員への確認

受注者は、施工前に次の各号について、監督員に確認しておかなければならない。

- (1) 断水を伴う場合は、その施工時期等
- (2) その他

2-1-3-3 管路土工

管路土工の施工にあたっては、第2編 2-1-2-3 管路土工の規定によること。

2-1-3-4 給水管布設工

1. 一般事項

受注者は、給水管布設工の施工にあたっては、第2編2-1-2-4第1項一般事項の規定によるほか、次の各号によること。

- (1) 給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。
- (2) 水圧、水撃作用により給水管が離脱するおそれのある場所については、適切な離脱防止のための措置を講じること。
- (3) いかなる場合でも衛生には十分注意し、工事の中断時又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で管栓をし、汚水等が流入しないようにすること。

2. ダクタイル鋳鉄管（給）

ダクタイル鋳鉄管の施工にあたっては、第2編2-1-2-4第2項ダクタイル鋳鉄管の規定によること。

3. 鋼管、ステンレス鋼管（給）

受注者は、鋼管、ステンレス鋼管の施工にあたっては、第2編2-1-2-4第3項鋼管、ステンレス鋼管及び第6項継手類（接合）の規定によるほか、次の各号によること。

- (1) ステンレス鋼管の曲げ配管については、次のとおりとする。
 - ① 管の曲げ加工は、ベンダーにより行い、加熱による焼曲げ加工等は行ってはならない。
 - ② 曲げ加工にあたっては、管面に曲げ寸法を示すけがき線を表示してから行うこと。
 - ③ 曲げの最大角度は、90°（補角）とし、曲げ部分にしわ、ねじれ等がないようにすること。
- (2) 伸縮可撓式継手による接合については、次のとおりとする。
 - ① 管接合部の“ぱり”などを除去し、清掃した後接合部に管の挿入長さを確認すること。
 - ② 継手の接合部品は、挿入順序に注意しながら管にセットすること。

4. 分水栓

- (1) 分岐工事については、接続しようとする管が発注者の指定する上水道管であることを確認するとともに管種、口径、外径等を調査すること。
- (2) 分岐については、次によること。
 - ① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口及び配水管の継手部から30cm以上離すこと。
 - ② 分岐管の口径は、原則として、配水管等の口径より小さい口径とすること。
 - ③ 異形管及び継手から給水管の分岐を行わないこと。
 - ④ 分岐器具を取付ける場合は、既設管のキズ、凹凸等がないことを確認し管肌を十分に清掃して取付け、締付けを確実にすること。なお、分水サドルは垂直になるよう取付けること。
 - ⑤ 穿孔機及び付属する動力機器等は、使用前に点検整備を行い、穿孔した穴の位置がずれることなどが発生しないようにしておくこと。
 - ⑥ 穿孔機の取付けについては、分水器具及び管に、不要な応力等を加えないよう、受台等を用いて適正に設置すること。
 - ⑦ 穿孔は、配水管が充水され水圧が確保されていることを確認してから行わなければ

ならない。これによらない場合は監督員と協議すること。

- ⑧ 受注者は、金属管について、サドル付分水栓を使用し穿孔した場合は、穿孔口に防錆コアを装着すること。
- ⑨ 受注者は、サドル付分水栓と水道用（波状）ステンレス鋼管を接続する継手は、異種金属腐食防止のため、絶縁構造としなければならない。
- ⑩ 受注者は、サドル付分水栓を使用し給水管口径 50 mm以下を分岐配管した場合、異常のないことを確認した後、サドル付分水栓用シートを使用しサドル付分水栓部を被覆し腐食を防止しなければならない。なお、埋戻しの際にサドル付分水栓用シートを破損しないよう慎重に埋戻すこと。

5. 不断水取出し

不断水取出しの施工にあたっては、第 2 編 2-1-2-4 第 5 項不断水取出しの規定によること。

6. 分水止

受注者は、分水止の施工にあたっては、既設給水管を分岐部から切離し、分水栓を閉止した後分水栓キャップ等を使用しサドル付分水栓を止水すること。

7. T字取外し

T字取外しにあたっては、適切な配水管材料を使用すること。なお、断水を伴う場合は、第 2 編 1-2-4 第 1 項第 24 号断水連絡工事の規定によること。

8. 継手類（接合）

継手類（接合）の施工にあたっては、第 2 編 2-1-2-4 第 6 項継手類（接合）の規定によること。

9. メーター移設

- (1) 受注者は、メーター移設にあたっては既設給水管の管種が SUS、PC、PD 及び VD 以外の口径 40 mm以下の管を対象とすること。
- (2) 水道メーターの設置位置は、原則として道路（分岐部側）と宅地の境界に近接する宅地内（以下「境界から」という。）2.0m以内で、メーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置であること。
- (3) 水道メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認した上で水平に取付けること。また、メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障を生じないようにすること。
- (4) 受注者は、メーター移設にあたって、既存のメーターが、境界から 2.0m以内にない場合は、(2) に規定された位置に移設すること。なお、当該位置に移設しがたい場合は、住民の承諾を得て施工すること。
- (5) 受注者は、メーター移設にあたって、既存のメーターが、境界から 2.0m以内にある場合は、原則として既設メーターと同位置に設置すること。

10. 擁壁部

受注者は、擁壁部の給水管布設にあたっては、第 2 編 2-1-3-4 第 3 項鋼管、ステンレス鋼管（給）の規定によるほか、次の各号によること。

- (1) 擁壁部の給水管布設において宅地内の掘削深さが 1 mより深くなる場合、所有者等の同意を得た上で露出配管とする。
- (2) 擁壁部で露出配管を行う場合、支持金具を用いて適切に固定すること。

- (3) 露出配管部の凍結を防止するため、防寒材としてポリエチレンフォームを使用し給水管を被覆すること。
- (4) 防寒材は粘着テープを使用して、しっかりと設置すること。
- (5) 擁壁部の配管が4m以上となる場合、その施工方法について監督員に確認すること。

2-1-3-5 弁設置工

1. 一般事項

- (1) 弁設置工の施工にあたっては、第2編2-1-2-6第1項一般事項の規定によること。
- (2) 宅地内1.0mまでの施工については、原則、既設給水管口径50mm以下で、なおかつ管種がSUS、PC、PD及びVD以外の管を対象とする。

2. 仕切弁

仕切弁の施工にあたっては、第2編2-1-2-6第2項仕切弁の規定によること。

3. 止水栓

配水管等から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として境界から1.0m以内とすること。

4. 弁蓋・筐類

弁蓋・筐類の施工にあたっては、第2編2-1-2-2一般事項の規定によること。

2-1-3-6 管路土留工

管路土留工の施工にあたっては、第2編2-1-2-21管路土留工の規定によること。

2-1-3-7 開削水替工

開削水替工の施工にあたっては、第2編2-1-2-25開削水替工の規定によること。

2-1-3-8 付帯工

1. 舗装版切断

舗装版切断の施工にあたっては、第2編2-1-9-2第1項舗装版切断の規定によること。

2. 舗装版破碎

舗装版破碎の施工にあたっては、第2編2-1-9-2第2項舗装版破碎の規定によること。

3. コンクリート構造物取壊し

コンクリート構造物取壊しの施工にあたっては、第2編2-1-9-1構造物取壊し工・構造物撤去工の規定によること。

4. 挖削・埋戻

掘削、埋戻の施工については、第2編2-1-2-3第1項管路掘削及び第2項管路埋戻の規定によること。

5. 下層路盤・上層路盤・基層・表層

下層路盤・上層路盤・基層・表層の施工にあたっては、第2編2-1-9-4舗装復旧工の規定によること。

6. 基礎材

基礎材の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第1項基礎材の規定によること。

7. コンクリート

コンクリートの施工にあたっては、第2編2-1-2-5第2項均しコンクリート・コンクリートの規定によること。

8. 型枠

型枠の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第3項型枠及び支保の規定によること。

9. 鉄筋

鉄筋の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第5項鉄筋の規定によること。

10. モルタル

モルタルの施工にあたっては、第2編2-1-2-7第8項モルタルの規定によること。

11. 発生土処理

発生土処理の施工にあたっては、第2編2-1-2-3第4項発生土処理の規定によること。

12. 裸運搬処理

裸運搬処理の施工にあたっては、第2編2-1-2-12第7項裸運搬処理の規定によること。

第4節 管更生工

2-1-4-1 適用

本節は、管更生工における管クリーニング工、管ライニング工、管端処理工、穿孔処理工、管栓止工その他これらに類する工種について適用するものとする。

2-1-4-2 一般事項

受注者は、施工前に次の各号について、監督員に確認しておかなければならぬ。

- 1 支給材料の受領場所、受領時期等
- 2 断水を伴う場合は、その予定時期等
- 3 その他

2-1-4-3 管クリーニング工

1. 管内部の清掃

受注者は、管内部の劣化部、鏽こぶ等をスクレーパ又はジェットクリーナー等の方法により、管体、分水栓、継手部等に損傷を与えないよう注意して、除去しなければならぬ。

2. 通水後の塗装

清掃後、いったん通水を行った管に塗装する場合は、塗装前にあらたに発生した鏽をワイヤブラシ等により完全に撤去し、仕上げを行わなければならない。

2-1-4-4 管ライニング工

1. モルタルライニング

受注者は、モルタルライニングにあたっては、WSP 001（水道用鋼管現地モルタルライニング）の規定によるほか、次の各号によること。

- (1) ライニング完了後は、仕上り状況を測定検査し、報告書を作成し監督員に提出しなければならない。なお、ライニングにおける検査は、次の各号について行うものとする。
- (2) ライニングの検査は、次の規定について行わなければならない。

また、各検査の結果については、報告書等を作成して直ちに監督員に提出しなければならない。

① はがれ

密着度は、小型ハンマでライニング面を軽く叩き、異常の有無を調べること。

② 表面の凹凸

表面の著しい凹凸、打ち継目等が生じていないかを、目視により確認すること。

③ われ

ひびわれの幅は、0.25 mm以下であることを確認すること。

④ ライニング厚

ライニング厚は、非破壊検査を行い、規定の厚さに適合していることを確認すること。

- (3) 各検査によりライニングに欠陥を認めたときは、監督員の指示に従い補修しなければならない。なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

2. 反転挿入

受注者は、反転挿入にあたっては、パルテム技術協会若しくは日本インシチュフォーム協会の発行する実施基準を満たすほか、次の各号の規定によること。

- (1) 被覆材等の製作にあたり、試掘終了後、その延長等をよく検討の上、監督員と協議を行ってから製作すること。

- (2) 接水面に使用する材料については、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年制定 厚生労働省令第 15 号）で定める水質基準に適合したものを使用しなければならない。また、水質基準の適合証明として「浸出性能試験成績書」、材料品質の証明書等を提出し、施工前に監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 管内のライニングの品質を保持するため、次に掲げる施工管理を行うとともに、各項における許容数値を明記の上、施工計画書に記載しなければならない。
- また、本工事における各項の実績数値について、施工管理資料として更生工区毎に報告書を作成して、直ちに監督員に報告しなければならない。
- ① 被覆材含浸量 : 被覆材に対する含浸量管理
 - ② 被覆材温度 : 含浸後における被覆材の保温管理
 - ③ 反転挿入圧力 : 反転挿入時における被覆材の挿入圧力管理
 - ④ 養生管理 : 養生時間内の保圧又は保温管理
- (4) 反転挿入における検査は、次の規定について更生工区毎に行わなければならない。

また、各検査の結果については、報告書等を作成して直ちに監督員に提出しなければならない。

- ① 被覆材の硬度試験を行い、各実施基準における規定値以上の強度があることを確認しなければならない。また、実施箇所は発進及び到達口における各管口において実施するものとする。
- ② 被覆材の膜厚測定試験を行い、各実施基準における規定値以上の膜厚があることを確認しなければならない。また、実施箇所は発進及び到達口における各管口において上・下・左・右の 4 点で実施するものとする。
- ③ 管内クリーニング及びライニングの施工後に、管端部及び TV カメラ撮影による施工全長における管内被覆状況を目視により確認しなければならない。また、TV カメラ撮影については、ビデオテープ等に録画し、検査終了後に監督員に提出しなければならない。

2-1-4-5 管端処理工

受注者は、管端処理をする場合は、パルテム技術協会若しくは日本インシチュホーム協会の発行する実施基準により管端処理を行うこと。

2-1-4-6 穿孔処理工

受注者は、穿孔処理をする場合は、パルテム技術協会若しくは日本インシチュホーム協会の発行する実施基準により穿孔処理を行うこと。

2-1-4-7 管栓止工

受注者は、管栓止工の施工にあたっては、第 2 編 2-1-2-4 第 6 項継手類（接合）及び第 7 項管切斷の規定により施工すること。なお、水圧を考慮して抜け出し防止等の処置が必要であれば、監督員の承諾を得て、防護コンクリート又は控えくい等の処置を講じなければならない。

第5節 小口径推進

2-1-5-1 適用

本節は、小口径推進として仮管併用推進工、オーガ掘削推進工、小口径泥水推進工、オーガ掘削鋼管推進工、各種小口径推進工、仮設備工（小口径）、送排泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-1-5-2 一般事項

1. 材料

(1) 受注者は、使用する資材が次の規格に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- | | |
|--------------|--|
| ① 鉄筋コンクリート管 | JSWAS A-6
(下水道小口径管推進工法鉄筋コンクリート管) |
| ② ダクタイル鉄管 | JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鉄管) |
| ③ レジンコンクリート管 | JSWAS K-12 (下水道推進工法用レジンコンクリート管) |
| ④ 鋼管 | 原則としてJIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) の鋼板をアーチ溶接して製造したもの又はJIS G 3444 (一般構造用炭素鋼綱管) |

(2) 受注者は、小口径推進の施工に使用する材料については、使用前に監督員の承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。

2. 施工計画

受注者は、小口径推進の施工にあっては、次に定めるもののほか、「土木工事一般仕様書（日本下水道事業団）」第4章第4節 小口径推進工の規定によるものとする。

3. 推進管の据付け

受注者は、設計図書に示す基準高及び勾配に従って推進管を取り付けなければならない。

2-1-5-3 推進水替工

推進水替工の施工にあたっては、第2編2-1-2-25開削水替工の規定によるものとする。

2-1-5-4 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工にあたっては、第2編2-1-2-24 補助地盤改良工の規定によるものとする。

第6節 中大口径推進

2-1-6-1 適用

本節は、中大口径推進として刃口推進工、泥水推進工、泥濃推進工、土圧推進工、仮設備工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-1-6-2 一般事項

1. 材料

(1) 受注者は、使用する資材が次の規格に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- ① 鉄筋コンクリート管 JSWAS A-2 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)
- ② ガラス繊維鉄筋コンクリート管 JSWAS A-8 (下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管)
- ③ ダクタイル鉄管 JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鉄管)
- ④ レジンコンクリート管 JSWAS K-12 (下水道推進工法用レジンコンクリート管)
- ⑤ 鋼管 原則としてJIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) の鋼板をアーケ溶接して製造したもの又はJIS G 3444 (一般構造用炭素鋼綱管)

(2) 受注者は、推進の施工に使用する材料については使用前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時までに監督員へ提出しなければならない。

2. 施工計画

受注者は、中大口径推進の施工にあたっては、次に定めるもののほか「土木工事一般仕様書(日本下水道事業団)」第4章第5節 推進工の規定によること。

3. 推進管の据付け

受注者は、設計図書に示す基準高及び勾配に従って推進管を取り付けなければならない。

2-1-6-3 土圧推進工

受注者は、土圧推進工の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- 1 掘進については、土砂の取込率を把握し、掘削土量を確認しながら切羽土圧との平衡を常に保つようにすること。
- 2 添加材は、土質成分に適合した材質のものを使用して、掘削土砂の流動性を掘進機の排土機構に適合するように改良すること。

2-1-6-4 推進水替工

推進水替工の施工にあたっては、第2編2-1-2-25開削水替工の規定によるものとする。

2-1-6-5 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工にあたっては、第2編2-1-2-24補助地盤改良工の規定によるものとする。

第7節 シールド

2-1-7-1 適用

1. 適用

本節は、シールドとして一次覆工、二次覆工、仮設備工（シールド）、坑内設備工、立坑設備工、坑外設備工、泥水設備工（泥水式シールド）、圧気設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 材料

（1）受注者は、使用する材料が次の規格に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

① セグメント JSWAS A-3、4（シールド工事用標準セグメント）

JSWAS A-7（下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント）

② コンクリート 原則としてレディーミクストコンクリートとし、**設計図書**に示す品質のコンクリートを使用しなければならない。

（2）受注者は、シールド工の施工に使用する材料については、使用前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。

（3）受注者は、シールドの施工にあっては、次に定めるもののほか「土木工事一般仕様書（日本下水道事業団）」第4章第6節シールド工の規定によること。

2-1-7-2 坑外設備工

1. 仮囲い、仮囲い門扉

受注者は、仮囲い及び仮囲い門扉の施工にあたっては、第2編2-1-8-12第3項仮囲いの規定によるものとする。

2-1-7-3 シールド水替工

シールド水替工の施工にあたっては、第2編2-1-2-25開削水替工の規定によるものとする。

2-1-7-4 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工にあたっては、第2編2-1-2-24補助地盤改良工の規定によるものとする。

第8節 附帯工

2-1-8-1 一般事項

本節は、附帯工として舗装撤去工、舗装土工、舗装復旧工、仮復旧舗装撤去工、仮舗装土工、舗装仮復旧工、区画線工、道路付属物撤去工、道路付属物復旧工、構造物取壊し工、構造物撤去工、構造物設置工、発生品処分、運搬処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-1-8-2 舗装撤去工

1. 舗装版切断

受注者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理しなければならない。

2. 舗装版破碎

受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法についてすみやかに監督員と協議しなければならない。

3. 路面切削

受注者は、路面切削前に、縦横断測量を行い、舗装計画図を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

4. ブロック撤去

受注者はブロック撤去の施工にあたっては、第2編2-1-9-11構造物取壊し工・構造物撤去工の規定によるものとする。

5. 発生土処理

発生土処理の施工にあたっては、第2編2-1-2-3管路土工の規定によるものとする。

6. 賦運搬処理

賦運搬処理の施工にあたっては、第2編2-1-2-12第7項賦運搬処理の規定によること。

2-1-8-3 舗装土工

1. 挖削

掘削の施工にあたっては、第2編2-1-2-3管路土工の規定によるものとする。

2. 埋戻

埋戻の施工にあたっては、第2編2-1-2-3管路土工の規定によるものとする。

3. 発生土処理

発生土処理の施工にあたっては、第2編2-1-2-3管路土工の規定によるものとする。

4. 埋戻土運搬

埋戻土運搬の施工にあたっては、第2編2-1-2-3管路土工の規定によるものとする。

2-1-8-4 舗装復旧工

1. 一般事項

受注者は、舗装復旧工の施工にあたり、共通仕様書 第3編第2章第6節一般舗装工の規定によるほか、次の各項の規定によるものとする。

2. 不陸整正

受注者は、不陸整正にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-6-5舗装準備工の規定によるものとする。

3. 下層、上層路盤工

(1) 路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。

- (2) 各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。
- (3) 均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。

4. 基層、表層

- (1) 基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層又は路盤の表面を損傷しないよう注意し、また、入念に清掃しなければならない。
- (2) 受注者は、路面復旧完了後、すみやかに既設の区画線及び道路標示等を原形に復旧しなければならない。

5. コンクリート舗装・転圧コンクリート舗装

- 受注者は、コンクリート舗装の施工にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-6-12コンクリート舗装工の規定によるほか、次の各号の規定によること。
- (1) 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。
 - (2) 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホウキ等で行うものとする。
 - (3) 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。

6. 縦目地・横目地

- (1) 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。
- (2) 横収縮目地及び縦目地は、カッター目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。

7. 薄層カラー舗装

受注者は、薄層カラー舗装にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

8. ブロック舗装

- (1) 受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。
- (2) 受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロック又はコンクリートなどを用いて施工しなければならない。
- (3) 受注者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、本項のほか、舗装施工便覧第8章8-3-18インターロッキングブロック舗装の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章10-3-7施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によらなければならない。
- (4) 目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。
- (5) 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

2-1-8-5 仮復旧舗装撤去工

仮復旧舗装撤去工の施工にあたっては、第2章2-1-8-2舗装撤去工の規定によること。

2-1-8-6 仮舗装土工

仮舗装土工の施工にあたっては、第2章2-1-8-3舗装土工の規定によること。

2-1-8-7 舗装仮復旧工

舗装仮復旧工の施工にあたっては、第2章2-1-8-4舗装復旧工の規定によること。

2-1-8-8 区画線工

1. 仮区画線

受注者は、仮区画線の施工にあたって使用する材料は、次の条件を満たすものとする。

- (1) ガラスビーズを使用している等、夜間の視認性に優れているものとする。
- (2) 本復旧施工時に容易に剥がすことが可能である等支障とならないものとする。
- (3) 路面に損傷を与えないものとする。

2. 溶融式区画線・ペイント式区画線・高視認性区画線

受注者は、溶融式区画線・ペイント式区画線・高視認性区画線の施工にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-3-9区画線工の規定によるほか、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 区画線の指示方法について設計図書に示されない事項は、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令（国土交通省）により施工するものとする。
- (2) 路面標示の抹消にあたっては既設標示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。
- (3) ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。

2-1-8-9 道路付属物撤去工

1. 排水構造物撤去

排水構造物撤去の施工にあたっては、共通仕様書 第3章3-2-9-8排水構造物撤去工の規定によること。

2. 防護柵撤去（ガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル）

防護柵撤去の施工にあたっては、共通仕様書 第3章3-2-9-4防護柵撤去工の規定によること。

3. 植栽

植栽の施工にあたっては、共通仕様書 第10章10-2-11-3道路植栽工の規定によること。

4. 賦運搬処理

賂運搬処理の施工あたっては、第2編2-1-2-12第7項賂運搬処理の規定によること。

2-1-8-10 道路付属物復旧工

1. 一般事項

受注者は道路付属物復旧工の施工にあたっては、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。

また、受注者は、必要に応じ、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後はすみやかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。

2. L型側溝、管（箱）溝方側溝、プレキャストU型側溝、側溝蓋、自由勾配側溝

(1) 受注者は、L型側溝又はLO型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書又は監督員の指示する勾配で、下流又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

(2) 受注者は、L型側溝及びLO型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1:3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。

(3) 受注者は、側溝蓋の施工にあたっては材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。

3. ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプ

- (1) ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプの施工については、防護柵の設置基準・同解説4-1施工、道路土工-施工指針及び共通仕様書 第3編3-2-3-8路側防護柵工の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、防護柵に視線誘導標を取付ける場合は、視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月(社)日本道路協会)により取付けなければならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。

4. 横断・転落防止柵、立入防止柵

防止柵の施工にあたっては、防護柵の設置基準・同解説4-1施工、道路土工-施工指針及び共通仕様書 第3編3-2-3-7防止柵工の規定によるものとする。

5. 道路付属物

道路付属物の施工にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-3-10道路付属物工の規定によるものとする。

6. 歩車道境界ブロック、地先境界ブロック、アスカーブ

歩車道境界ブロック、地先境界ブロック、アスカーブの施工にあたっては、共通仕様書 第3編3-2-3-5縁石工の規定によるものとする。

7. 植栽

植栽の施工にあたっては、第2編2-1-8-9第3項植栽の規定によるものとする。

2-1-8-11 構造物取壊し工・構造物撤去工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、構造物の取壊しにあたり、構造物の倒壊、物体の飛来又は落下による災害を防止するため、あらかじめ構造物の形状、亀裂の有無、周囲の状況等を調査してから施工しなければならない。
- (2) 受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉じん、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。

2. コンクリート構造物取壊し、コンクリートはつり

受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

3. 舗装版取壊し

受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

4. 石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付け法面取壊し

受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付け法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。

5. 鋼材切断

受注者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。

6. 鋼矢板引抜、広幅鋼矢板引抜、H鋼引抜

受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。ただし、地盤に変化が生じた場合には、受注者は監督員と協議しなければならない。

7. 根固めブロック撤去

受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取除いた後、運搬しなければならないが、これらにより難い場合は監督員と協議しなければならない。

2-1-8-12 構造物設置工

1. 一般事項

受注者は、構造物設置にあたっては、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. フェンス

- (1) ネットフェンス及びメッシュフェンス等に使用する鋼材は、工事設計書において特に定めがない場合は、JIS規格に適合したものを使用すること。
- (2) ネットフェンス及びメッシュフェンスについては、次によること。
 - ① 基礎は地盤高と天端仕上高に合わせて突き固め、支柱の間隔は2000mmを標準とし、曲がり及びねじれのないように取り付けること。
 - ② 金網又はパネルは、たるみ及びゆがみのないように取り付けること。
 - ③ コンクリートブロック基礎を使用する場合は、コンクリートブロックに支柱を建て込みモルタルにより充てんし、基礎上部はモルタル金ごて仕上げとし、中高に仕上げること。現場打ち基礎の場合の仕上げもこれに順ずること。

3. 仮囲い

- (1) 受注者は、仮囲いの設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生する予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。
- (2) 受注者は、仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。

4. 基礎材

基礎材の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第1項基礎材の規定によるものとする。

5. 均しコンクリート及びコンクリート

受注者は、均しコンクリート及びコンクリートの施工にあたっては、第2編2-1-2-5第2項均しコンクリート及びコンクリートの規定によるものとする。

6. 型枠及び支保

型枠及び支保の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第3項型枠及び支保の規定によるものとする。

7. 足場

足場の施工にあたっては第2編2-1-2-5第4項足場の規定によるものとする。

8. 鉄筋

鉄筋の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第5項鉄筋の規定によるものとする。

9. モルタル

モルタルの施工にあたっては、第2編2-1-2-7第8項モルタルの規定によるものとする。

2-1-8-13 発生品処分

受注者は、現場発生品などを有価物として売却した場合又は産業廃棄物として処分した場合は、第1編1-1-1-19建設副産物の第2項及び第7項の規定によること。

2-1-8-14 運搬処理工

受注者は、支給品又は現場発生品などを運搬する場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

第9節 立坑工

2-1-9-1 一般事項

本節は、立坑工として管路土工、立坑基礎工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製土留工及び土工、地中連続壁工、地中連続壁工（柱列式）、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水位低下工、その他これに類する工種について定めるものとする。

2-1-9-2 管路土工

管路土工の施工にあたっては、第2編2-1-2-3管路土工の規定によるものとする。

2-1-9-3 立坑基礎工

1. 基礎材

基礎材の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第1項基礎材の規定によるものとする。

2. 均しコンクリート及びコンクリート

均しコンクリート及びコンクリートの施工にあたっては、第2編2-1-2-5第2項均しコンクリート及びコンクリートの規定によるものとする。

3. 鉄筋

鉄筋の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第5項鉄筋の規定によるものとする。

4. 型枠

型枠の施工にあたっては、第2編2-1-2-5第3項型枠及び支保の規定によるものとする。

2-1-9-4 土留工

1. 一般事項

土留工の施工にあたっては、第2編2-1-2-21管路土留工の規定によらなければならない。

また、受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下しについては、安全を十分確保した上で作業を行わなければならない。

2. 切梁・腹起し

- (1) 受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。また、盛替え梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。
- (2) 受注者は、掘削中、切梁・腹起し等に衝撃を与えないよう注意し、施工しなければならない。
- (3) 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う切梁・腹起しの取り外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。

3. 横矢板

受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。

2-1-9-5 ライナープレート式土留工及び土工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削探さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。
- (3) 受注者は、ライナープレート式土留工の土留掘削に先行し、探針等を行い、埋設物の有

無を確認しなければならない。

- (4) 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下しについては、安全を十分確保した上で作業を行わなければならない。

2. ガイドコンクリート、ライナープレート掘削土留

- (1) 受注者は、ライナープレート土留の掘削にあたっては先行掘削になるため、地盤が自立しているかを確認し順次掘下げていかねばならない。また、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。
- (2) 受注者は、掘削を1リングごとに行い、地山の崩壊を防止するためにすみやかにライナープレートを設置しなければならない。
- (3) 受注者は、1リング組立て完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を確認し、ライナープレートを固定するため、頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。
- (4) 受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう交互(千鳥状)に設置しなければならない。また、土留背面と掘削壁との間にエアーモルタル等で間隙が生じないようグラウト注入し固定しなければならない。
- (5) 受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。

3. ライナープレート埋戻

ライナープレート埋戻の施工にあたっては、第2編2-1-2-3管路土工の規定によるものとする。

4. ライナープレート支保

受注者は、小判型ライナープレート土留の立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。

2-1-9-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工

1. 鋼製立坑

- (1) 受注者は、使用する鋼製ケーシング式土留工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位等を十分検討し、適合する安全かつ効率的な施工法を検討の上、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、鋼製ケーシング式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。
- (3) 受注者は、鋼製ケーシング式土留工の土留掘削に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
- (4) 受注者は、鋼製ケーシング式土留工掘削において、地下水や土砂が底盤部から湧出しないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し、施工しなければならない。また、確実にケーシング内の土砂を取除かなければならない。
- (5) 受注者は、底盤コンクリートの打設は、コンクリートが分離を起きないように丁寧な施工を行わなければならない。
- (6) 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下しについては、安全を十分確保した上で作業を行わなければならない。

2-1-9-7 地中連続壁工

1. 一般事項

受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工しなければならない。

2. 作業床及び軌条

受注者は、作業床及び軌条の施工にあたり、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床及び軌条を堅固なものとしなければならない。

3. ガイドウォール

受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。

4. 連壁掘削

受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。また、掘削底面は平坦となるようにしなければならない。

5. 連壁鉄筋

- (1) 受注者は、連壁鉄筋の組立てに際して、運搬、建込み時に変形が生じないようにしなければならない。
- (2) 連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。

6. 連壁継手

受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充てん碎石を取除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。

7. 連壁コンクリート

- (1) 受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮上がりのないように施工しなければならない。
- (2) 打設天端付近では、コンクリートの劣化が生じるため、受注者は50cm以上高く打込む等の対応をしなければならない。

8. プラント・機械組立解体

受注者は、安定液のプラント・機械組立解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。

9. アンカー

受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。

10. 切梁・腹起し

受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。

11. 廃液処理、泥土処理

受注者は、廃液及び泥土処分する場合、関係法令等に従い処分しなければならない。

12. コンクリート構造物取壊し

受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉じん、濁水等により、第三者に被害

を及ぼさないよう施工しなければならない。

13. 装運搬処理

受注者は、装運搬処理にあたっては、第2編2-1-2-12第7項装運搬処理の規定によること。

2-1-9-8 地中連続壁工（柱列式）

1. 一般事項

受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工しなければならない。

2. 作業床

受注者は、作業床の施工にあたり、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。

3. ガイドトレーナー

受注者は、ガイドトレーナーの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。

4. ソイル壁

- (1) 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び削孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、オーバーラップ配置の場合には、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに削孔しなければならない。
- (3) 受注者は、芯材の建込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に對して垂直に建込まなければならない。
- (4) 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。

5. プラント・機械組立解体

受注者は、安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。

6. アンカー

受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。

7. 切梁・腹起し

受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。

8. 泥土処理

受注者は、廃液及び泥土（建設汚泥）処分をする場合、関係法令等に従い処分しなければならない。

9. コンクリート構造物取壊し

受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉じん、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。

10. 装運搬処理

装運搬処理にあたっては、第2編2-1-2-12第7項装運搬処理の規定によること。

2-1-9-9 路面覆工

路面覆工の施工については、第2編2-1-2-23管路路面覆工の規定によるものとする。

2-1-9-10 立坑設備工

1. 立坑内仮設階段、仮設昇降設備、天井クレーン

受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また、昇降に際しては、安全帯、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。

2-1-9-11 埋設物防護工

埋設物防護工の施工については、第2編2-1-2-22埋設物防護工の規定によるものとする。

2-1-9-12 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第2編2-1-2-24補助地盤改良工の規定によるものとする。

2-1-9-13 立坑水替工

立坑水替工の施工については、第2編2-1-2-25開削水替工の規定によるものとする。

2-1-9-14 地下水低下工

地下水低下工の施工については、第2編2-1-2-26地下水低下工の規定によるものとする。

第2章 淨水場・配水池

第1節 総 則

2-2-1-1 適用

1. 適用工種

本章は、浄水場・配水池工事における敷地造成土工、法面工、地盤改良工、本体作業土工、本体仮設工、本体建築工、構内管路工、構内道路工、擁壁工、構内植栽工、修景池工、構内附帯工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編の規定によるものとする。

第2節 敷地造成土工

2-2-2-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、敷地造成工として、掘削工、盛土工、法面整形工、発生土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1編第5章土工の規定によるものとする。

第3節 法面工

2-2-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、法面工として、法枠工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1編第4章一般施工の規定によるものとする。

第4節 地盤改良工

2-2-4-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1編第4章一般施工の規定によるものとする。

第5節 本体作業土工

2-2-5-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、本体作業土工として、掘削工、埋戻工、盛土工、法面整形工、発生土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1編第4章一般施工、第5章土工の規定によるものとする。

第6節 本体仮設工

2-2-6-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、本体仮設工として、土留・仮締切工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、補助地盤改良工、水替工、地下水低下工、仮橋・作業構台工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1編第4章一般施工の規定によるものとする。

第7節 本体建築工

2-2-7-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、本体建築工として、直接基礎工（改良、置換）、既製杭工、場所打杭工、オープケーション基礎工、ニューマチックケーション基礎工、躯体工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1編第4章一般施工、第6章無筋、鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。

第8節 構内管路工

2-2-8-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、構内管路工として、作業土工、補助地盤改良工、管路土留工、路面覆工、開削水替工、地下水位下工、管布設工、弁設置工、弁室築造工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1章管路工事の規定によるものとする。

第9節 構内道路工

2-2-9-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、構内道路工として、掘削工、発生土処理工、舗装撤去工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、第1編第4章一般施工、第5章土工の規定によるものとする。

第10節 擁壁工

2-2-10-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、擁壁工として、作業土工、補助地盤改良工、土留・仮締切工、水替工、地下水低下工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 適用規定

本節に特に定めのない事項については、共通仕様書 第10編道路編の規定によるものとする。

第3編 水道機械・電気設備工事編

第1章 機械設備工事

第1節 総則

3-1-1-1 適用

本章は、水道機械設備工事に適用する。

第2節 機械設備共通事項

3-1-2-1 システム設計

システム設計は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第150条 システム設計による。

3-1-2-2 機器等の調達

工事に必要な一切の目的物及び仮設物については、**契約図書**等において発注者が斡旋又は支給するものと定めがない限り、**契約図書**等に定める仕様に基づき受注者の責任において製作又は調達しなければならない。

受注者の機器等調達先は、受注者自社・受注者以外の他社のいずれでもよいものとする。

機器等の調達は、機種毎に次の項に上げるいずれかの実績条件を満足する機器製作者から調達しなければならない。なお、機器製作者の定義は、表1-1による。

1. 稼動実績

- (1) 稼動実績が1箇所（水道施設以外の施設でもよい。）1年間以上ある機種の機器製作者であること。
- (2) 前項を満たさない場合は、使用用途に対応する実負荷実証テストで稼働実績が四季を通じて各々20時間以上ある機種の機器製作者であること。

表1-1 機器製作者の定義

機器設計	機器製作及び機器製作者検査
機器製作者自社 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)	機器製作者自社又は協力工場 (OEMの場合、提携先会社が行うことができる。)

[注1] 協力工場とは、品質管理に係る条項を含む取引基本契約書等が締結されている会社で、恒常的に製作を行わせている工場をいう。

3-1-2-3 海外製品を使用する場合

海外製品を使用する場合は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第151条第3項 海外製品を使用する場合による。

3-1-2-4 承諾図書

1. 承諾図書

承諾図書とは、受注者が**設計図書**に記載した仕様に対し機器等を決定した製作仕様書詳細図等を含む図書である。

- (1) 受注者は、**設計図書**に基づき浄水場及びポンプ場のシステムとしての設計意図（機

能性、安全性、維持管理性等)を十分に把握し、現場実測を行ったうえで承諾図書を作成しなければならない。

(2) 受注者は、承諾図書のうち、システム設計に係る図書は、自社で設計しなければならない。

(3) 監督員が承諾した後の承諾図書は、**設計図書**を補完するものである。

2. 確認資料の添付

機器等の設計に係る承諾図書において、機器の運転・操作機能等が説明できる資料が不十分なもの、若しくは機器の性能等が資料により**確認**できないもの、あるいは機器の構造等が本工事標準仕様書(特記仕様書を含む。)に適合していない場合、監督員は、当該機器に関する不足の**確認資料**等の添付又は当該機器製作者の変更を受注者に求めることができる。なお、機器製作者を変更する場合は、受注者は監督員と協議の上、再提出を行う。

3. 承諾図書の作成内訳

第2項で**承諾**された機器等を含め、第3編3-1-4-1承諾図書の作成内訳により**承諾**を得てからでなければ、製作に着手及び施工することはできない。

4. システムの不都合箇所の処置

受注者が据付けたシステムにおいて、承諾図書で推定困難な不都合箇所(性能・各種機能・構造等)が生じた場合は、その原因を明確にし、システムの全部又は一部を受注者の責任において、変更又は改修するものとする。

5. 公害の防止等

承諾図書作成に当り、システムが公害の発生源とならないための公害防止、寒冷地、海岸等の塩害及び地震の対策を十分考慮しなければならない。

6. その他

承諾図書の**承諾**は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から**承諾**するものであり、**承諾**によって受注者の責務(契約不適合責任等)が免責又は軽減されるものではない。

3-1-2-5 材料

各種工事施工において、アスベストを原材料としていない建設資材を使用すること。なお、外国産資材を使用する際は、メーカー等が発行する「アスベストを原材料としない旨の証明書」等を提出すること。

3-1-2-6 工事写真

受注者は、工事中の写真を「附則2 水道工事写真管理基準」に基づき撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、工事完了の際、写真帳等を提出する。

3-1-2-7 完成図書等

受注者は、工事完成までに維持管理上必要な完成図書等を第3編3-1-4-2完成図書等の作成内訳及び第3編3-1-4-3完成図書表紙の様式に基づいて作成、製本し提出する。

3-1-2-8 機器の機能保持

受注者は、完成検査終了後、工事引渡しが済むまでの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

3-1-2-9 機器の表示

機器の表示は、次に定める事項を除き、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第159条 機器の表示による。

1 記載標準例

(1) 製造銘板（記載例－1）

○	排水ポンプ	○
型式 haisui-5.0		
仕様 $\phi 65 \times 5.0 \text{m}^3/\text{m} \times 10\text{m} \times 1.5\text{kw}$		
製造番号 9876-54321-01		
製造年月 平成21年10月(2009年)		
製造者名 ○○○○(株)		
○		○

(2) 工事銘板（記載例－2）

○	水中ポンプ	○
工事名 平成21年度 水中ポンプ設置工事		
仕様 $\phi 65 \times 5.0 \text{m}^3/\text{m} \times 10\text{m} \times 1.5\text{kw}$		
完成年月 平成21年10月(2009年)		
受注者名 (株)○○○		
○		○

3-1-2-10 関係指針

- 受注者は、工事の施工にあたり、次の関係指針を参考すること。
- | | |
|------------------------------------|------------|
| 水道施設設計指針 | －日本水道協会－ |
| 水道維持管理指針 | －日本水道協会－ |
| 水道施設耐震工法指針・解説 | －日本水道協会－ |
| 建築設備耐震設計・施工指針 | －国土交通省住宅局－ |
| 機械設備工事施工指針 | －日本下水道事業団－ |
| 電気設備工事施工指針 | －日本下水道事業団－ |
| 塩害対策指針（案） | －日本下水道事業団－ |
| 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル | －日本下水道事業団－ |
| 総合試運転の手引き | －日本下水道事業団－ |

3-1-2-11 組合せ試験及び総合試運転

組合せ試験及び総合試運転は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節第160条 総合試運転による。

なお、受注者は、総合試運転を行う際、浄水処理等の作業に影響が及ぶおそれがある場合、時期・期間・連絡手段などについて監督員と十分協議を行うものとする。

3-1-2-12 不具合時の措置

不具合の措置は、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第1章第2節 第161条 不具合の措置による。

3-1-2-13 他の仕様書の適用

受注者は、機械工事の中に電気、土木、建築設備等が含まれるものについては、その該当する工事の仕様に準拠して施工しなければならない。

第3節 製作・施工

機器の製作・施工は、次に定める事項を除き、「機械設備工事一般仕様書」（日本下水道事業団）第2章製作・施工による。

3-1-3-1 配管工事

1. 可撓管継手

可撓管継手（伸縮性、可撓性、防振性を兼ねる。）は、原則としてWSP 024 規格品か水道用のメーカー標準品を使用すること。

2. 仕切弁

水道管に用いる仕切弁は、原則として右廻し開、左廻し閉とする。

3. ハンドル付仕切弁

仕切弁でハンドル付のものは、ハンドルに開閉方向を明記したものを使用し、開度指示計を設けるものとする。また、弁には「開」「閉」の表示札を取り付け、散水栓のうち飲料水以外のものには「飲料不適」の表示を行う。

4. 図示記号

機器設計製作承認図のフローシート図等で表示する配管弁類の図示記号は、JIS B 0011（製図－配管の簡略図示方法）、JIS Z 8204（計装用記号）による。

5. 継手チェックシート

法兰ジの接合作業時には、受注者は第2編第1章 管路工事に基づき作業を行い、作業後に測定値を記入した継手チェックシートを作成し監督員に提出する。

3-1-3-2 塗装

1. 一般事項

使用する塗料は、鉛・クロムフリータイプを使用すること。

2. 耐薬品部・水中部の塗装

水道事業に係る耐薬品部・水中部の塗装は、表1-2による。

表1-2 塗装基準

塗装系	施工場所	工程	塗料名	標準膜厚 (μ m)	塗装間隔
					夏(30°C)、冬(5°C)
エポキシ樹脂系	耐薬品部 ・水中部	第1層(下塗)	ジンクリッヂペイント(有機)	75	1D～6M
		第2層(下塗)	JWWA K 135、JWWA K 157 エポキシ樹脂塗料	100	1D～7D、2D～7D
		第3層(中塗)	JWWA K 135、JWWA K 157 エポキシ樹脂塗料	100	1D～7D、2D～7D
		第4層(上塗)	JWWA K 135、JWWA K 157 エポキシ樹脂塗料	100	1D～7D、2D～7D

[注1]エポキシ樹脂塗料は5°C以上で塗装する。

[注2]JWWA K 135、K 157エポキシ樹脂塗料を上水、浄水配管及びH:時間、D:日、M:月 用する場合は、塗装終了後、乾燥時間には十分注意をすること。

[注3]その他の水道用塗料（水道施設の技術的基準を定める省令の規定に適合したものに限る。）を使用してもよい。

3. 塗装色

塗装の種類、仕上げ色、配管色、流れ方向表示、管名称等の記入は、表1-3による。

ただし、既設との取合いのある箇所については、監督員と十分協議のうえ行う。

表1-3 標準塗装色

被塗装物（機器、材料、配管等）	塗装色		備考
	色票番号	マンセル値	
主ポンプ設備	ポンプ本体	E65-80H	5B8/ 4
	軸継手	E09-50X	10R5/14
	電動機	E65-80H	5B8/ 4
	液体抵抗器	E65-80	5B8/ 4
主配管	原水	E39-60L	10GY6/ 6
	未ろ過水（沈でん水）	E39-80H	10GY8/ 4
	給水	E69-50T	10B5/10
	排水（洗浄排水、上澄水）	E17-70L	7.5YR7/ 6
	排泥	E17-50L	7.5YR5/ 6
薬品注入配管・注入設備	次亜塩素酸ナトリウム 配管、貯槽、注入ポンプ	E22-85H	2.5Y8.5/ 4
	ポリ塩化アルミニウム 配管、貯槽、注入ポンプ	E49-50H	10G5/ 4
	高分子凝集剤配管、貯槽、注入ポンプ	E85-80D	5P8/ 2
	活性炭（スラリ） 配管、貯槽、注入ポンプ	EN-40	N-4
	硫酸配管、貯槽、注入ポンプ	E12-60X	2.5YR6/14
	圧油・貯油槽	E09-50X	10R5/14
その他の設備	受・給水槽	E65-80H	5B8/ 4
	搅拌機類	E65-80H	5B8/ 4
	コンペア類	E55-60B	5BG6/ 1
	クレーン	E65-80H	5B8/ 4
	電動弁	E65-80H	5B8/ 4
	配管架台	E55-60B	5BG6/ 1
	自家発排気管		シルバー
	ケーブルダクト	E22-70B	2.5Y7/ 1
	ケーブルラックサポート	E55-60B	5BG6/ 1
	屋内点検架台	E39-80H	10GY8/ 4
その他	屋外点検架台		シルバー
	指示のない機器・架台類	E65-80H	5B8/ 4
	燃料用油類	E07-40X	5R4/14
	油圧装置用油	E09-50X	10R5/14
	文字及び矢印	CN-10 or CN-95	N1 or N9.5
			黒 白
			使用する液体による 指定色にて文字及び 方向矢印を指示する ことがある。

塗装方法

- [注1] 当該配管の上塗り層は本表の仕様により塗装すること。ただし、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管、ステンレス管等で、塗装が困難又は行わない場合には、要所にリング状の色識別を施す。
- [注2] 工事に含む電気設備機器・材料（電動機を除く。）については、「第3編第2章 電気設備工事」に準拠する。なお、電線管については、監督員との打合せを行うものとする。
- [注3] 基準によれないものについては、監督員との協議による。

第4節 その他資料

3-1-4-1 承諾図書の作成内訳

1. 機器設計製作図書の承諾願に関するもの

(1) システム設計に係る承諾図書

システム設計に係る承諾図書は、設計図書に準拠するものとし、提出範囲は、機器製作仕様書、フローシート、全体平面図、配置平面図、配置断面図、基本設計、計算に関する図書、その他、監督員が必要とするものとする。

(2) 機器等の設計に係る承諾図書

承諾図書は、外観、構造（概略）、材質、主要寸法、据付けの状態等が明確に表示されたもので、運転・操作機能が十分説明されたものでなければならない。性能等については、設計計算書又は既存の設備等により確認できる資料を添付する。

(3) 機器設計製作図書の詳細

- ① 全体平面図：発注図面に対するもの及び細部図
- ② 配置平面図：発注図面に対するもの及び細部図
- ③ 配置断面図：発注図面に対するもの及び細部図
- ④ フローシート：各系統又は各装置に必要とするもの
- ⑤ 機器詳細図：主要構造図（材質、数量等を明示）
- ⑥ 機器製作仕様書：名称、形式規格、仕様、メーカー名、台数等
- ⑦ 配線・結線図：各機器
- ⑧ 主要機器設計計算書：容量、動力負荷、主要部等の設計計算書、水位関係図（必要な場合）
- ⑨ 運転操作説明書：各機器の運転操作について記入（主要機器は、非常時等の安全対策を含む。）
- ⑩ 工事名盤製作図：主機名称仕様について記入
- ※ 主要機器等基礎・架台とは、機器を据付ける機械基礎、加圧脱水機等の鋼製基礎架台、配管等のトラス構造の自立架台などをいう。

2. 施工設計図書の承諾願に関するもの

(1) 軸体、基礎及び据付

軸体、基礎及び据付に係る承諾図書は、原則として「機械設備工事施工指針」（日本下水道事業団）の標準基礎図に基づいて軸体の現状と据付ける機器等の基礎（配置図、はつり図、配筋図、アンカー施工図、箱抜図、コンクリート打設等）の関係が明確にされた施工図、主要機器の基礎設計書及び耐震計算書を提出すること。なお、安全性、維持管理性等については、十分検討を加え承諾図書を作成しなければならない。

(2) 配管等

配管等は、必要箇所（機器廻り、曲り部、T字部等）を配管図、サポート図、基礎図等により他の施設との関連を明確にし、維持管理上の不具合等のないことを確認できる承諾図書を作成する。

(3) その他

設計図書に明記なき事項及び安全性、維持管理性等については、十分検討を加え承諾図書を作成しなければならない。なお、施工に係る承諾図書に明記のない施工要

領、工法（既製コンクリート部のはつり、配管の開孔等）については、事前に監督員の承諾を得るものとする。

（4）機器設計製作図書の詳細

- ① 機器基礎図：配置図、はつり図、配筋図、アンカー施工図
- ② 基礎設計書：主要機器の基礎設計書（基礎ボルトの耐震計算を含む）
- ③ 鋼製加工品設計書：主要架台の設計書
- ④ 配管施工図：配管図（建築附帯のダクト・照明図示）、サポート図、基礎図、スケルトン及び主要材料比較表
- ⑤ 塗装仕様書・防錆防露保温仕様書：機器、配管ごとに記入。ケレンの仕様についても記入。

※ 材料等の変更の必要があるときは、監督員と打合せ等を行わなければならない。

3-1-4-2 完成図書等の作成内訳

番号	図書名	規格	部数	内容
1	完成図書	A4版 4版 製本 ／ 折り 込み	2部	<p>1 工事概要及びアフターサービス体制</p> <p>2 機器設計製作承諾図の完成時のもの</p> <p>　　機械：全体平面図</p> <p>　　配置平面図</p> <p>　　配置断面図</p> <p>　　フローシート</p> <p>　　機器詳細図</p> <p>　　機器製作仕様書</p> <p>　　配線・結線図</p> <p>　　電気：単線結線図</p> <p>　　システム構成図</p> <p>　　全体フローシート</p> <p>　　制御電源系統図</p> <p>　　機器図及び機器製作仕様書</p> <p>　　制御展開接続図</p> <p>3 施工承諾図の完成時のもの</p> <p>　　機械：機器基礎図</p> <p>　　配管施工図</p> <p>　　電気：配線ルート図</p> <p>　　埋設配管図</p> <p>　　装柱図</p> <p>　　接地系統図</p> <p>　　機器配置図</p> <p>　　ケーブルルピット図</p> <p>　　計装機器取付詳細図</p> <p>4 検査試験成績表</p> <p>5 機器取扱い説明書</p> <p>6 運転操作に関する説明書</p> <p>7 官公庁等申請書類</p> <p>8 その他特記仕様書、監督員が指示するもの。</p>
2	工事写真			「附則2 水道工事写真管理基準」による。

[注1] 完成図書の厚さは、80mm程度とし、それ以上は分冊する。

[注2] 表紙の様式は3-1-4-3完成図書表紙の様式による。

3-1-4-3 完成図書表紙の様式

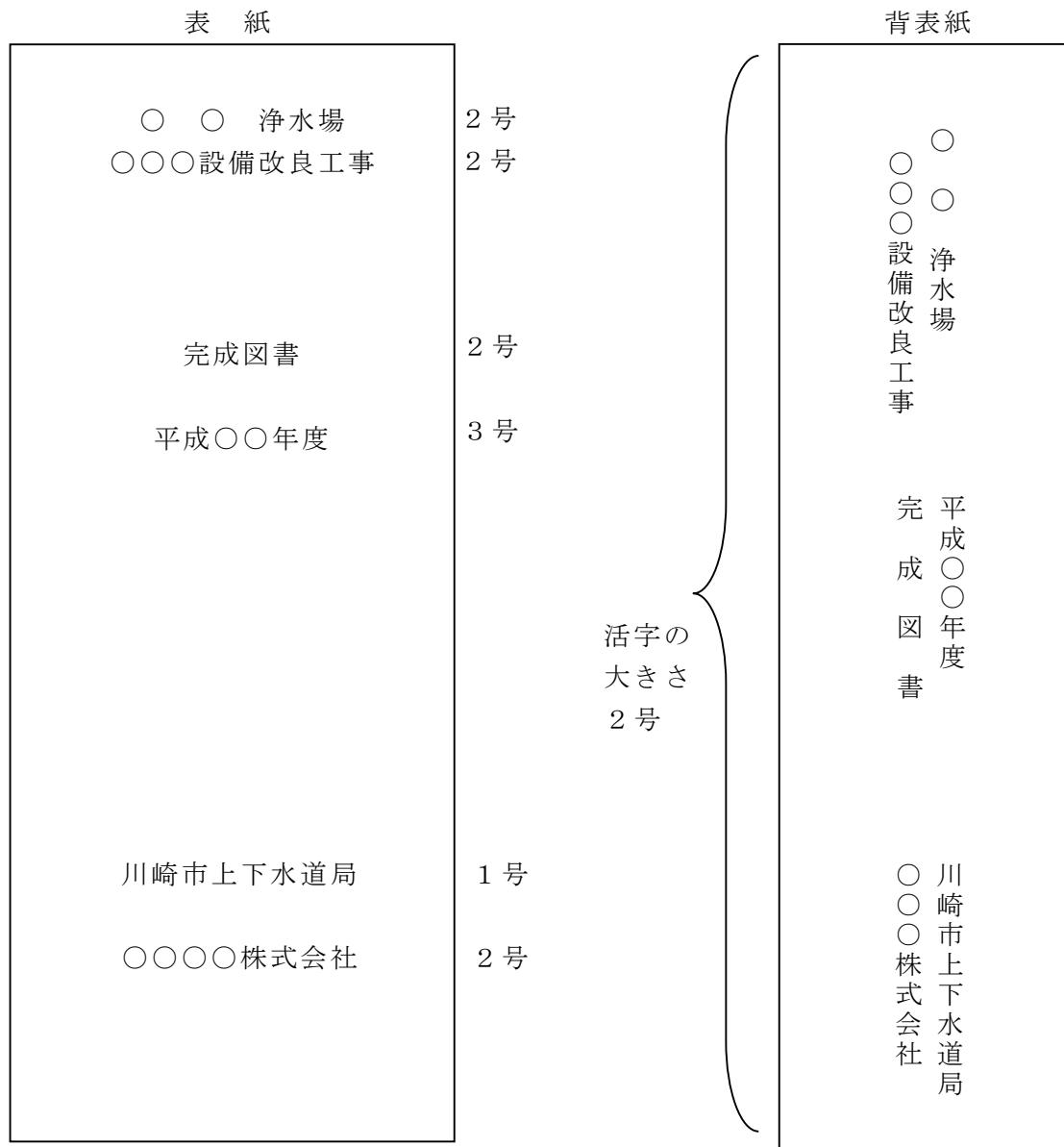
1. 体裁

市販事務ファイル（2穴パイプ式厚型ファイル）

2. 形式

(1) 表紙・背表紙の書体は、明朝体とする。

(2) 表紙・背表紙の文字の大きさは、原則として次のとおりとする。



(3) 活字の大きさは、原則として次のとおりとする。

- ① 1号 : 9.664mm
- ② 2号 : 7.379mm
- ③ 3号 : 5.325mm

(4) 年月は完成時とする。

(5) 分冊時の内容等は、綴られている図面等がわかるような標記とする。

例: 展開接続図、機器関係、取扱説明書

第2章 電気設備工事

第1節 総 則

3-2-1-1 適用

本章は、水道電気設備工事に適用する。

第2節 電気設備共通事項

3-2-2-1 規格、指針等

受注者は、工事の施工にあたり、次の関係規格、指針等を参照すること。

電気設備に関する技術基準を定める省令

日本産業規格（JIS）

電気学会電気規格調査会規格（JEC）

日本電機工業会規格（JEM）

日本電線工業会規格（JCS）

日本照明器具工業会規格（JIL）

電池工業会規格（SBA）

日本電力ケーブル接続技術協会規格（JCAA）

日本内燃力発電設備協会規格（NEGA）

日本計量機器工業連合会規格（JMIF）

工場電気設備防爆指針〔ガス蒸気防爆（2006）、粉じん防爆〕

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）

電気技術規程（JEAC）〔高圧受電設備規程〕、〔内線規程〕

日本電気制御機器工業会規格（NECA）

電力会社で定める約款

その他関連法令、条例及び規格

3-2-2-2 事前調査

受注者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握の上、工事を施工しなければならない。

3-2-2-3 システム設計等

1. 一般事項

システム設計とは、設計図書に基づく確認・検討・調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（土木・建築・機械設備等）との取り合い確認、機器名称統一を経て、施設に合った最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的に据付けるまでに係る技術的な検討をいう。（システム仕様書、システム構成図、フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管・配線図等の作成を含む。）

2. システムの検討

受注者は、土木・建築等の構造物、機械設備並びに既設電気設備等の事前調査を十分に行った上で、当該施設の処理方法及び次の技術的検討事項等をふまえ、プラントとして当該施設に最適なシステム設計を行い、監督員に提案・承諾を得ること。

(1) 信頼性

- ① 機器は、その性能、信頼性を長期に渡って維持し、保守用部品等の確保ができる製品を使用する。ただし、汎用品は除く。
- ② バックアップ、機能分散を十分考慮したシステムとする。
- ③ 制御電源（直流電源、UPS電源、商用電源）は、用途、目的に応じて区分するとともに対象設備ごとに適正に分割する。

(2) 安全性

- ① フェイルセーフを十分考慮したシステムとする。
- ② 火災、感電事故の防止を考慮した機器・材料とする。
- ③ 誤操作の防止を考慮した機器とする。
- ④ 耐震設計、耐震施工を行う。
- ⑤ 防水処理、機器配置、防水区画等の浸水対策を行う。
- ⑥ 防煙・防火処理、焼損波及、防火区画等の火災対策を行う。

(3) 操作性

- ① 容易で、誤操作のない確実な運転操作方法とする。
- ② 自動化、省力化を十分考慮した運転操作方法とする。

(4) 拡張性

- ① 増設計画を取り入れた機器の製作を行う。
- ② 増設計画を取り入れた機器配置、配電制御経路・空間とする。
- ③ 増設時の設備休止により、プラント全体に支障を及ぼさないシステムとする。

(5) 維持管理性

- ① 互換性を考慮した機器とすること。
- ② 点検頻度の少ない機器とし、保守点検が容易となるように配置する。
- ③ できる限り汎用品を採用したシステムとすること。
- ④ 更新時の設備休止により、プラント全体に支障を及ぼさないシステムとする。

(6) 地域特性・環境対策

- ① 寒冷地・高温地、積雪地、雷多発地、海浜地等の地域特性を把握した上で、機器・材料の機能、容量の選定等を行う。
- ② 腐食ガス、温度、湿度等の設置環境を把握した上で、機器・材料の選定を行い最適な設置位置とする。

3. 監視制御装置

監視制御装置からの操作応答時間は、アンサーを含めて運転操作の迅速性が確保される時間（3秒程度）とする。また、表示応答時間（次の画面へ表示を開始するまでの時間）は、1秒程度とする。ただし、場外等を経由するものは除く。

4. 機能増設

機能増設にあたっては、第2項のほか、既設設備との互換性、拡張性等に支障を生じない機器を選定し、一つの維持管理システムの関係を構築する。

5. 承諾図書

- (1) 受注者は第2項の承諾を得た提案システム設計に基づき、承諾図書を作成し承諾を得てから製作、施工に着手すること。なお、承諾図書の作成内訳は、3-1-4-1 承諾図書の作成内訳のとおりとする。

- (2) 設計図書等で定められている仕様は原則として変更を認めないが、やむを得ず仕様変更する必要がある場合は事前に承諾を得なければならない。なお、契約変更が必要と認められた場合、契約約款に基づき契約変更を行う。
- (3) 承諾図書作成にあたり、特記仕様書で明示する機器、材料、プラントについては公害の発生源とならないための対策を十分考慮すること。

6. 容量計算書等

- 受注者は監督員と協議して、次に示す各種容量計算書等を提出しなければならない。なお、計算方法については、「水道施設設計指針」（日本水道協会）等に準じること。
- (1) 受変電設備
保護協調、変圧器容量、コンデンサ容量
 - (2) 発電設備
発電機容量、空気槽・蓄電池容量、換気量、騒音、負荷バランス、防油堤、燃料槽、燃料小出槽
 - (3) 直流電源設備
UPS 容量、蓄電池容量、整流器容量
 - (4) 運転操作設備
汎用インバータ容量等選定根拠
 - (5) 計装設備
計測スパンの決定根拠、流量計等の口径選定根拠等
 - (6) 監視制御設備
処理速度の検討、CPU 容量等
 - (7) 共通事項
耐震計算、高調波対策検討、電線・ケーブル選定根拠、各種電線路選定根拠
 - (8) その他監督員が指示するもの

3-2-2-4 材料

各種工事施工において、アスベストを原材料としていない建設資材を使用すること。なお、外国産資材を使用する際は、メーカー等が発行する「アスベストを原材料としない旨の証明書」等を提出すること。

3-2-2-5 工事写真

受注者は、工事中の写真を「附則 2 水道工事写真管理基準」に基づき撮影すること。提出にあたっては、工事完了の際、写真帳等を提出すること。なお、工事途中でも提出できるよう常備すること。

3-2-2-6 完成図書等

受注者は、工事完成までに維持管理上必要な完成図書等は、第 3 編 3-1-4-2 完成図書等の作成内訳及び第 3 編 3-1-4-3 完成図書表紙の様式に基づいて作成、製本し提出する。

3-2-2-7 現場試験

現場試験は、当該工事で施工される据付・組立・加工・調整等の部分について行う試験であり、単体調整と組合せ試験とからなる。「単体調整」とは、据付完了後の機器単体（材料を含む）動作確認、調整及び試験をいい、「組合せ試験」とは、機器間（材料も含む）の良好な動作及び機能的関連等を確認するために、負荷をかけずに行う各種試験である。

験のことをいう。現場試験の内容等は、「電気設備工事必携」（日本下水道事業団）に準拠し、監督員の指示により行うこと。

3-2-2-8 機器の機能保持

受注者は、完成検査終了後、工事引渡しが済むまでの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

3-2-2-9 総合試運転

1. 一般事項

総合試運転の有無については、特記仕様書による。

- (1) 総合試運転が含まれていない場合、総合試運転が他工事に含まれる場合は、その工事の受注者及び監督員と期間・費用負担等協議の上、総合試運転の実施に協力しなければならない。
- (2) 総合試運転が含まれている場合の実施は次による。

2. 実施内容

- (1) 設備及び機器の連携運転による機能・維持管理性の確認及び調整
- (2) 発注者及び維持管理職員に対する運転操作、保守点検方法等の基礎的指導
- (3) その他監督員の指示によるもの

3. 実施方法

- (1) 受注者は、原則として、総合試運転開始前に早期に工事が完成した各設備機器の機能回復調整、単体調整（保護装置の動作試験等）、組合せ試験（機器盤間の試験等）が完了した後に総合試運転を実施すること。
- (2) 総合試運転の適用範囲及び実施期間は、特記仕様書による。なお、実施期間における運転時間は、「総合試運転の手引き」（日本下水道事業団）に準拠する。
- (3) 総合試運転期間中に発生した故障、不良箇所等は監督員との協議の上で改修又は再調整を行い、再度試運転の上、機能の確認を行う。
- (4) 受注者は、総合試運転を行う際、施設の運転等に影響が及ぶ場合、時期、期間、連絡手段等について監督員と十分協議を行うこと。
- (5) その他、「総合試運転の手引き」（日本下水道事業団）に基づき、監督員の指示により行うこと。

4. 総合試運転関係書類の提出

受注者は、「総合試運転の手引き」（日本下水道事業団）に準拠し、次の書類を提出すること。また、必要に応じて説明を行わなければならない。

- (1) 総合試運転を行うための「総合試運転実施要領書」については、監督員と十分協議を行い作成すること。
- (2) 総合試運転期間中には、「総合試運転日報」・「総合試運転機器運転報告書」又は必要により「総合試運転故障・補修・調整完了報告書」を提出する。
- (3) 総合試運転完了時は、「総合試運転実施報告書」を提出する。
- (4) その他監督員が指示するもの。

3-2-2-10 その他

1. 工程会議及び打合せ会議

受注者は、監督員が主催する当該会議に必ず出席し、設計、施工についての打合せ会議の議事録を会議のつど指定の部数提出すること。なお、会議において仕様書、図面の

変更及び解釈の変更がなされた場合は、当該部分についての変更資料を提出すること。

2. 運搬

機器等の運搬は、慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、運搬中に路面あるいは第三者に損傷を与えた場合、屋内搬入時に構造物等に損傷を与えた場合は、すべて、受注者の責任において対処すること。

第3節 機 器

機器は、特記仕様書、図面及び「電気設備工事一般仕様書・同標準図」（日本下水道事業団）第1編第2章～第10章、第2編機器標準図及び第3編施工標準図に準拠して製作する。

第4節 機材・施工

機材・施工は、次に定める事項を除き、「電気設備工事一般仕様書・同標準図」（日本下水道事業団）第1編第11章 機材及び第12章 施工による。

1. 機材

ケーブル・電線は、原則として環境配慮型を使用すること。

2. 塗料

使用する塗料は、鉛・クロムフリータイプを使用すること。

第5節 その他資料

承諾図書の内訳、完成図書等の作成内訳、完成図書表紙の様式は、第1章第4節 その他資料による。

第4編 水道建築工事編

第1章 建築工事

第1節 総 則

4-1-1-1 適用 (1.1.1) (1.1.8) 【1.1.1】

1. 適用範囲

本章は、建築物等の新築（改築を含む。）、増築及び改修に係る建築工事に適用する。

2. 設計図書及び適用の優先順位

建築工事における設計図書は次の(1)から(5)にあげるものとし、現場内に常備すること。

また、全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとする。

(1) 質問回答書 ((2)から(5)に対するもの)

(2) 特記仕様書 (図面記載のもの及び別冊書を含む。)

(3) 契約図面

(4) 標準仕様書 (本仕様書)

(5) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「公共建築工事標準仕様書」という。）

「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「公共建築改修工事標準仕様書」という。）（改修工事に限る。以下同じ。）

なお、「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」の内容を解説した技術的参考書として、「建築工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「建築改修工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）があり、必要により参照するものとする。

3. 本章の構成

本章は「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」に定められた各事項について追加、補足等の補完をしたものである。

本編の構成における、見出し欄右の（○.○.○）は「公共建築工事標準仕様書」の該当見出し番号を示し、【○.○.○】は「公共建築改修工事標準仕様書」の該当見出し番号を示す。

第2節 建築共通事項

4-1-2-1 書面の書式及び取扱い (1.1.5) 【1.1.5】

工事関係の提出書類は、「公共建築工事特則仕様書（建築工事編・川崎市まちづくり局施設整備部）」（以下「特則仕様書」という。）の別記4「工事関係書類提出リスト」を参考とし、様式等の詳細は監督員からの指示による。

なお、電子提出書類の提出方法については、「工事書類電子化試行マニュアル」（川崎市まちづくり局施設整備部）を参考とし、詳細は監督員からの指示による。

4-1-2-2 協議の結果処置 (1.1.8(3)) 【1.1.8(3)】

「設計図書の訂正又は変更に至らない事項」とは、部品、部位相互間の収まり、取合の調整又は工法等の関係で、材料、寸法、取付位置、取付方法等の軽微なものをいう。

4-1-2-3 火災保険等

1. 川崎市上下水道局工事請負契約約款第58条に定める保険

約款第58条に定める保険は、次に掲げる保険とする。ただし、当該保険の対象工事がない場合はこの限りでない。

- (1) 火災保険
- (2) 建設工事保険
- (3) 土木工事保険
- (4) 貨物運送保険
- (5) 組立保険
- (6) 請負業者賠償責任保険
- (7) 労働災害総合保険（使用者賠償委任保険、法定外補償保険）

2. 保険期間

保険期間は、原則として着手期限の日から工事完成期限後 14 日までとする。

3. 保険金額

- (1) 第1項の(1)から(3)の保険の保険金額は、契約金額とする。
- (2) 第1項の(4)から(7)の保険の保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とする。

4-1-2-4 工事関係図書（工事写真）（1.2.4）【1.2.4】

工事写真的撮影方法は、「營繕工事写真撮影要領」及び「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）」（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による。

4-1-2-5 工事現場管理（施工中の安全確保）

現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具（フルハーネス型）の着用は、「墜落制止用器具の規格」（厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具とする。

4-1-2-6 材料（1.4.5）【1.4.5】

1. 材料の検査に伴う試験

試験機関により試験を行う場合は、原則として、当事者と利害関係のない第三者（公的試験）機関とし、これら以外で検査を行う場合は、監督員の承諾を受けること。

2. アスベスト

各種工事施工において、アスベストを原材料としていない建設資材を使用すること。なお、外国産資材を使用する際は、メーカー等が発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」等を提出すること。

3. ホルムアルデヒド

「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」において、ホルムアルデヒド放散量の記載されている材料については原則として使用材料のSDS（安全データシート）を監督員に提出し、施工方法や使用方法について検討すること。

4-1-2-7 施工（地盤改良土等の土質試験について）

山留め（SMW等）や地盤改良、舗装等の工事及び改良土の再利用においてセメント及びセメント系固化材を使用する場合は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（国土交通省技術調査課監修）により、土質試験を実施し、土壤環境基準以下であることを確認すること。

4-1-2-6 完成図等（提出物品等）（1.7.1）【1.8.1】

完成図、提出図書類その他の物品等については、「特則仕様書」の別記4「工事関係書類提出リスト」を参考とし、様式及び詳細については監督員からの指示による。

また、完成図及び提出図書類の形式等は、「特則仕様書」の該当項目による。

第3節 各種工事

4-1-3-1 仮設工事

1. 足場その他 (2.2.4) 【2.2.1】

工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。

2. 工事機械器具

工事機械器具は、故障、危険等のないよう常に手入れすること。特に、電気使用において危険度の高い移動用工事機器類には、原則として、漏電遮断器を使用すること。

4-1-3-2 土工事

「特則仕様書」の該当項目による。

4-1-3-3 地業工事

「特則仕様書」の該当項目による。

4-1-3-4 コンクリート工事

「特則仕様書」の該当項目による。

4-1-3-5 防水工事

「保証期間」については、「特則仕様書」の該当項目による。

4-1-3-6 ユニット及びその他工事

「特則仕様書」の該当項目による。

4-1-3-7 補装工事

「特則仕様書」の該当項目による。

第2章 建築附帯機械・電気設備工事

第1節 総 則

4-2-1-1 適用 (1.1.1) 【1.1.1】

1. 適用範囲

本章は、建築物等の新築（改築を含む。）、増築及び改修に係る機械設備工事及び電気設備工事に適用する。

2. 設計図書及び適用の優先順位

建築附帯設備工事における設計図書は次の(1)から(5)にあげるものとし、現場内に常備すること。

また、全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとする。

- (1) 質問回答書 ((2)から(5)に対するもの)
- (2) 特記仕様書 (図面記載のもの及び別冊書を含む。)
- (3) 契約図面
- (4) 標準仕様書 (本仕様書)
- (5) その他

① 建築附帯機械工事

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」という。）

「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」という。）

「公共建築工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
なお、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」の内容を解説した技術的参考書として、「機械設備工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）があり、必要により参照するものとする。

② 建築附帯電気工事

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」という。）

「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」という。）

「公共建築工事標準図（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
なお、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」の内容を解説した技術的参考書として、「電気設備工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）があり、必要により参照するものとする。

3. 本章の構成

本章は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」に定められた各事項について追加、補足等の補完をしたものである。

本編の構成における、見出し欄右の (O. O. O) は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」若しくは「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」の該当見出し番号を示し、【O. O. O】は「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」若しくは「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」の該当見出し番号を示す。

備工事編)」の該当見出し番号を示す。

第2節 建築附帯設備共通事項

4-2-2-1 協議の結果処置 (1.1.8(3)) 【1.1.8(3)】

「設計図書の訂正又は変更に至らない事項」とは、部品、部位相互間の收まり、取合の調整又は工法等の関係で、材料、寸法、取付位置、取付方法等の軽微なものをいう。

4-2-2-2 火災保険等

1. 川崎市上下水道局工事請負契約約款第58条に定める保険

約款第58条に定める保険は、次に掲げる保険とする。ただし、当該保険の対象工事がない場合はこの限りでない。

- (1) 火災保険
- (2) 建設工事保険
- (3) 土木工事保険
- (4) 貨物運送保険
- (5) 組立保険
- (6) 請負業者賠償責任保険
- (7) 労働災害総合保険（使用者賠償委任保険、法定外補償保険）

2. 保険期間

保険期間は、原則として着手期限の日から工事完成期限後14日までとする。

3. 保険金額

- (1) 第1項の(1)から(3)の保険の保険金額は、契約金額とする。
- (2) 第1項の(4)から(7)の保険の保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とする。

4-2-2-3 工事関係図書 (1.2.4) 【1.2.4】

工事写真の撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「工事写真撮影ガイドブック（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）若しくは「工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

4-2-2-4 発生材の処理等 (1.3.9) 機械設備工事【5.1.1】、【5.1.2】 電気設備工事【1.9.1】

- (1) 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の処分においては、リサイクル処分とする。
- (2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)の混入等が確認された機器（トランス、コンデンサ、照明器具安定器等）を撤去または取替えをする場合、また、取扱いは、次の関係法令等による。
 - ① 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日 法律第65号）
 - ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第137号）
 - ③ 「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正管理の手引き」（環境省生活環境部廃棄物指導課）
- (3) ポリ塩化ビフェニル(PCB)の取扱いについて
 - ① トランス、コンデンサは、ラベルを添付し、「PCB保管箱・PCB保管容器」等の容器に入れ、掲示板と共に施設所有者に引き渡す。
 - ② 照明器具安定器は、密封できる容器に入れ、ラベルを添付し、掲示板と共に施設所有者に引き渡す。
※ラベル及び掲示板の製品は、（一般社団法人）日本電気協会及び地方電気協会にて販売
- (4) ニッカド電池等小型二次電池については、電池メーカー・機器メーカーなどの無償回収制度等を利用する。

4-2-2-5 電気保安技術者 (1.3.2) 【1.3.2】

当該設備工事における電気工作物の工事を行うにあたり、監督員の指示があった場合は、監督員の承諾を受けた電気保安技術者（委託業務者を含む）を配置すること。

4-2-2-6 材料 (1.4.2) 【1.4.2】

各種工事施工において、アスベストを原材料としていない建設資材を使用すること。なお、海外産資材を使用する際は、メーカー等が発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」等を監督員に提出すること。

4-2-2-7 完成図等 (1.7.1) 機械設備工事【1.8.2】 電気設備工事【1.11.1】

完成図の出力用紙は普通紙とし、用紙サイズは設計図面に準ずるものとする。

完成図書は、第3編3-1-4-2完成図書等の作成内訳及び第3編3-1-4-3完成図書表紙の様式に準じて作成、製本し提出する。

附則 1 水道工事施工管理基準

目 次

第1章 総 則-----	附1-1
1 一般事項-----	附1-1
1-1 目的-----	附1-1
1-2 適用-----	附1-1
1-3 構成-----	附1-1
1-4 管理の実施-----	附1-1
1-5 管理項目及び方法-----	附1-1
1-6 規格値（基準値）-----	附1-2
1-7 是正措置-----	附1-2
1-8 その他-----	附1-2
第2章 水道土木工事編-----	附1-3
1 出来形管理基準-----	附1-3
1-1 出来形管理基準適用の留意点-----	附1-3
1-2 各工種及び測定項目等-----	附1-3
1-3 出来形管理基準表-----	附1-4
2 品質管理基準-----	附1-9
2-1 品質管理基準適用の留意点-----	附1-9
2-2 各工種及び試験（測定）項目等-----	附1-9
2-3 品質管理基準表-----	附1-10
第3章 水道機械・電気設備工事編-----	附1-13
1 出来形及び品質管理基準-----	附1-13
2 他の基準の準用-----	附1-13

第1章 総則

1 一般事項

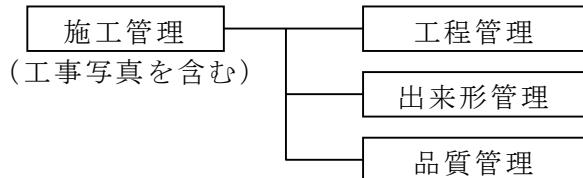
1-1 目的

この水道工事施工管理基準は、水道工事標準仕様書第1編1-1-28（施工管理）に規定する施工管理について、その基準を定めるものである。この管理基準は、水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

1-2 適用

- (1) この管理基準は、川崎市上下水道局が発注する水道事業及び工業用水道事業に係る請負工事（以下「水道工事」という。）について適用する。
ただし、水道建築工事においては、水道工事標準仕様書第4編（水道建築工事編）による。
- (2) 設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。
- (3) 工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない項目については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- (4) 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者等の定める基準によらなければならない。

1-3 構成



1-4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画を定めるものとする。
- (2) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を「附則2 水道工事写真管理基準」により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

1-5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて、工程表等を用いて適切な工程管理を行うものとする。

ただし、緊急工事または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を本基準で定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を本基準で定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

1-6 規格値（基準値）

受注者は、本基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値（基準値）を満足しなければならない。

1-7 是正措置

(1) 工程管理

受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れを生じたときは直ちに原因を究明し、改善策を立案して、監督員と協議しなければならない。

(2) 出来形及び品質管理

受注者は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示して、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図らなければならない。

また、受注者は、測定（試験）値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策をたて、監督員に報告の上、その指示を受けなければならない。

1-8 その他

本基準によりがたい場合は、事前に監督員と協議するものとする。

第2章 水道土木工事編

1 出来形管理基準

1-1 出来形管理基準適用の留意点

- (1) この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って各工事においては、原則として、起・終点及び各測点(No.)ごとの測点管理を行い、その内から各工種の測定基準により出来形管理表等を作成するものとする。
- (2) 延長で管理するもののうち施工延長が40m以下のものについては、1施工単位当たり2箇所を測定しなければならない。
- (3) 基準高の表示：次頁以降の適用欄に図示した△印の位置を基準高としなければならない。
- (4) 管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。
- (5) 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。
- (6) 本出来形管理基準以外の出来形管理については、「川崎市土木工事施工管理基準」に準拠するものとする。

基準高さの例

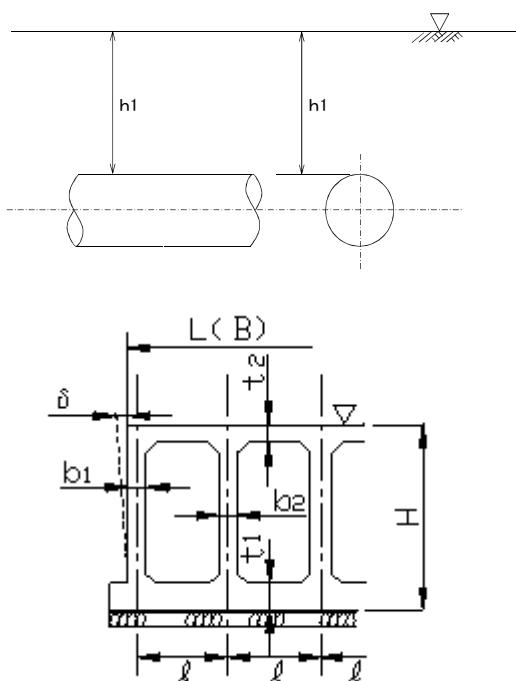


図 基準高さ参考断面

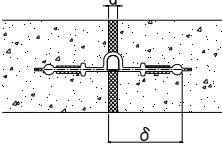
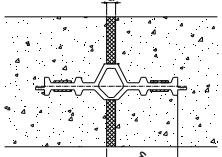
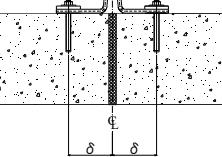
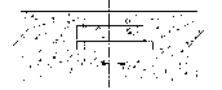
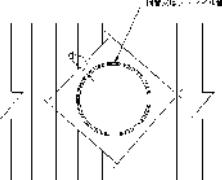
1-2 各工種及び測定項目等

受注者は、出来形管理に当たっては、設計数量及び規格との整合性について、適切な管理を行わなければならない。

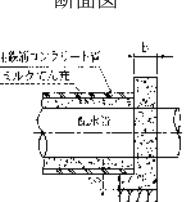
1-3 出来形管理基準表

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
項目	測定項目			
1 管布設工事	布設	土被 (h ₁)	±30	延長 40m 毎に 1箇所の割合で測定する。
		占用位置 (S ₂)	±30	一般部は延長 40m 毎に標準的な位置で 1箇所測定する。占用位置変化点、伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。
	管防護	コンクリート断面 (A・B・C・L・H)	幅 -30 厚さ -20	実施箇所毎に測定する。 設計図等で寸法が確認できない場合、監督員と協議する。
		管下高 (h)	±50	
2 付属設備工事	消火栓※	カップリング位置 (h)	GL-200±50	実施箇所毎に測定。
	急速空気弁	カバー位置 (h)	GL-400±50	実施箇所毎に測定。
	双口空気弁	スピンドル位置 (a)	弁類の芯から 管軸方向±30	実施箇所毎に測定。
	仕切弁	スピンドル位置 (a)	弁類の芯から 管軸方向±30 管直角方向±30	実施箇所毎に測定。 (500 mm以上の仕切弁については、設計図等で寸法が確認できない場合、監督員と協議する。)
	鉄蓋	鉄蓋位置 (c)	擦り付け 路面から 0~+10 擦り付け勾配 (i = 3%程度)	実施箇所毎に測定。
				車両の進行方向と逆に 蓋が開くように設置。

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
項目	測定項目			
トコトシイ 3(一)管塗装工事	熱収縮 オーチューヨジ 又は トシ 面外	工場塗装と重ね長さ	50 以上	実施箇所毎に測定。
		シートの円周方向の重ね長さ	50 以上	
	水槽樹脂塗用液状エポキシ	塗装膜	0.5 以上	塗装の厚さの検査は、電磁式微厚計又は他の適切な測定器具により測定する。ただし、測定する箇所は円周方向に任意の4点、管軸方向に3000 mm間隔とする。
物構造設施道水 トリクン 4(一)構造物	1 各部材の寸法	基準高 (▽)	±25	1 ブロック当たり 3~5 箇所測定する。
		壁体の鉛直のずれ (δ)	±30	1 面につき 2~3 箇所測定する。
		支間寸法 (l)	+30 -25	1 ブロック当たり、総支間数の 1/20 の割合で測定する。
		断面寸法 柱・桁及び類似部材の断面寸法又は壁、床版、頂版及び類似部材の厚さ (b ₁ ・b ₂ ・t ₁ ・t ₂)	規定寸法の 2%以内及び+10 -5	① 柱・桁類 1 ブロック当たり、総数の各 1/10 の割合で測定する。 ② 壁類 1 ブロック当たり、総壁枚 (面) 数の各 1/10 の割合で測定する。 ただし、側壁は 1 面につき 2~3 箇所測定する。 ③ 床版・頂版類 1 ブロック当たり 3~5 箇所測定する。
		平面長 (L・L ₁ ・B・B ₁)	規定寸法の ±1/1000	① 1 ブロックの縦・横方向の各 2 箇所測定する。 ② 1 池 (区画) の全長の縦・横方向の各 2 箇所測定する。
		高さ (H)	±25	1 ブロック当たり 3~5 箇所測定する。
	2 仕上がり面	平坦性 (α) (床版・頂版) コテ仕上げ	±5	直線定規等を 3m 区間に当てて測定したとき。 施工規模に応じて、50~200 m ² に 1 地点。

測定対象			規格値 (mm)	測定基準	摘要
項目	測定項目				
4 物構造道水 ト ト	伸縮装置	1 エキスパンション型	取付け間隔 (δ)	目地幅(d)とし $d \leq 30\text{ mm}$ の場合 $\delta \pm 20\text{ mm}$ $d > 30\text{ mm}$ の場合 $\delta \pm 10\text{ mm}$	5m 毎に 1箇所測定する。 
		2 伸縮可撓吸収型	取付け間隔 (δ)	目地幅(d)とし $d \leq 50\text{ mm}$ の場合 $\delta \pm 20\text{ mm}$ $d > 50\text{ mm}$ の場合 $\delta \pm 10\text{ mm}$	5m 毎に 1箇所測定する。 
		3 伸縮可撓波型	取付け間隔 (δ)	$\delta - 15\text{ mm} \sim$ $\delta + 10\text{ mm}$	5m 毎に 1箇所測定する。 
止水板			取付け間隔 (δ)	止水板幅 (b) の $\pm 10\%$ 以内	5m 毎に 1箇所測定する。 
ト ト	ダクタイル 腐食対策 構造物内 への 鋼管		鋼管、ダクタイル鉄管 と鉄筋との間隔 (d)	設計離隔に対し ± 20	管断面の 0° 、 90° 、 180° 、 270° の 4箇所で測定。(各断面の最小離隔距離 d を測定) 
生 砂 敷 均 し	F R P ライ ニ ン グ 補 修		ライニング厚さ	$0 \sim +5$	1面当たり 5箇所測定又は 30 m^2 当たり 5箇所測定。
			敷均し厚さ (各ろ材の層厚を合計した全ろ層厚)	$0 \sim +20$	1池当たり 8箇所測定し、その平均値とする。 測定は洗浄後とする。

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
項目	測定項目			
5 ド ル シ ・ 推 進 工 事	立坑 立理管	基準高	-50	設計図に表示のある主要寸法について測定する。
		立坑の長さ (内寸法) (L)	-30	
		立坑の幅 (a)	-30	
		立坑の高さ (h)	-50	
		立坑の高さ ($h_1 \cdot h_2 \cdot h_3$)	±20	
		立坑の壁厚 (t_1)	-20	
		立坑のスラブ厚 (t_2)	±20	
ド ル シ ・ 推 進 工 事	一次 覆 工	基準高	±50	5 リング毎に測定する。
		勾配	±1/10	
		中心線の水平変位	±100	
		真円度 (上下)	—	
		延長	—	
		管底高	±50	
ド ル シ ・ 推 進 工 事	二次 覆 工	勾配	±1/10	管低高は、施工延長 25m毎に 1 箇所測定する。 管径は、施工延長 50m毎に 1 箇所測定する。 コンクリート巻厚は、1 打設毎に端面で上下左右の 4 点を測定する。
		中心線の水平変位	±50	
		管径 (上下)	±10	
		コンクリート巻厚	-75	
		延長	—	
		基準高	±50	
ド ル シ ・ 推 進 工 事	推 進	勾配	±1/10	延長 10m毎に 1 箇所の割合で測定する。ただし、小口径管 (径 700 mm以下) 推進は両端部とする。
		中心線の水平変位	±50	
		延長	—	
		管中心高	±30	
ド ル シ ・ 推 進 工 事	布 設	延長	±100	延長 40m 毎に 1 箇所の割合で測定する。

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
項目	測定項目			
5 ドル シ ・ 推進工事	管閉塞	断面 (幅・厚さ等) (a・b・b')	±30	実施箇所毎に測定する。 
6 時立組仮 工橋管水 事工去撤 事外	橋鋼	全長及び支間長	日本水道鋼管協会「水管橋工場組立及び現場架設基準」に準拠する。	全数を測定する。
		製作キャンバー		各支点及び継手部を測定する。
		軸心の曲り		各支点及び各支間の中央付近を測定する。
		現場溶接継手部のすき間		各支点部を測定する。
		補剛部材の高さ		各支点及び各支間の中央付近を測定する。
		桁、トラスの中心間距離		各支点及び各支間の中央付近を測定する。
		補剛部材の鉛直度		各支点及び各支間の中央付近を測定する。
7 撤去	厚膜塗	各層膜厚	塗膜厚の測定 塗膜厚は、測定項目に示すとおり、下塗、中塗、上塗、の各種毎に測定する。 合計膜厚は、設計膜厚以上とする。 1 鋼橋（水管橋本体） 厚さは電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の3箇所以上、その箇所の円周任意の4点で測定する。 2 歩廊等（付属部材） 10 m ² につき1箇所測定する。	送配水管の口径350mm以下を対象とする。 設計値は、設計図に定める撤去延長とする。

※第1編 1-3-2-2 材料の調達、表 3-1 に規定する品名「消火栓」を適用する。

なお、上表以外の出来形管理については、「川崎市土木工事施工管理基準」に準拠する。

2 品質管理基準

2-1 品質管理基準適用の留意点

- (1) この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場での施工に対する試験(測定)種目と、その管理基準を定めたものであり、各工種の試験(測定)基準により品質管理表等を作成しなければならない。
- (2) 道路復旧等の品質管理基準は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。
- (3) 本品質管理基準以外の品質管理については、「川崎市土木工事施工管理基準」に準拠するものとする。
- (4) 「川崎土木工事施工管理基準」の「川崎市土木工事試験実施要領」（以下「試験実施要領」という。）について、次のとおりとする。
 - ①試験実施要領第6条1項における「第4条に基づく試験」については、「川崎市土木工事施工管理基準 品質管理基準及び規格値」における試験区分「必須」の試験に適用する。
 - ②試験実施要領第6条2項における「公的試験機関以外で行う場合には、試験項目、試験施設及び立会い方法について、事前に監督員と協議し承諾を得た後、実施するものとする。」については、「公的試験機関以外で行う場合には、監督員の承諾を得るものとする。」と読み替え適用する。

2-2 各工種及び試験(測定)項目等

受注者は、品質管理に当たっては、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験(測定)項目等について工事着手前に協議しなければならない。

2-3 品質管理基準表

項目	種類	管理項目	管理基準			摘要	
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格		
配水管材料	鉄管	水道用ダクタイル鉄管	日本水道協会による検査	川崎市上下水道局「水道用配管材料仕様書」に準拠する。	製造業者名の「受検証明書」 ※内面塗装、外表面塗装は、設計図書で指定したもの。		
		水道用ダクタイル鉄異形管					
		水道用ダクタイル鉄管用接合部品					
		その他材料					
	弁栓類	弁類					
		栓類					
	鋼管	水道用塗覆装鋼管	日本水道協会による検査	川崎市上下水道局「水道工事標準仕様書」に準拠する。(第1編3-3-5、3-4-5) JIS G 3443-1 JIS G 3443-2 JIS G 3454 JIS G 3457 JIS G 3459 JIS G 3468 JWWA G 117 JWWA G 118		水道法第13条の規定に基づく給水開始前検査に準ずる水質検査及び施設検査結果報告書を作成し提出する。	
		水道用塗覆装鋼管(異形管)					
		水道用ステンレス鋼管					
	その他	その他水道用付属品					
給水材料	水道用管・継手類	水道用管・継手類	原則として、第三者認証又は自己認証による	川崎市上下水道局「給水装置設計施行指針」及び「指定給水用器材仕様書」に準拠する。		水道法第13条の規定に基づく給水開始前検査に準ずる水質検査及び施設検査結果報告書を作成し提出する。	
		弁類					
		栓類					
		その他水道用付属品					
		ボルトの締付けトルク	継手箇所毎	日本ダクタイル鉄管協会の発行する接合要領書に準拠する。		継手チェックシートを作成し提出する。	
		接合部各間隔測定					
(2) 管配	鉄管の接合						

項目	種類	管理項目	管理基準			摘要
			試験方法	試験（測定）の基準	品質規格	
管配(2)	鋼管の溶接	外観検査	目視	接合箇所毎	<ol style="list-style-type: none"> 1 余盛りの形状 2 アンダーカットの深さ、長さ、分布状況 3 溶接部及び付近の割れ 4 オーバーラップ 5 ピット 6 ビード形状スラグ及びスパッタの付着 	社内検査データ及び写真を提出する。
		放射線透過試験(X線)	JIS Z 3104 鋼管溶接継手の放射線透過試験方法 撮影方法は内部線源撮影方法 小口径管等で人が入れない場合は二重壁片面撮影 JIS Z 3106 ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法	試験は、水道工事標準仕様書のとおり実施する。	川崎市上下水道局「水道工事標準仕様書」に準拠する。(第2編1-2-4 6-(3)-⑨) 判定は、JIS Z 3104及びJIS Z 3106の3類以上とする。	透過写真を提出する。
		超音波探傷試験	JIS Z 3050 パイプライン溶接部の非破壊検査 JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法	試験は、水道工事標準仕様書のとおり実施する。	川崎市上下水道局「水道工事標準仕様書」に準拠する。(第2編1-2-4 6-(3)-⑨)	試験成績表を提出する。
		無溶剤形エポキシ樹脂塗装(内面塗装)	下地処理検査	塗装箇所毎	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶接によって生じた有害な突起があるときは、グラインダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。 2 ちり、ほこり、泥等が付着しているときには、きれいな綿布で除去し清掃すること。 3 水分が付着しているときは、乾いた綿布で拭き取った後に乾燥させること。 4 スパッタ、溶接部の熱影響によって生じるヒートスケール及び溶接酸化物等をブラスト、サンダ等で除去し、清掃すること。 5 下地処理の程度については、ロータリ一式下地処理工具によって、SSPC-SP11の等級に仕上げること。 6 付着した油分を溶剤で布等を用いて完全に除去すること。 7 溶接によって損傷した部分の塗膜をサンダ等により除去すること。また、除去部分周辺の損傷を受けていない塗膜及び工場塗装部との塗り重ね部分は、幅25mm程度にわたりサンダ等で表層のみ目粗し処理して、層間剥離が起きないようにすること。 	試験成績表を提出する。
		外観検査	川崎市上下水道局「水道工事標準仕様書」に準拠する。(第2編1-2-4 6-(3)-⑧) 異物の混入、著しい塗りむら、流れ等がないこと。			
		ピンホール及び塗り残し検査	ホリデーデテクタで測定した塗膜全面について火花の発生がないこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">塗膜厚 (mm)</td> <td style="width: 50%;">試験電圧 (V)</td> </tr> <tr> <td>0.5</td> <td>2000~2500</td> </tr> </table>		塗膜厚 (mm)	試験電圧 (V)
塗膜厚 (mm)	試験電圧 (V)					
0.5	2000~2500					
塗膜厚検査 電磁膜厚計又は他の測定器具	塗装箇所毎 円周上任意の4点	JWWA K 157 塗膜厚さ 0.5mm以上(硬化後)				

項目	種類	管理項目	管理基準			摘要
			試験方法	試験（測定）の基準	品質規格	
(2) 管配	鋼管の溶接	ジョイントコート (外面塗装)	下地処理検査	被覆箇所毎	<ol style="list-style-type: none"> 溶接によって生じたスラグ、スパッタ、仮付けピース跡、ビード部凹凸等の有害な突起は、ディスクグラインダ等によって除去又は滑らかに仕上げること。 スケール、鏽、熱影響を受けたプライマー等は、カップワイアーブラシ、ディスクサンダ等で除去すること。 ほこり、泥が付着しているとき、布等で拭き取る。 水分が付着しているときは、乾いた布等で拭き取った後、鋼面を十分に乾燥させる。 油分が付着しているときは、溶剤を含ませた布等で拭き取る。 	試験成績表を提出する。
			外観検査		<ol style="list-style-type: none"> 焼損があつてはならない。 有害な欠陥となる両端の大きなめくれがあつてはならない。 ジョイントコートの両端から 50 mm 以内にふくれがあつてはならない。 工場塗装部との重ね長さは、片側 50 mm以上とする。 円周方向の重ね長さは、50 mm以上とする。 	試験成績表を提出する。
			ピンホール検査		ピンホール探知機を用いて行い、火花の発生するような欠陥があつてはならない。検査電圧は、10000～12000Vとする。	
		膜厚検査	被覆箇所毎		加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5 mm以上とする。	試験成績表を提出する。

なお、上表以外の品質管理については、「川崎市土木工事施工管理基準」に準拠する。

第3章 水道機械・電気設備工事編

1 出来形及び品質管理基準

出来形及び品質管理（測定項目、規格値（基準値）等）は、水道工事標準仕様書に定めるもののほか、日本下水道事業団の定める「機械設備工事必携（工場検査編）」、「機械設備工事必携工事管理記録（本編）」及び「電気設備工事必携第1章第2～4節」によるものとする。

2 他の基準の準用

受注者は、水道機械・電気設備工事の中に土木構造物等が含まれるものについては、その該当する工事の出来形及び品質管理基準に準拠しなければならない。

附則 2 水道工事写真管理基準

目 次

1 総則-----	附2-1
1－1 適用範囲-----	附2-1
1－2 工事写真の分類-----	附2-1
2 撮影-----	附2-1
2－1 撮影頻度-----	附2-1
2－2 撮影方法-----	附2-1
2－3 写真の省略-----	附2-2
2－4 写真の編集等-----	附2-2
2－5 撮影の仕様-----	附2-2
2－6 撮影の留意事項-----	附2-2
3 整理提出-----	附2-3
4 その他-----	附2-3

(水道土木工事)

表-1.1 撮影箇所一覧表（全体）-----	附2-4
表-1.2 撮影箇所一覧表（品質管理）-----	附2-5
表-1.3 撮影箇所一覧表（出来高管理）-----	附2-6

(水道機械設備工事)

表-2 撮影箇所一覧表（全体）-----	附2-11
----------------------	-------

(水道電気設備工事)

表-3 撮影箇所一覧表（全体）-----	附2-12
----------------------	-------

別紙「フィルムカメラを使用した場合の水道工事写真管理基準」-----別紙-1

1. 総則

1-1 適用範囲

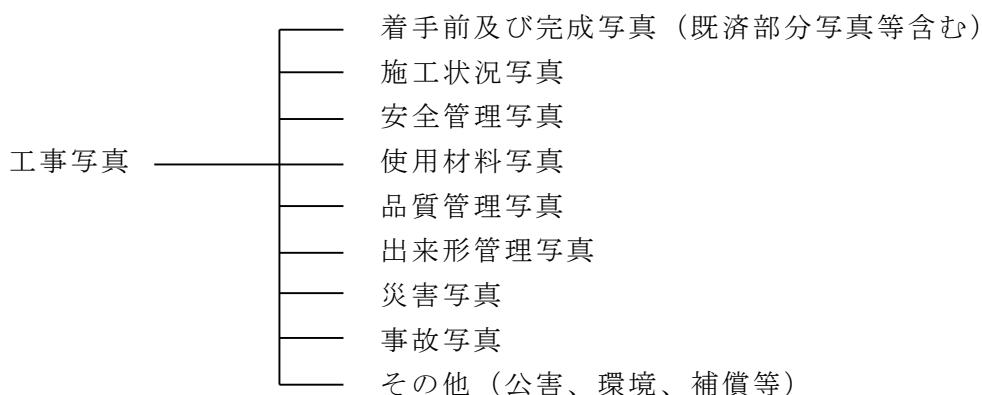
この水道工事写真管理基準は、川崎市上下水道局が発注する水道事業及び工業用水道事業に係る請負工事（以下「水道工事」という。）の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の水道工事写真管理基準」による。

ただし、水道建築工事は、水道工事標準仕様書第4編（水道建築工事編）による。

1-2 工事写真の分類

工事写真は、原則として以下のように分類するものとする。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真の撮影頻度等は、次に示すものとする。

(1) 水道土木工事

水道土木工事は、表-1.1、表-1.2及び表-1.3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

(2) 水道機械・電気設備工事

水道機械・電気設備工事は、表-2及び表-3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板（図-1参照）の文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法

- ⑥ 略図
- ⑦ 工事場所
- ⑧ 撮影年月日
- ⑨ 施工者名

工事名	平成 年度	契約番号	工事
工事場所		撮影年月日	年 月 日
工種		位置	No.
略図			
寸法			
			施工者

図-1 小黒板（例）

小黒板の判読が困難となる場合は、「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る補完説明資料」に規定する写真情報に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を項目ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-4 写真の編集等

写真的信憑性を考慮し、原則、写真編集は認めないものとする。

2-5 撮影の仕様

写真的色彩やサイズは、以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4とする。（約130万画素程度～約200万画素程度=1280×960程度～1600×1200程度）

2-6 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない項目については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は、「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る補完説明資料」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の水道工事写真管理基準」による。

4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工事の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る補完説明資料」に基づく写真ファイルの作成が不要なものを示す。

表-1.1 撮影箇所一覧表（全体）
(水道土木工事)

区分		写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 (着手前)	着手前1枚	40m毎に1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 (完成後)	施工完了後1枚	40m毎に1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 (月末)	不要		
		施工中の写真	工種、種別、細別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 (施工中)	適宜 (設計書の体系に準じた整理を行うこと)		
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 (施工中)	不要	工事打合せ簿に添付し監督員に提出する。	
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 (施工前後)	代表箇所1枚		
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて (発生時)	不要	工事打合せ簿に添付する。	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 (設置後)	不要		
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 (設置後)			
		監視員交通整理状況	各1回 (作業中)			
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 (実施中)	不要	実施状況資料に添付する。	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 (使用前)	不要	品質証明に添付する。 (公的機関による品質証明書がある場合、写真不要)	
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回			
		検査実施状況	各品目毎に1回 (検査時)			
品質管理		表 1.2 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影				
		不可視部分の施工	適宜	適宜		
出来形管理		表 1.3 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影				
		不可視部分の施工	適宜	適宜		
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 (被災前) (被災直後) (被災後)	不要	事故等発生報告書に添付する。	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	不要	事故等発生報告書に添付する。	
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	適宜		
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 (設置後)	適宜		

表-1.2 撮影箇所一覧表（品質管理）
(水道土木工事)

項目		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度	
配管	鋳鉄管接合	接合部測定状況	10口に1回 (最低数量は4回とする。 ただし、4口未満の場合は、全口数とする。)	不要	
		X線検査状況	10口に1回 (最低数量は4回とする。 ただし、4口未満の場合は、全口数とする。)	不要	
	鋼管接合	超音波検査状況	10口に1回 (10口未満の場合は、 1回とする。)		

なお、上表以外の写真管理については、「川崎市土木工事写真管理基準」に準拠する。

表-1.3 撮影箇所一覧表（出来形管理）
(水道土木工事)

項目	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度	
1 () 管布設工事	布設	土被 (h ₁)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚
		占用位置 (S ₂)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚
	管防護	コンクリート断面 (A・B・C・L・H)	出来形管理実施箇所毎に全景 1 枚	代表箇所 1 枚
		管下高 (h)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚
管 2 () 付属設備工事	消火栓※	カップリング位置 (b)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚
	急速空気弁	位置 (b)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚
	双口空気弁	スピンドル位置 (a)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚
	仕切弁	スピンドル位置 (a)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚
	鉄蓋	鉄蓋位置 (c)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所 1 枚

水道工事写真管理基準

(水道土木工事)

項目		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度	
塗管～3～ ～面内～ ～面外～ ～装工事～	トコトン 又は ヘトシ ～面外～ ～装塗樹 脂用液状 エボキシ	熱収縮 ブリュヂ ～面外～	工場塗装と重ね長さ	10口に1回 (最低数量は4回とする。ただし、4口未満の場合は、全口数とする。)	代表箇所各1枚
		～面外～ ～装塗樹 脂用液状 エボキシ	シートの円周方向の重ね長さ	10口に1回 (最低数量は4回とする。ただし、4口未満の場合は、全口数とする。)	
	～面内～ ～装塗樹 脂用液状 エボキシ	塗装膜		10口に1回 (最低数量は4回とする。ただし、4口未満の場合は、全口数とする。)	代表箇所1枚
事工物造構設施道水～4～ ～構造物～	1 各部材の寸法 ～構造物～	基準高(▽)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
		壁体の鉛直のずれ(δ)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
		支間寸法(1)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
		断面寸法 柱・桁及び類似部材の断面寸法又は壁、床版、頂版及び類似部材の厚さ ($b^1 \cdot b^2 \cdot t^1 \cdot t^2$)	出来形管理実施箇所毎に全景1枚	代表箇所1枚	
		平面長 (L・L1・B・B1)	出来形管理実施箇所毎に全景1枚	代表箇所1枚	
		高さ(H)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
		2 仕上 がり 面	平坦性(α) (床版・頂版) コテ仕上げ	出来形管理実施箇所毎に撮影	

(水道土木工事)

項目			写真管理項目			摘要	
			撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度		
事工物造構設施道水 ^一 4 ^一	伸縮装置	1 シヨシンパスキエ 型	取付け間隔(δ)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚		
		2 伸縮可撓吸収型	取付け間隔(δ)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚		
		3 伸縮可撓波型	取付け間隔(δ)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚		
止水板		取付け間隔(δ)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚			
ト ワクダ ^コ ク ^ク ロ ^タ セ ^イ ル ^ル 腐 ^ク 食 ^ク 対 ^ク 策 ^ル 構 ^ク 造 ^ク 物 ^ク 内 ^ク ヘ ^ク の ^ク 鋼 ^ダ 管 ^ク ・		鋼管、ダクタイル鋳鉄管と鉄筋との間隔	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚			
薬品貯蔵ライニング補修 F R P ライ ニ ン グ 補 修		ライニング厚さ	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚			
ろ 生塵 砂 敷 均 し		敷均し厚さ (各ろ材の層厚を合計した全ろ層厚)	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚			

水道工事写真管理基準

(水道土木工事)

項目		写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度		
・ドリシ5 ～設本～ ・ドリシ 推進工事	坑立理管	基準高	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所各1枚		
		立坑の長さ(内寸法)(L)				
		立坑の幅(a)				
		立坑の高さ(h)				
		立坑の高さ(h ¹ ・h ² ・h ³)				
		立坑の壁厚(t ¹)				
		立坑のスラブ厚(t ³)				
	一次覆工	基準高	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所各1枚		
		勾配				
		中心線の水平変位				
		真円度(上下)				
		延長				
	二次覆工	管底高	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所各1枚		
		勾配				
		中心線の水平変位				
		管径(上下)				
		コンクリート巻厚				
		延長				
		基準高				
	推進	勾配	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所各1枚		
		中心線の水平変位				
		延長				
		管中心高				
	布設	延長	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所各1枚		

(水道土木工事)

項目	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度	
・トル・シ～ 推進工事	管閉塞	断面(幅・厚さ等) (a・b・b')	出来形管理実施箇所毎に 全景1枚	代表箇所1枚
事工橋管水～6～	～時立組 ～面外 ～厚膜塗	全長及び支間長	出来形管理実施箇所毎に 撮影	架設時においても、同様 とする。
		製作キャンバー		
		軸心の曲り		
		現場溶接継手部のすき 間		
		補剛部材の高さ		
		桁、トラスの中心間距 離		
		補剛部材の鉛直度		
事工去撤～7～	水道管	各層膜厚	出来形管理実施箇所毎に 撮影	代表箇所1枚
		管の吊上げ撤去作業状 況	40mごとに1箇所	代表箇所1枚
	管付属物	撤去管の延長	1日に1回(口径が複数 ある場合は、判読できる よう管理撮影すること。)	代表箇所1枚
	構造物	弁栓類	撤去毎に撮影	代表箇所1枚
(8)給水付替工事	布設	施工状況	1日あたり一箇所 (占用工事施工基準(別 表5)に準じる)	代表箇所1枚
	分水栓	分水栓設置状況	付替箇所毎に撮影	代表箇所1枚

※第1編1-3-2-2材料の調達、表3-1に規定する品名「消火栓」を適用する。

なお、上表以外の写真管理については、「川崎市土木工事写真管理基準」に準拠する。

表-2 撮影箇所一覧表（全体）

(水道機械設備工事)

区分	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
着工前及び完成	施工前及び施工後の状況 1 施工前と施工後の写真は同一位置、方向から対比できるように撮影する。 2 起点終点の明確なものについては必ずポール等を立て位置を表示する。 3 施工場所が広大で1枚に納まらない場合は、継写として1枚に整理する。	施工前後と途中必要に応じて撮影する。	
施工状況	機器の基礎施工状況 1 芯出し状態 2 はつり深さ(軀体鉄筋の露出状態) 3 基礎ボルトと軀体鉄筋の溶接状態 4 型枠組立て状態 5 コンクリート打設状態 6 モルタル仕上げ状態	適宜	3について、主要機器はすべて撮影する。
安全管理	保安設備の状況 掘削又は高所作業がある場合	適宜	
品質・出来形管理	機器搬入据付け状況 1 据付場所への荷下ろし状態 2 据付中の状態	適宜	
	埋設又は隠ぺい箇所の配管・配線等の布設状況 1 埋設深さ 2 埋設する配管の状況	全部	
	主要機器内部構造の社内組立て状況 同機種で複数の機器は、一機種の製品で可とする。 なお、汎用品は除く。 カバー、充填物を取付けた社内組立て状況後では、内部構造の確認が困難なもの。ただし、据付け現場で内部点検できるものは除く。	適宜	内部構造がわかるように撮影する。
	摩耗、腐食のおそれのあるもの	適宜	稼働前の状況がわかるように撮影する。
	各種内面ライニング等の厚さ 2 ライニング等の方法	適宜	
	塗装又は被作業の工程別施工状況 素地調整(ケレン)から仕上げ塗装までの各工程(主要機器)	適宜	
	各種調査状況 調査実施状況	適宜	
	各種試験状況 試験実施状況(荷重試験等)	適宜	
その他	その他必要な箇所 監督員の指示による。	適宜	

表-3 撮影箇所一覧表（全体）

(水道電気設備工事)

区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度
		状況写真	確認写真		
着手前及び完成	全景着手前	電気室、発電機室、中央監視室等代表的な電気関連室、代表的な施工現場		着手前	着手前1回
	全景完成	同上		完成後	施工完了後1回
	施工部分の着手前状況	電気室、機械室、発電機室基礎等		着手前	1施工箇所ごとに1回
		各細別ごと		〃	〃
施工状況	仮設設備	使用材料、仮設状況、形状寸法、管理状況		施工前 施工後	1施工箇所ごとに1回
	設計図書と不一致	設計図書と現地との不一致状況		発生時	必要に応じて
	既設設備	増設部の既設状況		施工前	1施工箇所ごとに1回
	検査等	各種検査等の実施状況		検査中	検査ごとに1回
災害及び事故		工事中の災害及び事故が発生した場合の現状及び復旧状況等		発生時	必要に応じて
安全管理		工事標示板、労災保険、建設業許可書、建退共精度適用事業主現場標示板、施工体系図等の設置		設置後	種類ごとに1回
		防護施設、安全表示施設、事故対策施設等の設置状況		〃	〃
		安全訓練、安全教育等の実施状況		実施中	実施ごとに1回
使用材料	資材・機器の搬入	機器搬入に要する建設機械、仮設設備の設置状況		搬入前	1施工箇所ごとに1回
		仮置き、搬入状況		搬入中	〃
	資材	搬入状況	資材の規格・表示マーク、寸法（長さ、幅、径等）、数量等	搬入時	資材ごとに1回
品質・出来形管理	機器製作写真	機器単体 (機器)	組立	組立状況	組立
		完成	完成写真	完成時	1回
	試験 (機器)	出来形	形状寸法等	検測時	必要に応じて
		品質	測定試験実施中（試験用機材）	〃	測定細別ごと1回
	工場試験	社内試験 工場検査	試験状況、検査状況	試験 検査時	主要検査項目

(水道電気設備工事)

区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度	
		状況写真	確認写真			
品質・出来形管理	共通	あと施工アンカーボルト	施工状況	径、穿孔長、孔内清掃、挿入深さ等	施工中	施工箇所ごとに1回
		発生材	発生材の整理・集積・搬出の状況等(搬出業者名がわかるもの)	発生材の名称、数量、規格等	搬出前	細別ごとに1回
		障害物	形状・寸法等、工事目的物と障害物との関係		発生時施工中	必要に応じて
		各種試験	各種試験(検査)の状況等	各種試験結果、試験用機材等	試験検査時	測定、試験(検査)細別ごとに1回
		その他	施工完了後確認しがたい箇所		施工中	必要に応じて
土工事	地中電路及びマンホール等	掘削・砂敷・埋戻・締固め等の施工状況	掘削深さ・巾、砂敷づめ深さ・巾(下部、中間部、上部)、発生土埋め戻し深さ等	〃	施工箇所ごとに1回	
		全景写真	施工状況	〃	施工前後と途中必要に応じて	
マンホール・ハンドホール築造工事	基礎部	施工状況	碎石厚・寸法、捨てコンクリート厚・寸法等	〃	施工箇所ごとに1回	
	築造部	・現場うちマンホール配筋・型枠・コンクリート打設等の施工状況 ・組立式マンホール搬入・組立・防水処置等の施工状況	・現場打ちマンホール配筋径・ピッチ・カブリ、寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、防水モルタル仕上げ(内面、首部)等 ・組立式マンホール寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、首部防水モルタル仕上げ等	〃	〃	

(水道電気設備工事)

区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度	
		状況写真	確認写真			
品質・出来形管理	コンクリート工事(ピット築造工事、盤基礎等)	地業工事	砂利・碎石締め固め等の施工状況	碎石厚・寸法、捨てコンクリート厚・寸法等	施工中	施工箇所ごとに1回
		鉄筋工	配筋等の施工状況	配筋径・ピッチ・カブリ、寸法、基礎ボルト・あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		コンクリート工事	コンクリート打設(内部振動機による締固め状況)、金ごて仕上げ・養生等の状況等	スランプテスト、強度試験等	〃	〃
		モルタル工事	目荒し、接着剤塗布の状況等	仕上がり厚等	〃	〃
		型枠	内面コーティング材の使用状況	寸法等	〃	〃
		縁金物	水平・垂直確認、取付等の施工状況等	取付け配筋の径・ピッチ、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		防塵塗装	塗布面のクラック補修・塗布の状況等	塗布量・回数等	〃	〃
	電線路工事	ラック工事	振れ止め防止処置、セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線種別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		ダクト工事	点検口の位置関係、セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線種別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
		バスダクト工事	セパレータ取付け、エキスパンション部の取付け、ボンディングアース、配線種別表示の状況等	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト等	〃	〃
	アクセスフロア工事	アクセスフロア工事	支持脚接着剤塗布、縁金物・ボーダー部のクッション材等の施工状況	アクセスフロア据付高さ等	〃	〃

(水道電気設備工事)

区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度	
		状況写真	確認写真			
品質・出来形管理	電線路工事	防火区画工事等	防火区画処理等の段階ごとの施工状況等	寸法、充填材量、認証マーク貼付等	施工中	施工箇所ごとに1回
		隠ぺい配管工事	敷設等の施工状況	支持及びボンディング、鉄筋への結束等	〃	〃
		地中配管工事	管末防水処理、防食処置、異種管との接続、埋設柱・導入線・末端部のキヤップ等の施工	離隔、埋設シート布設深さ	〃	〃
		露出配管工事	敷設等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、ボンディングアース、ブルボックス水抜き穴等	〃	〃
	配線工事	延線	使用機材の状況、延線状況		〃	〃
		電線類の接続	端末処理の状況(高圧・低圧ケーブル)、負荷への接続状況、盤内整線状況、引込み部及び配管端のシール状況等		〃	〃
		ラック上の敷設	離隔、結束、整線等		〃	〃
		ダクト内の敷設	同上		〃	〃
		ピット内の敷設	離隔、結束、整線、接地線種別、表示札の取付、セパレータ取付・オンディング等		〃	〃
		マンホール・ハンドホール内の敷設状況	余長・整線状況、行先表示札等の状況		〃	〃
	架空配線工事	建柱、張架	埋設、支線の施設、延線、強電線弱電線の離隔の施工状況	電柱支柱の根入れ深さ、根かせ・ステープルの埋設深さ等	〃	〃
	接地工事	銅板、銅覆鋼棒	施工状況	極上端の埋設深さ、極間の離隔、極と接地線の接続、接地線埋設深さ、地下・地上部保護管長さ、接地抵抗値、接地極埋設標等	〃	〃

(水道電気設備工事)

区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度	
		状況写真	確認写真			
品質・出来形管理	接地工事	ボーリング	施工状況、掘削機の設置・撤去の施工状況等	ビット径、掘削深度（ロッド本数と電極本数）、電極最上部埋設深さ、接地抵抗低減剤量（袋数及び空袋数）、電極と接地線の接続、電極最上部の埋設深さ、接地線埋設深さ、地下・地上部保護管長さ、接地抵抗値、接地極埋設標等	施工中	施工箇所ごとに1回
	溶接工事	溶接	素地調整（ケレン）から仕上げまでの各工程、火災防火の施工状況等	〃	〃	
	塗装工事	塗装	素地調整（ケレン）から仕上げまでの各工程、火災防火の施工状況等	〃	〃	
	機械配管工事	機械配管据付	水・油・ガス管接合用シール材、排ガス管の断熱材、固定金物、天井・床・壁貫通処置、耐震補強等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、耐圧・気密試験等	〃	
	機器据付工事	機器の据付等	段取り、取付け水平・垂直の確認、引込口の小動物等の侵入防止等の施工状況	ベース・母線等の締付けトルク、機能増設の前後、少量危険物との離隔等	〃	
	その他の工事	盤等架台の据付等	段取り、取付け水平・垂直の確認等の施工状況	あと施工アンカーボルト、調整ライナー、ベースの締付けトルク等	〃	
		防波管等の据付	固定金物、排泥部等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、通水穴の大きさ・方向、水位計落下防止等	〃	
		壁貫通工	鉄筋等の深査、工法、軸体鉄筋の状況、耐震補強等	〃	〃	
		機器まわり等の防水・防湿・開口部処置	シール、水抜き穴、開口部処置等の施工状況	〃	〃	
		その他	監督職員が特に指定する撮影対象	〃	その都度	

別紙「フィルムカメラを使用した場合の水道工事写真管理基準」

1. 総則

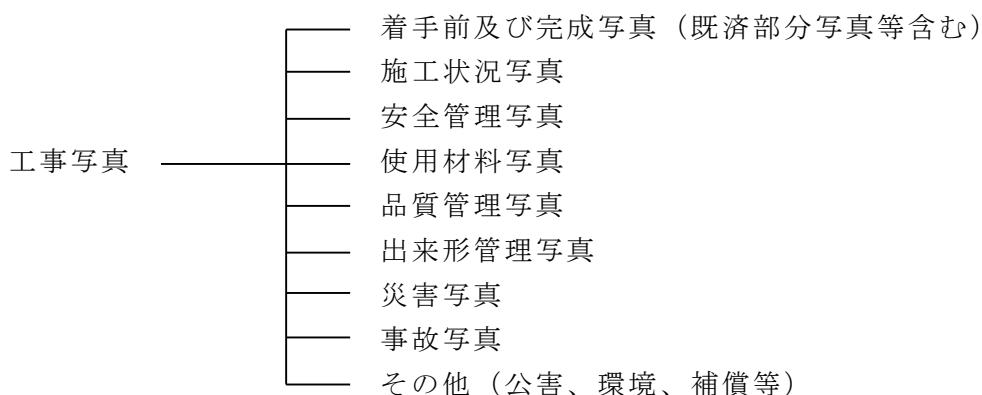
1-1 適用範囲

この水道工事写真管理基準は、川崎市上下水道局が発注する水道事業及び工業用水道事業に係る請負工事（以下「水道工事」という。）の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

ただし、水道建築工事は、水道工事標準仕様書第4編（水道建築工事編）による。

1-2 工事写真の分類

工事写真是、原則として以下のように分類するものとする。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真的撮影頻度等は、次に示すものとする。

(1) 水道土木工事

水道土木工事は、「附則2 水道工事写真管理基準」の表-1.1、表-1.2及び表-1.3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

(2) 水道機械・電気設備工事

水道機械・電気設備工事は、「附則2 水道工事写真管理基準」の表-2及び表-3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板（図-1参照）の文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法

- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図
- ⑦ 工事場所
- ⑧ 撮影年月日
- ⑨ 施工者名

工事名	平成 年度	契約番号	工事
工事場所		撮影年月日	年 月 日
工種		位置	No.
略図			
寸法			
			施工者

図-1 小黒板（例）

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を項目ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-4 撮影の仕様

写真的色彩や大きさは、以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものはその指示した大きさとする。

2-5 留意事項

水道工事写真管理基準の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するも

のとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 水道工事写真管理基準の撮影箇所一覧表に記載のない項目については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

(1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、水道工事写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、水道工事写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

なお、「提出頻度」とは受注者が「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

4. その他

水道工事写真管理基準の撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工事の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。